

二千六年の海上の労働に関する条約

二千六年の海上の労働に関する条約

前文

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千六年二月七日にその第九十四回会期として会合し、

既存の国際的な海上の労働に関する条約及び勧告に含まれる全ての最新の基準並びに他の国際的な労働に関する条約（特に次に掲げるものを含む。）において認められる基本的な原則を可能な限り含む一の整合性のある文書を作成することを希望し、

千九百三十年の強制労働条約（第二十九号）

千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約（第八十七号）

千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約（第九十八号）

千九百五十一年の同一報酬条約（第百号）

千九百五十七年の強制労働の廃止条約（第百五号）

千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約（第百十一号）

千九百七十三年の最低年齢条約（第百三十八号）

千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）

適切な労働条件を促進する国際労働機関の中核的な任務に留意し、

千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言を想起し、

船員が国際労働機関の他の文書の規定の適用を受けること並びに全ての者に適用される基本的な権利及び自由として確立された他の権利を有することに留意し、

海運業の地球的規模の性質に鑑み、船員が特別の保護を必要とすることを考慮し、

改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約及び改正された千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に規定する船舶の安全、人間の安全保障及び船舶の管理の質に関する国際基準並びに改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に規定する船員の訓練及び能力の要件に留意し、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約が、一般的な法的枠組みであって海洋における全ての活動

をその枠内で実施しなければならないものを定め、かつ、海事部門における国内的、地域的及び世界的な行動及び協力の基礎として戦略的な重要性があること並びに同条約の完全性が維持される必要があることを想起し、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第九十四条の規定が、特に自国を旗国とする船舶における労働条件、乗組み及び社会上の事項について旗国の責務及び義務を定めていることを想起し、

国際労働機関憲章第十九条8において、いかなる場合にも、総会による条約若しくは勧告の採択又は加盟国による条約の批准は、条約又は勧告に規定された条件よりも関係労働者にとって有利な条件を確保している法律、裁決、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされてはならないと規定していることを想起し、

この新たな文書について、適切な仕事の原則を誓約する政府、船舶所有者及び船員の間にできる限り広範に受け入れられることを確保するものとすべきであり、容易に更新することができるべきであり、並びに効果的に実施し、及び執行することができるべきであると決意し、

前記の会期の議事日程の唯一の議題であるこのような文書の実現のための提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、二千六年の海上の労働に関する条約と称することができる。）を二千六年二月二十三日に採択する。

一般的義務

第一条

1 この条約を批准する加盟国は、適切な雇用に関する全ての船員の権利を確保するため、第六条に定めるところによりこの条約の規定を完全に実施することを約束する。

2 加盟国は、この条約の効果的な実施及び執行を確保するために相互に協力する。

定義及び適用範囲

第二条

1 この条約の適用上、特定の規定において別段の定めがある場合を除くほか、

(a) 「権限のある機関」とは、関係する規定の対象となる事項に関して法的効力を有する規則、命令その他の指示を発し、及び執行する権限を有する閣僚、官庁その他機関をいう。

(b) 「海上労働遵守措置認定書」とは、第1.1.3.5.規則に規定する認定書をいう。

- (c) 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書 I に定めるトン数の測度に関する規則又はこれを承継する条約に従って計算される総トン数をいう。国際海事機関によって採択されたトン数の測度に関する暫定的な制度の対象となる船舶については、総トン数は、国際トン数証書（千九百六十九年）の備考欄に記載されるものをいう。
- (d) 「海上労働証書」とは、第 5.1.3 規則に規定する証書をいう。
- (e) 「この条約上の義務」とは、この条約の本文並びに規則及び規範 A 部に定める義務をいう。
- (f) 「船員」とは、職務のいかんを問わず、この条約が適用される船舶において雇用され、従業し、又は労働する者をいう。
- (g) 「船員の雇用契約」には、雇用契約及び雇入契約の双方を含む。
- (h) 「船員の募集及び職業紹介のための機関」とは、公的部門又は民間部門において、船舶所有者に代わって船員を募集すること又は船員を船舶所有者に紹介することに従事する個人又は会社、協会、機関その他の団体をいう。
- (i) 「船舶」とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適

用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。

(j) 「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、裸傭船者^{よう}その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であつて、当該所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、この条約に従つて船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。

2 この条約は、別段の明文の規定がある場合を除くほか、全ての船員について適用する。

3 いずれの範疇^{ちゆう}の者をこの条約の適用上船員と認めるべきか否かの問題について疑義がある場合には、その問題については、加盟国の権限のある機関が当該問題に関する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。

4 この条約は、別段の明文の規定がある場合を除くほか、通常、商業活動に従事する全ての船舶（公有のものであるか私有のものであるかを問わない。）であつて、漁ろう又はこれに類する業務に従事する船舶及びダウ、ジャンクその他の伝統的構造の船舶以外のものについて適用する。この条約は、軍艦又は軍の補助艦については、適用しない。

5 この条約を一の船舶又は特定の範疇^{ちゆう}の船舶について適用するか否かの問題について疑義がある場合には、その問題については、加盟国の権限のある機関が関係のある船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。

6 権限のある機関が一の船舶又は特定の範疇^{ちゆう}の船舶であって加盟国を旗国とするものについて第六条1に規定する規範の特定の細目を適用することが現時点では合理的でない又は実行可能でないと決定した場合には、当該規範の関連する規定は、その対象である事項が国内法令、団体交渉の合意又は他の措置により別途取り扱われる限りにおいて適用しない。その決定は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した上でのみ、かつ、国際航行に従事しない総トン数二百トン未満の船舶についてのみ行うことができる。

7 3、5又は6の規定に基づく加盟国による決定は、国際労働事務局長に通報するものとし、同事務局長は、国際労働機関の加盟国に通報する。

8 別段の明文の規定がない限り、「この条約」というときは、規則及び規範を含めていうものとする。
基本的な権利及び原則

第三条

加盟国は、自国の法令の規定が、この条約との関係において、次に掲げるものについての基本的な権利を尊重することを確認する。

- (a) 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認
- (b) あらゆる形態の強制労働の撤廃
- (c) 児童労働の実効的な廃止
- (d) 雇用及び職業についての差別の撤廃

船員の雇用についての権利及び社会的権利

第四条

- 1 全ての船員は、安全基準に適合する安全な職場についての権利を有する。
- 2 全ての船員は、公正な雇用条件についての権利を有する。
- 3 全ての船員は、船舶における適切な労働条件及び生活条件についての権利を有する。
- 4 全ての船員は、健康の保護、医療、厚生に係る措置その他の形態の社会的な保護についての権利を有する。

5 加盟国は、自国の管轄権の範囲内で、1から4までに規定する船員の雇用についての権利及び社会的権利がこの条約上の義務に従って完全に実現されることを確保する。その実現は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、国内法令、適用可能な団体交渉の合意又は他の措置若しくは慣行を通じて達成することができる。

実施及び執行の責任

第五条

1 加盟国は、自国の管轄の下にある船舶及び船員について、この条約に基づく約束を履行するために制定した法令その他の措置を実施し、及び執行する。

2 加盟国は、この条約上の義務の遵守を確保するための制度（定期的な検査、報告、監視及び適用される法令に基づく法的手続を含む。）を構築することにより、自国を旗国とする船舶に対し有効に管轄権を行使し、及び有効に規制を行う。

3 加盟国は、自国を旗国とする船舶がこの条約によって要求される海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書を備えることを確保する。

4 この条約の適用を受ける船舶は、旗国以外の加盟国の港にある場合には、国際法に従い、当該船舶がこの条約上の義務を遵守しているか否かを決定するため、当該加盟国による検査を受けることがある。

5 加盟国は、船員の募集及び職業紹介のための機関が自国の領域内に設立される場合には、当該船員の募集及び職業紹介のための機関に対し有効に管轄権を行使し、及び有効に規制を行う。

6 加盟国は、この条約上の義務に違反することを禁止し、及び国際法に従い、その違反を防止するために十分な内容の法令に基づき、制裁措置を定め、又は是正措置をとることを要求する。

7 加盟国は、この条約を批准していない国を旗国とする船舶がこの条約を批准している国を旗国とする船舶よりも有利な取扱いを受けないことを確保するような方法でこの条約に基づく自国の責任を果たす。

規則並びに規範A部及び規範B部

第六条

1 規則及び規範A部の規定は、義務的なものとする。規範B部の規定は、義務的なものではない。

2 加盟国は、規則に定める権利及び原則を尊重すること並びに規範A部の関連規定に定める方法で各規則を実施することを約束する。さらに、加盟国は、規範B部に定める方法で自国の責任を果たすことについて

て妥当な考慮を払う。

3 規範A部に定める方法で権利及び原則を実施することができない加盟国は、この条約に別段の明文の規定がない限り、規範A部の規定と実質的に同等な自国の法令の規定又は他の措置を通じて規範A部を実施することができる。

4 3の規定の適用上に限り、法令、団体交渉の合意又は他の実施のための措置は、加盟国が次のことを確認する場合には、この条約との関係において、実質的に同等であるとみなす。

- (a) 関係する規範A部の規定の一般的な趣旨及び目的の完全な達成に資するものであること。
- (b) 関係する規範A部の規定の趣旨を実現するものであること。

船舶所有者団体及び船員団体との協議

第七条

この条約により船舶所有者団体及び船員団体との協議が必要とされるこの条約の特例、適用除外又は他の弾力的な適用については、加盟国内に代表的な船舶所有者団体又は船員団体が存在しない場合には、第十三条に規定する委員会との協議を通じてのみ、当該加盟国が決定することができる。

効力発生

第八条

- 1 この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通告する。
- 2 この条約は、国際労働機関の加盟国であつて自国による批准が国際労働事務局長により登録されたもののみを拘束する。

3 この条約は、三十以上の加盟国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十三パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

4 この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

廃棄

第九条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後

一年間は効力を生じない。

2 1に規定する十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しない加盟国は、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、新たな十年の期間が満了することに、この条に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

効力発生の効果

第十条

この条約は、次の条約を改正するものである。

千九百二十年の最低年齢（海上）条約（第七号）

千九百二十年の失業補償（海難）条約（第八号）

千九百二十年の海員の職業紹介条約（第九号）

千九百二十一年の年少者（海上）の体格検査条約（第十六号）

千九百二十六年の海員の雇入契約条約（第二十二号）

千九百二十六年の海員送還条約（第二十三号）

- 千九百三十六年の職員海技免状条約（第五十三号）
- 千九百三十六年の有給休暇（海上）条約（第五十四号）
- 千九百三十六年の船舶所有者責任（傷病海員）条約（第五十五号）
- 千九百三十六年の傷病保険（海上）条約（第五十六号）
- 千九百三十六年の労働時間及び配乗（海上）条約（第五十七号）
- 千九百三十六年の最低年齢（海上）改正条約（第五十八号）
- 千九百三十六年の食料及び司厨^{ちゆう}（船舶乗組員）条約（第六十八号）
- 千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約（第六十九号）
- 千九百四十六年の社会保障（船員）条約（第七十号）
- 千九百四十六年の有給休暇（船員）条約（第七十二号）
- 千九百四十六年の健康検査（船員）条約（第七十三号）
- 千九百四十六年の有能海員の資格証明条約（第七十四号）
- 千九百四十六年の乗組員設備条約（第七十五号）

- 千九百四十六年の賃金、労働時間及び配乗（海上）条約（第七十六号）
- 千九百四十九年の有給休暇（船員）改正条約（第九十一号）
- 千九百四十九年の乗組員設備改正条約（第九十二号）
- 千九百四十九年の賃金、労働時間及び配乗（海上）改正条約（第九十三号）
- 千九百五十八年の賃金、労働時間及び配乗（海上）改正条約（第九十九号）
- 千九百七十年の乗組員設備（補足規定）条約（第三百三十三号）
- 千九百七十年の災害防止（船員）条約（第三百三十四号）
- 千九百七十六年の雇用（船員）の継続性条約（第四百四十五号）
- 千九百七十六年の船員の年次有給休暇条約（第四百四十六号）
- 千九百七十六年の商船（最低基準）条約（第四百四十七号）
- 千九百七十六年の商船（最低基準）条約（第四百四十七号）の千九百九十六年の議定書
- 千九百八十七年の船員の厚生条約（第六十三号）
- 千九百八十七年の健康の保護及び医療（船員）条約（第六十四号）

千九百八十七年の社会保障（船員）改正条約（第百六十五号）

千九百八十七年の船員送還改正条約（第百六十六号）

千九百九十六年の労働監督（船員）条約（第百七十八号）

千九百九十六年の船員の募集及び職業紹介条約（第百七十九号）

千九百九十六年の船員の労働時間及び船舶の配乗条約（第百八十号）

寄託

第十一条

1 国際労働事務局長は、この条約に基づく全ての批准、受諾及び廃棄の登録について国際労働機関の全ての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、第八条3に定める条件が満たされたときは、この条約が効力を生ずる日につき国際労働機関の加盟国の注意を喚起する。

第十二条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、この条約に従って登録された全て

の批准、受諾及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通報する。

特別三者委員会

第十三条

1 国際労働機関の理事会は、海上の労働基準の分野における特別な権限を有する委員会を設立し、当該委員会を通じてこの条約の運用を継続的に検討する。

2 1に規定する委員会は、この条約に従って取り扱われる事項のため、この条約を批准した各加盟国の政府が指名する二人の代表者並びに理事会が合同海事委員会と協議した後任命する船舶所有者及び船員の代表者で構成する。

3 この条約を批准していない加盟国の政府の代表者は、1に規定する委員会に参加することができるが、この条約に従って取り扱われる事項についての投票権を有しない。理事会は、他の機関又は団体に対し、当該委員会にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

4 1に規定する委員会における船舶所有者及び船員の代表者の票については、関係する会合に代表者を出席させ、かつ、投票権を有する政府の総投票権数の半数を船舶所有者のグループ及び船員のグループそれ

それが有することを確保するよう加重する。

この条約の改正

第十四条

1 この条約の全ての規定の改正は、国際労働機関憲章第十九条並びに条約の採択のための国際労働機関の規則及び手続の枠組みにおいて、国際労働機関の総会が採択することができる。規範の改正は、第十五条に定める手続に従って採択することもできる。

2 改正が採択される前にこの条約の批准が登録された加盟国の場合には、当該改正は、批准のために当該加盟国に送付する。

3 2に規定する加盟国以外の国際労働機関の加盟国の場合には、改正された条約は、国際労働機関憲章第十九条の規定に従って批准のために当該加盟国に送付する。

4 改正は、三十以上の加盟国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十三パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの当該改正の批准又は改正された条約の批准が登録された日に受諾されたものとみなす。

5 国際労働機関憲章第十九条の枠組みにおいて採択された改正は、国際労働機関の加盟国であつて自国による批准が国際労働事務局長により登録されたもののみを拘束する。

6 2に規定する加盟国については、改正は、4に規定する受諾の日の後十二箇月を経過した日又は当該改正の批准が登録された日の後十二箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

7 3に規定する加盟国については、9の規定に従うことを条件として、改正された条約は、4に規定する受諾の日の後十二箇月を経過した日又は当該改正された条約の批准が登録された日の後十二箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

8 改正が採択される前にこの条約の批准が登録された加盟国で当該改正を批准していないものについては、この条約は、当該改正を行うことなく効力を有する。

9 改正が採択された後で4に規定する日前にこの条約の批准が登録された加盟国は、批准書に付する宣言書において、その批准が当該改正を行っていない条約に関するものであることを明示することができる。

この条約は、当該宣言書を付した批准の場合には、その批准が登録された日の後十二箇月で当該加盟国について効力を生ずる。批准書に当該宣言書が付されない場合又は4に規定する日以後に批准が登録された

場合には、この条約は、その批准が登録された日の後十二箇月で当該加盟国について効力を生ずるものと
し、当該改正は、7の規定により効力を生じた時に、当該改正に別段の定めがある場合を除くほか、当該
加盟国を拘束する。

規範の改正

第十五条

1 規範は、第十四条に定める手続又は別段の明文の規定がない限り、この条に定める手続に従って改正す
ることができる。

2 規範の改正は、国際労働機関の加盟国の政府又は第十三条に規定する委員会における代表者として任命
された船舶所有者のグループ若しくは船員のグループが国際労働事務局長に提案することができる。加盟
国の政府が提案する改正案は、この条約を批准している五以上の加盟国の政府又は当該船舶所有者のグ
ループ若しくは当該船員のグループが提案し、又は支持するものでなければならない。

3 国際労働事務局長は、改正案が2に定める要件を満たすことを確認した上で、当該改正案を適当と認め
る意見又は提案を付して、国際労働機関の全ての加盟国に速やかに通報し、六箇月以内又は理事会が定め

る他の期間（三箇月以上とし、九箇月以内とする。）内に当該改正案に関する見解又は提案を送付するよう要請する。

4 改正案は、3に規定する期間が満了した時に、3の規定に基づいて表明された見解又は提案の要約を付して、第十三条に規定する委員会に対し、その会合における検討のために送付する。改正は、次の全ての要件を満たす場合には、当該委員会によって採択されたものとする。

(a) この条約を批准した加盟国の政府の半数以上が改正案を検討する会合に代表者を出席させていること。

(b) 当該委員会の委員の三分の二以上の多数が改正に賛成の投票を行うこと。

(c) (b)に規定する三分の二以上の多数の票が、改正案が投票に付される会合において登録された当該委員会の委員である政府の投票権数、船舶所有者の投票権数及び船員の投票権数のそれぞれ半数以上の賛成票で構成されること。

5 4の規定に従って採択された改正は、承認を得るために国際労働機関の総会の次の会期に提出する。その承認には、出席代表により投じられた票の三分の二以上の多数による議決を必要とする。改正案は、当

該多数が得られない場合には、第十三条に規定する委員会が希望するときは、当該委員会に再検討のために付託する。

6 国際労働機関の総会が承認した改正は、その承認の日前にこの条約の批准が登録された加盟国に対して国際労働事務局長が通報する。当該加盟国は、以下「批准加盟国」という。当該通報は、この条の規定の引用を含めるものとし、及び正式な異議の通告のための期間を定める。この期間は、国際労働機関の総会が承認の際に異なる期間（一年以上とする。）を定めた場合を除くほか、当該通報の日から二年間とする。当該通報の写しは、国際労働機関の他の加盟国に情報として送付する。

7 国際労働機関の総会が承認した改正は、6に規定する期間の満了までに、この条約を批准した加盟国の総数の四十パーセントを超える当該加盟国であつて、その商船船腹量の合計が総トン数でこの条約を批准した加盟国の商船船腹量の四十パーセントに相当する商船船腹量以上となるものからの正式な異議の通告を国際労働事務局長が受領しない限り、受諾されたものとみなす。

8 受諾されたものとみなされる改正は、7の規定に従つて正式に異議を通告し、かつ、11の規定に基づく当該異議の撤回を行っていない批准加盟国を除くほか、6に規定する期間の満了後六箇月を経過した日に

全ての批准加盟国について効力を生ずる。ただし、批准加盟国は、次のことを行うことができる。

(a) 6に規定する期間の満了前に、自国の受諾について後に行う明示の通告後にはのみ自国が当該改正によつて拘束されることを国際労働事務局長に通告すること。

(b) 当該改正が効力を生ずる日前に、当該改正の実施を一定の期間延期することを国際労働事務局長に通告すること。

9 8(a)に規定する通告の対象となる改正は、当該通告を行った加盟国が当該改正の受諾を国際労働事務局長に通告した後六箇月を経過した日又は当該改正が最初に効力を生じた日のいずれか遅い日に当該加盟国について効力を生ずる。

10 8(b)に規定する期間は、改正が効力を生じた日から一年又は改正が承認された時に国際労働機関の総会が決定したそれよりも長い期間を超えてはならない。

11 改正について正式に異議を通告した加盟国は、いつでもその異議を撤回することができる。改正が効力を生じた後に異議の撤回の通告を国際労働事務局長が受理した場合には、当該改正は、その通告が登録された日の後六箇月を経過した日に当該加盟国について効力を生ずる。

12 この条約は、改正が効力を生じた後は、改正された形式でのみ批准することができる。

13 この条約の効力を生じた改正の適用を受ける事項に海上労働証書が関連する場合には、次のとおりとする。

(a) 当該改正を受諾した加盟国は、次に掲げる他の加盟国を旗国とする船舶に対して発給された海上労働証書について、この条約による利益を与える義務を負わない。

(i) 7の規定に従って当該改正について正式に異議を通告し、かつ、当該異議を撤回していない他の加盟国

(ii) 8(a)の規定に従い自国の受諾を後に行う明示の通告によって行うことを通告した他の加盟国であつて、当該改正を受諾していないもの

(b) 当該改正を受諾した加盟国は、10の規定に基づく一定の期間当該改正の実施を延期することを8(b)の規定に従って通告した他の加盟国を旗国とする船舶に対して発給された海上労働証書について、この条約による利益を与える。

正文

第十六条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

規則及び規範

第一章 船舶において労働する船員に関する最低限の条件

第1.1規則 最低年齢

目的 最低年齢に達していない者が船舶において労働しないことを確保すること。

- 1 最低年齢に達していない者は、船舶において雇用され、従業し、又は労働してはならない。
- 2 この条約の最初の効力発生時の最低年齢は、十六歳とする。
- 3 規範に規定する場合には、一層高い最低年齢が要求される。

A 1.1 基準 最低年齢

- 1 十六歳未満の者の船舶における雇用、従業又は労働は、禁止する。
- 2 十八歳未満の船員の夜間の労働は、禁止する。このA 1.1基準の規定の適用上、「夜間」は、国内法令及び国内慣行に従って定める。夜間は、午前零時までに開始し、午前五時以降に終了する少なくとも九時間を含むものとする。

3 権限のある機関は、次の場合には、夜間の労働の制限の厳格な遵守に対する例外を設けることができる。

(a) 確立した計画及び予定に従って行われる関係する船員の効果的な訓練が損なわれる場合

(b) 例外の対象となる船員が職務の特性又は承認された訓練計画により、夜間に職務を遂行することを要求され、かつ、権限のある機関が関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、その労働が当該船員の健康又は福祉を害するものではないと決定する場合

4 十八歳未満の船員の雇用、従業又は労働は、労働させることにより当該船員の健康又は安全を損なうおそれがある場合には、禁止する。そのような労働の種類は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、関連する国際的な基準に従って、国内法令又は権限のある機関によって決定される。

B 1.1 指針 最低年齢

1 加盟国は、労働条件及び生活条件を規制する場合には、十八歳未満の年少者の必要性について特別の注意を払うべきである。

第1.2 規則 健康証明書

目的 全ての船員が海上における職務を遂行することに医学上適していることを確保すること。

1 船員は、職務を遂行することに医学上適していると証明されない限り、船舶において労働してはならない。

2 例外は、規範の定めるところによつてのみ認めることができる。

A 1.2 基準 健康証明書

1 権限のある機関は、船員が船舶における労働の開始に先立ち、海上において行う職務を遂行することに医学上適していることを証明する有効な健康証明書を所持することを要求する。

2 権限のある機関は、健康証明書が船員の遂行する職務に照らし当該船員の健康状態を真に反映することを確保するため、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この規範のB部に定める適用可能な国際的な指針に妥当な考慮を払った上で、健康検査及び健康証明書の内容を定める。

3 この基準は、改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW条約」という。）の適用を妨げるものではない。STCW条約の要件に従つて発給された健康証明書は、第1.2規則の規定の適用上、権限のある機関によつて認められる。STCW条約が適用さ

れない船員については、当該要件を実質的に満たす健康証明書が同様に認められる。

4 健康証明書は、正当な資格を有する医師又は専ら視力に関する証明書の場合には当該証明書を発給する資格を有すると権限のある機関によって認められた者が発給する。医師は、健康検査の手続を行う際に医学上の判断を行うに当たって、完全な職務上の独立性を有しなければならない。

5 証明書の発給を拒否された船員又は労働能力、特に時間、労働の分野若しくは航行する区域に関して制限を課された船員は、他の独立性を有する医師又は独立性を有する医事審査員による新たな検査を受ける機会を与えられる。

6 健康証明書には、特に次のことを明示する。

(a) 関係する船員の聴力及び視力並びに従事する労働に対する適性が色覚の欠陥によって影響されるおそれのある職務区分で雇用される船員の場合には色覚が全て満足すべきものであること。

(b) 関係する船員が、海上勤務によって悪化し、若しくは海上勤務に適さなくなるおそれのある健康状態又は船舶内の他の者の健康に害を及ぼすおそれのある健康状態になっていないこと。

7 関係する船員が遂行する特定の職務により又はS T C W条約に基づいて一層短い期間が求められる場合

を除くほか、

(a) 健康証明書は、最長二年の期間有効とする。ただし、十八歳未満の船員の場合には、有効期間は、最長一年とする。

(b) 色覚に関する証明書は、最長六年の期間有効とする。

8 権限のある機関は、緊急の場合には、船員が資格を有する医師から健康証明書を取得することができる。次の寄港地まで、有効な健康証明書なしに労働することを許可することができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) その許可の期間が三箇月以内であること。

(b) 当該船員が有効期間が満了した最近の健康証明書を所持していること。

9 健康証明書は、その有効期間が航行中に満了した場合には、船員が資格を有する医師から健康証明書を取得することができる。次の寄港地まで、なおその効力を有する。ただし、その期間は、三箇月以内とする。

10 通常国際航行に従事する船舶において労働する船員の健康証明書は、少なくとも英語によって提供され

なければならぬ。

B 1.2 指針 健康証明書

B 1.2 指針 国際的な指針

1 権限のある機関、医師、検査を行う者、船舶所有者、船員の代表者その他船員の候補者及び業務を行っている船員の医学上の適性検査の実施に係る全ての者は、国際労働機関及び世界保健機関の乗船前及び定期的な船員のための医学上の適性検査の実施に関する指針（その後の改定版を含む。）及び国際労働機関、国際海事機関又は世界保健機関によって公表される他の適用可能な国際的な指針に従うべきである。

第1.3 規則 訓練及び資格

目的 船員が船舶における職務を遂行するために訓練され、又は資格を有することを確保すること。

1 船員は、職務を遂行するための訓練を受け、若しくは能力を有すると証明され、又はその他の方法によつて職務を遂行するための資格を有しない限り、船舶において労働してはならない。

2 船員は、船舶における人命の安全のための訓練を良好に修了していない限り、船舶において労働するこ

とは認められない。

3 国際海事機関によって採択された義務的な文書に基づく訓練及び資格証明は、1及び2に定める要件を満たすものとみなす。

4 この条約の批准の時に、千九百四十六年の有能海員の資格証明条約（第七十四号）に拘束される加盟国は、同条約が対象とする事項について規定する義務的な規定が国際海事機関によって採択され、かつ、効力を生ずる日まで又はこの条約が第八条3の規定に従って効力を生じた時から五年を経過する日までのうちいずれか早い日まで引き続き同条約に基づく義務を履行する。

第1.4 規則 募集及び職業紹介

目的 船員の募集及び職業紹介のための効果的かつ十分に規制された制度を船員が利用することができることを確保すること。

1 全ての船員は、無料で船舶における雇用を見出すための制度であって、効果的な、適当な及び透明性のあるものを利用することができる。

2 加盟国の領域内において運営されている船員の募集及び職業紹介のための機関は、規範に定める基準に

適合するものとする。

3 加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員に関し、この条約の適用を受けない国又は領域に本拠を置く船員の募集及び職業紹介のための機関を利用する船舶所有者に対し、当該船員の募集及び職業紹介のための機関が規範に定める要件に適合することを確保するよう要求する。

A 1.4 基準 募集及び職業紹介

1 公共の船員の募集及び職業紹介のための機関を運営する加盟国は、当該船員の募集及び職業紹介のための機関がこの条約に定める船員の雇用に関する権利を保護し、及び促進する秩序ある方法で運営されることを確保する。

2 加盟国が自国の領域内で運営される民間の船員の募集及び職業紹介のための機関であって、主たる目的が船員の募集及び職業紹介であるもの又は相当数の船員を募集し、及び紹介するものを有する場合には、当該船員の募集及び職業紹介のための機関は、標準化された制度であって免許、資格証明その他の形態の規制に関するものに適合する場合にのみ運営される。この制度は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後にのみ構築し、修正し、又は変更する。この条約が一の民間の船員の募集及び職業紹介のた

めの機関に適用されるか否かについて疑義がある場合には、その問題については、加盟国の権限のある機関が関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の過度の増加は、奨励してはならない。

3 2の規定は、権限のある機関が関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議の上、適当であると決定する限りにおいて、加盟国を旗国とする船舶に当該加盟国の国民である船員を供給するために当該加盟国の領域内において船員団体が運営する船員の募集及び職業紹介のための機関についても、適用する。この3の規定の適用を受ける船員の募集及び職業紹介のための機関は、次の条件を満たすものとする。

- (a) 当該船員の募集及び職業紹介のための機関が当該船員団体と船舶所有者との間の団体交渉の合意に従って運営されること。
- (b) 当該船員団体及び船舶所有者の双方が当該加盟国の領域内に本拠を置いていること。
- (c) 当該加盟国が、当該船員の募集及び職業紹介のための機関の運営を認める団体交渉の合意を承認し、又は登録する国内法令又は手続を有すること。
- (d) 当該船員の募集及び職業紹介のための機関が秩序ある方法で運営され、並びに船員の雇用に関する権

利を保護し、及び促進するための措置であつて5に規定する措置と同等のものがとられていること。

4 第1.4規則及びこの基準のいかなる規定も、

(a) 船員及び船舶所有者の需要を満たすための政策の枠組みにおいて、加盟国が無料かつ公共の船員の募集及び職業紹介のための機関（全ての労働者及び使用者のための公共職業安定組織の一部を構成するものであるか又は当該公共職業安定組織と調整が図られているものであるかを問わない。）を維持することを妨げるものと解してはならない。

(b) 加盟国に対し、その領域内において民間の船員の募集及び職業紹介のための機関を運営するための制度を構築する義務を課するものと解してはならない。

5 2に規定する制度を採用する加盟国は、自国の法令その他の措置において少なくとも次のことを行う。

(a) 船員の募集及び職業紹介のための機関が、船員がそのための資格を有する職業を得ることを妨げ、又は抑止することを意図した手段、仕組み又は名簿を用いることを禁止すること。

(b) 船員の募集若しくは職業紹介又は船員への雇用の機会の提供のための手数料その他の料金（船員が国内法令に定める健康証明書、船員手帳及び旅券又は他の類似の個人の旅行証明書を取得するための経費

を除く。ただし、当該経費には査証に係る経費を含まないものとし、査証に係る経費は、船舶所有者が負担する。）の全部又は一部を直接又は間接に船員が負担しないよう要求すること。

(c) 自国の領域内において運営される船員の募集及び職業紹介のための機関が次のことを行うことを確保すること。

(i) 権限のある機関による検査の際に利用することができるようにするため、当該船員の募集及び職業紹介のための機関を通じて募集され、又は紹介された全ての船員の最新の登録簿を維持すること。

(ii) 船員が勤務に先立ち又はその過程において雇用契約の下での自己の権利及び義務について通知されていること並びに船員が雇用契約に署名する前及び署名した後当該契約を検討するため並びに船員が当該契約の写しを受け取るために適正な措置がとられていることを確認すること。

(iii) 当該船員の募集及び職業紹介のための機関によって募集され、又は紹介された船員がその職務に必要な資格を有し、及びその職務に必要な文書を所持していること並びに当該船員の雇用契約が関係法令及び雇用契約の一部を構成する団体交渉の合意に適合していることを確認すること。

(iv) 実行可能な限り、船員が外国の港に取り残されることのないよう保護する手段を船舶所有者が有す

ることを確認すること。

(v) 当該船員の募集及び職業紹介のための機関の活動に関する全ての苦情について調査し、及び対応し、並びに解決されなかった苦情について権限のある機関に通知すること。

(vi) 当該船員の募集及び職業紹介のための機関又は船員の雇用契約の下で関係する船舶所有者が船員に対する義務を履行しないことによつて当該船員が負うこととなる金銭的損失を補償するため、保険又はこれと同等の適当な措置によつて保護する制度を構築すること。

6 権限のある機関は、関係する加盟国の領域内において運営される全ての船員の募集及び職業紹介のための機関を注意深く監督し、及び規制する。領域内における民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の運営のための免許、証明書又はこれらに類する許可については、当該船員の募集及び職業紹介のための機関が国内法令の要件を満たしていることを確認した後のみ、与え、又は更新する。

7 権限のある機関は、船員の募集及び職業紹介のための機関の活動に関する苦情を必要に応じて調査するための適当な制度及び手続であつて、適当な場合には船舶所有者及び船員の代表が関与するものが存在することを確保する。

8 この条約を批准した加盟国は、この条約を批准していない国がこの条約の定める基準と同等の基準を適用していると認められるまでの間、当該批准していない国を旗国とする船舶への船員の雇入れから生ずるおそれのある問題につき、実行可能な限り自国民に周知させる。この条約を批准した加盟国によってとられるこのような措置は、関係する両国が締約国である条約に定める労働者の移動の自由の原則に抵触するものであつてはならない。

9 この条約を批准した加盟国は、自国を旗国とする船舶の船舶所有者であつて、この条約の適用を受けない国又は領域に本拠を置いている船員の募集及び職業紹介のための機関を利用するものに対し、当該船員の募集及び職業紹介のための機関がこの基準に定める要件を満たすことを実行可能な限り確保するよう求める。

10 この基準のいかなる規定も、加盟国を旗国とする船舶について、船舶所有者又は当該加盟国の義務及び責任を減ずるものと解してはならない。

B 1.4 指針 募集及び職業紹介

B 1.4.1 指針 組織上及び運営上の指針

- 1 権限のある機関は、A 1.4 基準 1 の規定に基づく義務を履行する場合には、次のことを考慮すべきである。
- (a) 船員の募集及び職業紹介のための機関（公共のものであるか民間のものであるかを問わない。）間の効果的な協力を促進するために必要な措置をとること。
 - (b) 船舶の乗組員の一部であって当該船舶の安全な航行及び汚染の防止のための活動について責任を負うものを構成する船員のための訓練計画を船舶所有者、船員及び関連のある訓練機関の参加を得て作成する場合には、海運業における国内的及び国際的な要請
 - (c) 公共の船員の募集及び職業紹介のための機関が存在する場合には、その組織及び運営について代表的な船舶所有者団体及び船員団体が協力するための適当な措置をとること。
 - (d) 私生活についての権利及び秘密の保護の必要性に妥当な考慮を払いつつ、船員の募集及び職業紹介のための機関が船員の個人情報処理（収集、保管、組合せ及び第三者への当該情報の伝達を含む。）を行うことができる条件を決定すること。
 - (e) 海上の労働に係る市場に関連する全ての情報（乗組員として労働する船員の現在の及び予想される供

給であつて、年齢、性別、地位及び資格ごとに分類されたもの並びに海運業における要請を含む。)の収集及び分析のための措置を維持すること。年齢又は性別に関する情報の収集は、統計上の目的のためにのみ、又は年齢若しくは性別に基づく差別を防止するための計画の枠組みにおいて使用される場合にのみ認められる。

(f) 公共及び民間の船員の募集及び職業紹介のための機関であつて、船舶の安全な航行及び汚染の防止のための活動について責任を負う船舶の乗組員のためのものを監督する責任を負う職員が、承認された海上業務の経験を含む適切な訓練を受けており、及び海運業について関連する知識(訓練、資格証明及び労働基準に関する関連の海事に係る国際文書に関するものを含む。)を有することを確保すること。

(g) 船員の募集及び職業紹介のための機関について、運営上の基準を定めること並びに行動規範及び倫理規範を採択すること。

(h) 品質基準の制度に基づき免許又は資格証明の制度について監督を行うこと。

2 加盟国は、A 1.4 基準 2 に規定する制度を構築するに当たり、その領域内に設置される船員の募集及び職業紹介のための機関に対し検証可能な実務上の手順を作成し、及び維持することを要求することを考慮す

べきである。民間の船員の募集及び職業紹介のための機関のための実務上の手順並びに公共の船員の募集及び職業紹介のための機関のための実務上の手順（適用可能な範囲のものに限る。）は、次のことを取り扱うべきである。

(a) 健康検査、船員の身分証明書その他船員が雇用を得るために必要なもの
(b) 私生活についての権利及び秘密の保護の必要性に妥当な考慮を払いつつ、当該船員の募集及び職業紹介のための機関による募集及び職業紹介の制度の対象となる船員の十分かつ完全な記録を維持すること。この記録には、次の情報を含めるべきであるが、これらに限定されない。

(i) 船員の資格

(ii) 雇用に関する記録

(iii) 雇用に関連する個人の情報

(iv) 雇用に関連する医学的な情報

(c) 当該船員の募集及び職業紹介のための機関が船員を供給する船舶の最新の一覧表を維持し、及び緊急の場合にはいつでも当該船員の募集及び職業紹介のための機関に連絡を取ることのできる手段があること

とを確保すること。

- (d) 特定の船舶における又は特定の会社による勤務の機会の提供に関して、船員が当該船員の募集及び職業紹介のための機関又はその職員による搾取の対象とならないことを確保するための手続
- (e) 船舶所有者と船員との間の賃金の前払その他の金銭上の取引であって、当該船員の募集及び職業紹介のための機関が取り扱うものから生ずる船員の搾取の機会を防止するための手続
- (f) 募集の過程において船員が負担することが予期される費用がある場合には、当該費用を明確に公表すること。
- (g) 船員が従事することとなる職務に適用される特別の条件及び船員の雇用に関する船舶所有者の特別の方針について当該船員に通知することを確保すること。
- (h) 自然的正義の原則に基づく手続であって、国内法令及び国内慣行並びに適用可能な場合には団体交渉の合意に従って能力又は規律の欠如の事例を取り扱うためのもの
- (i) 雇用のために提出される全ての義務的な証明書及び文書が最新のものであり、かつ、不正に取得されたものでないこと並びに雇用履歴が確認されていることを実行可能な限り確保するための手続

(j) 船員が海上にいる間、当該船員の家族が情報又は助言を要請する場合において、その要請について迅速に、好意的に、かつ、無料で対処することを確保するための手続

(k) 船員が紹介された船舶における労働条件が船舶所有者と代表的な船員団体との間で締結した適用可能な団体交渉の合意に適合していることを確認し、及び方針として、適用可能な法令又は団体交渉の合意に適合する雇用条件を船員に提示する船舶所有者に対してのみ船員を供給すること。

3 加盟国と関係する機関との間における次のような国際協力を奨励することについて考慮を払うべきである。

- (a) 海運業及び労働市場に関する二国間の、地域的な及び多数国間の体系的な情報交換
- (b) 海上の労働に係る法制に関する情報交換
- (c) 船員の募集及び職業紹介に適用される政策、作業方法及び法制の調和
- (d) 船員の国際的な募集及び職業紹介のための手続及び条件の改善
- (e) 船員の需給及び海運業における要請を考慮に入れた労働力についての計画の策定

第二章 雇用条件

第2.1規則 船員の雇用契約

目的 船員が公正な雇用契約を有することを確保すること。

1 船員の雇用条件は、明確な書面による契約であつて法的に執行することができものに定め、及び規範に定められた基準に適合するものとする。

2 船員の雇用契約は、船員が署名する前に当該契約の条件について検討し、及び助言を求める機会を有すること並びに署名する前にそれらの条件を自由に受け入れることが確保される状況の下で、当該船員によつて同意されなければならない。

3 船員の雇用契約は、加盟国の国内法令及び国内慣行に適合する限りにおいて、適用可能な団体交渉の合意を含むものと了解する。

A 2.1 基準 船員の雇用契約

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶が次の要件を遵守することを要求する法令を制定する。

(a) 自国を旗国とする船舶において労働する船員は、自己並びにこの条約の要求する船舶における適切な労働条件及び生活条件を提供する船舶所有者又はその代表者の双方によつて署名された船員の雇用契約

(当該船員が被用者でない場合には、契約上又は類似の取決めの証拠)を有すること。

(b) 船員の雇用契約に署名する船員は、署名する前に当該契約について検討し、及び助言を求める機会並びに自己の権利及び責任について十分な理解をもって自由に契約を締結することを確保するために必要な他の便宜が与えられること。

(c) 関係する船舶所有者及び船員は、船員の雇用契約の署名済みの原本をそれぞれ有すること。

(d) 船員(船長を含む。)が船舶において自己の雇用条件に関する明確な情報を容易に得ることができること及び権限のある機関の職員(寄港する港における権限のある機関の職員を含む。)も当該情報(船員の雇用契約の写しを含む。)を検査のために利用することができることを確保するための措置をとること。

(e) 船員は、船舶における自己の雇用の記録が記載された文書を交付されること。

2 団体交渉の合意が船員の雇用契約の全部又は一部を構成する場合には、当該団体交渉の合意の写しは、船舶において利用可能とする。船員の雇用契約及び適用可能な団体交渉の合意の言語が英語でない場合には、次のものは、英語によっても利用可能とする(国内の航行にのみ従事する船舶を除く)。

- (a) 当該契約の標準様式の写し
- (b) 団体交渉の合意のうち、第5.2規則の規定に基づく寄港国による検査の対象となる部分
- 3 1 (e)に規定する文書には、船員の勤務の成績又は賃金に関する事項を記述してはならない。その文書の形式、記録すべき事項及びその事項を記入する方法は、国内法令で定める。
- 4 加盟国は、その国内法令によって規律される全ての船員の雇用契約に含まれるべき事項を明示する法令を制定する。船員の雇用契約には、次の事項が含まれなければならない。
 - (a) 船員の氏名、生年月日又は年齢及び出生地
 - (b) 船舶所有者の名称及び住所
 - (c) 当該船員の雇用契約が締結された場所及び年月日
 - (d) 船員の従事する職務
 - (e) 船員の賃金の額又は適用可能な場合には、賃金を計算するために用いられる方法
 - (f) 年次有給休暇の日数又は適用可能な場合には、日数を計算するために用いられる方法
 - (g) 当該契約の終了及びその条件、特に、

- (i) 当該契約が期間を定めずに締結された場合には、各当事者が契約を終了させることができる条件及び予告期間。船舶所有者側の予告期間は、船員側の予告期間よりも短くしてはならない。
 - (ii) 当該契約が一定の期間について締結された場合には、その期間の満了の日
 - (iii) 当該契約が特定の航行について締結された場合には、目的港及びそれに到達した後船員が解雇されるまでの期間
 - (h) 船舶所有者により船員に与えられる健康の保護及び社会保障による保護に関する給付
 - (i) 船員の送還される権利
 - (j) 適用可能な場合には、団体交渉の合意への言及
 - (k) その他国内法令に定める事項
- 5 加盟国は、船員の雇用契約の早期の終了のために船員及び船舶所有者によって与えられる最も短い予告期間を定める法令を制定する。この最も短い予告期間は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、決定されるものとし、七日間よりも短くしてはならない。
- 6 国内法令又は適用可能な団体交渉の合意に基づき、一層短い期間の予告で又は予告なしに雇用契約を終

了させることが正当であると認められる状況においては、最も短い予告期間よりも短い予告期間を与えることができる。加盟国は、そのような状況を決定するに当たり、船員が不利益を受けることなく、人道的な又は他の緊急の理由のために、一層短い期間の予告で又は予告なしに雇用契約を終了させる必要性が考慮されることを確保する。

B 2.1 指針 船員の雇用契約

2.1.1 指針 雇用の記録

1 加盟国は、A 2.1 基準 1 (e) に規定する雇用の記録に記載される事項を決定するに当たり、当該記録が更なる労働の機会の取得を促進し、又は昇格若しくは昇進のための海上勤務の要件を満たすために十分な情報（英語による訳文を含む。）を含んでいることを確保すべきである。船員手帳は、同基準 1 (e) に規定する要件を満たすことができる。

第 2.2 規則 賃金

目的 船員に対しその役務について賃金が支払われることを確保すること。

1 全ての船員は、その労働について、雇用契約に従い定期的に賃金の全額の支払を受ける。

A 2.2 基準 賃金

- 1 加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員に支払われるべき賃金が適用可能な団体交渉の合意に従い、一箇月以内の間隔で支払われることを要求する。
- 2 船員は、支払われるべき賃金及び支払われた金額の一箇月ごとの明細（賃金及び追加的な給付並びに合意したものと異なる通貨又は換算率によって支払が行われた場合には用いられた為替換算率を含む。）が与えられる。
- 3 加盟国は、船舶所有者に対し、船員がその収入の全部又は一部をその家族、被扶養者又は法定の受給者に送金する手段を当該船員に提供するため、4に定めるような措置をとることを要求する。
- 4 船員がその家族に収入を送金することができるとを確保するための措置は、次のものを含む。
 - (a) 船員が希望する場合には、当該船員が雇用される時又は当該船員の雇用期間中に、銀行口座振替又は類似の手段により当該船員の収入の一定の割合をその家族への定期的な送金に割り当てることができるようにする制度
 - (b) 船員の指定した者に対し割当額を所定の時期に直接送金するよう要求すること。

5 3及び4の規定に基づくサービスに係る料金は、妥当な金額のものとし、通貨の為替換算率は、別段の定めがない限り、国内法令に従い、市場における一般的な換算率又は公表された公式の換算率とし、かつ、船員にとって不利とならないものとする。

6 船員の賃金を規律する国内法令を制定する加盟国は、規範B部に定める指針に妥当な考慮を払う。

B 2.2 指針 賃金

B 2.2 指針 特定の定義

1 B 2.2 指針の適用上、

(a) 「有能船員」とは、甲板部において勤務する部員に対して要求される職務（監督又は専門的な部員の職務を除く。）を遂行する能力を有すると認められる船員又は国内法令、国内慣行若しくは団体交渉の合意により有能船員として定義される者をいう。

(b) 「基本給又は基本賃金」とは、構成のいかんを問わず、通常の労働時間に対する支払をいうものとし、時間外手当、賞与、手当、有給休暇その他の追加的な報酬を含まない。

(c) 「統合賃金」とは、基本給及び他の給料に関連する給付を含む賃金又は給与をいう。統合賃金には、

全ての時間外労働に対する補償その他給料に関連する全ての給付を含めることができるものとし、また、部分的に特定の給付のみを含めることができる。

(d) 「労働時間」とは、船員が船舶のために労働することを要求される時間をいう。

(e) 「時間外労働」とは、通常の労働時間を超過して労働する時間をいう。

B 2.2.2 指針 計算及び支払

1 支払われる報酬に時間外労働についての区別された補償が含まれる船員に関し、

(a) 賃金の計算上、海上及び港における通常の労働時間は、一日当たり八時間以内とすべきである。

(b) 時間外労働の計算上、基本給又は基本賃金の支払の対象となる一週間当たりの通常の労働時間数は、団体交渉の合意によって決定されない場合には、国内法令に定めるべきであるが、一週間当たり四十八時間以内とすべきである。団体交渉の合意は、これよりも不利でない異なる扱いを定めることができる。

(c) 時間外労働に対する補償の額は、一時間当たりの基本給又は基本賃金の一・二五倍以上とすべきであり、また、国内法令又は適当な場合には団体交渉の合意に定めるべきである。

(d) 全ての時間外労働の記録は、船長又は船長が指名する者が保管し、及び船員が一箇月以内の間隔で署名すべきである。

2 支払われる賃金の全額又は一部が統合賃金である船員に関し、

(a) 船員の雇用契約は、適当な場合には、当該賃金の対価として船員に期待される労働時間数、当該統合賃金に加えて支払われ得る追加的な手当及び当該手当がどのような場合に支払われるかについて明確に定めるべきである。

(b) 統合賃金の対象となる労働時間を超える労働時間に対して時間外労働の時給が支払われる場合には、当該時給は、1に定める通常の労働時間に対応する基本額の一・二五倍以上とすべきである。同様の原則は、統合賃金の対象に含まれる時間外労働についても適用すべきである。

(c) 当該賃金のうち1(a)に定める通常の労働時間に相当する部分については、当該部分に対する報酬が適用される最低賃金以上の額となるようにすべきである。

(d) 支払われる賃金の一部が統合賃金である船員については、全ての時間外労働の記録は、1(d)の規定に従って保管され、及び署名されるべきである。

3 国内法令又は団体交渉の合意は、当該国内法令又は当該団体交渉の合意に定める報酬その他の補償に代えて、時間外労働又は週の休日及び公の休日に行われた労働に対する補償として、少なくとも当該時間外労働又は当該労働と同等の時間の陸上での休息又は追加的な休暇を与えることを定めることができる。

4 代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後制定される国内法令又は適当な場合には団体交渉の合意は、次の原則を考慮すべきである。

(a) 同一価値の労働に対する同一報酬の原則は、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統又は社会的出身による差別なしに、同一の船舶において雇用される全ての船員について適用する。

(b) 適用される賃金について規定する船員の雇用契約は、船舶内に備え置くべきである。賃金の額に関する情報については、関係する情報の少なくとも一通の署名入りの写しであって船員が理解する言語によるものを当該船員に交付すること、当該船員の雇用契約の写しを船員が利用することができる場所に掲示すること又は他の適当な手段をとることにより、各船員の利用に供すべきである。

(c) 賃金は、法貨で支払うべきであり、また、適当な場合には、銀行口座振替、銀行小切手、郵便小切手又は郵便為替によって支払うことができる。

- (d) 勤務が終了した場合には、支払うべき全ての報酬が不当に遅延することなく支払われるべきである。
- (e) 権限のある機関は、船舶所有者が支払うべき全ての報酬の支払を不当に遅延させ、又は当該支払を行わない場合には、適切な制裁を科し、又は他の適当な救済措置をとるべきである。
- (f) 賃金は、船員が書面で他の方法によることを要請しない限り、直接当該船員の指定する銀行口座に支払うべきである。
- (g) 船舶所有者は、(h)の規定に従うことを条件として、船員がその報酬を処分する自由に制限を課すべきでない。
- (h) 報酬からの控除は、次の場合にのみ認められるべきである。
 - (i) 国内法令又は適用可能な団体交渉の合意に明示の規定があり、かつ、船員が権限のある機関によって最も適当と認められた方法により当該控除の条件について知らされている場合
 - (ii) 当該控除の合計額が国内法令、団体交渉の合意又は当該控除を行うことについての判決に定める限度額を超えない場合
- (i) 雇用を得ること又は維持することに関して、船員の報酬からいかなる控除も行わなければならない。

(j) 国内法令、団体交渉の合意又は他の措置によって認められている罰金以外の罰金を船員に科することは、禁止すべきである。

(k) 権限のある機関は、関係する船員の利益のために公正かつ妥当な価格が適用されることを確保するため、船舶内の売店及び船舶において提供されるサービスについて検査する権限を有すべきである。

(1) 雇用について支払われるべき賃金その他金銭に関する船員の債権は、千九百九十三年の海上における先取特権及び抵当権に関する国際条約に従って担保されない場合には、千九百九十二年の労働者債権の保護（使用者の支払不能）条約（第七十三号）に従って保護されるべきである。

5 加盟国は、代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この指針に規定する事項に関する苦情を調査するための手続を有すべきである。

B 2. 指針 最低賃金

1 加盟国は、自由な団体交渉の原則の適用を妨げることなく、代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、船員の最低賃金を決定するための手続を設けるべきである。代表的な船舶所有者団体及び船員団体は、当該手続の運用に参加すべきである。

2 1に規定する手続を設ける場合及び最低賃金を決定する場合には、最低賃金の決定に関する国際的な労働基準及び次の原則に妥当な考慮を払うべきである。

(a) 最低賃金の水準は、海上の勤務の性質、船舶における船員の配乗の水準及び船員の通常の労働時間を考慮に入れたものとすべきである。

(b) 最低賃金の水準は、生計費の変動及び船員の需要の変化を考慮して調整すべきである。

3 (a) 権限のある機関は、監督及び制裁の制度により、賃金が決定された額以上の額で支払われることを確保すべきである。

(b) 権限のある機関は、最低賃金よりも低い額の賃金の支払を受けた船員が低廉かつ迅速な司法上の手続その他の手続により不足額の支払を受けることができるようにすることを確保すべきである。

4 B 2.2 指針 有能船員の最低月額基本給又は基本賃金

1 有能船員の一箇月の勤務に対する基本給又は基本賃金は、合同海事委員会又は他の機関であつて国際労働機関の理事会によつて権限を与えられたものが定期的に設定する額よりも低い額とすべきでない。国際労働事務局長は、理事会の決定に基づき、改定された額を国際労働機関の加盟国に通報する。

2 この指針のいかなる規定も、雇用に関する基準となる最低条件に係る規則に関して船舶所有者又は船舶所有者団体と船員団体との間で合意された取決めの適用を妨げるものと解すべきでない。ただし、権限のある機関が当該最低条件を認める場合に限る。

第2.3 規則 労働時間及び休息时间

目的 船員が規定された労働時間又は休息时间を有することを確保すること。

1 加盟国は、船員の労働時間又は休息時間が規定されることを確保する。

2 加盟国は、一定の期間における最長の労働時間又は最短の休息时间であって規範の規定に適合するものを定める。

A 2.3 基準 労働時間及び休息时间

1 この基準の適用上、

(a) 「労働時間」とは、船員が船舶のために労働することを要求される時間をいう。

(b) 「休息时间」とは、労働時間以外の時間をいうものとし、短い休憩を含まない。

2 加盟国は、5から8までに定める制限の範囲内において、一定の期間において超えてはならない最長の

労働時間又は一定の期間において与えられる最短の休息時間を定める。

3 加盟国は、他の労働者の労働時間の基準と同様に、船員の通常の労働時間の基準について、一週間当たり一日の休日及び公の休日における休養を伴う一日八時間を基礎とすることを確認する。ただし、このことは、加盟国が、船員の通常の労働時間をこの基準よりも不利とならないように定める団体交渉の合意を承認し、又は登録するための手続を有することを妨げるものではない。

4 加盟国は、自国の基準を定めるに当たり、船員（特に、その職務が航行の安全並びに船舶の運航の安全及び保安に関係する者）の疲労がもたらす危険を考慮する。

5 労働時間又は休息時間の限度は、次のとおりとする。

- (a) 最長の労働時間は、次のとおりとする。
 - (i) 二十四時間につき十四時間以内
 - (ii) 七日間につき七十二時間以内
- (b) 最短の休息時間は、次のとおりとする。
 - (i) 二十四時間につき十時間以上

(ii) 七日間につき七十七時間以上

6 休息時間は、二分割を限度として分割することができる。そのうちの休息の長さは、六時間以上とし、かつ、休息と次の休息との間隔は、十四時間以内とする。

7 招集、消火及び救命艇に係る操練並びに国内法令及び国際文書に定める操練は、休息に及ぼす支障を最少のものにとどめ、かつ、疲労を引き起こさない方法によって行う。

8 機関区域が無人となる場合のように船員が待機の状態にある場合において、労働のための呼出しにより通常の休息が妨げられたときは、当該船員は、これを補う適当な休息が与えられる。

9 7又は8の規定に関し、団体交渉の合意若しくは仲裁裁定が存在しない場合又は団体交渉の合意若しくは仲裁裁定が不十分であると権限のある機関が判断する場合には、権限のある機関は、関係する船員が十分な休息を与えられることを確保するための措置について定める。

10 加盟国は、船舶内の労働の配置に関する表を船員が容易に利用することのできる場所に掲示することを要求するものとし、この表には、それぞれの職務につき少なくとも次の事項を含める。

(a) 海上及び港における業務の予定

- (b) 国内法令又は適用可能な団体交渉の合意が要求する最長の労働時間又は最短の休息时间
- 11 10に規定する表については、船舶内の常用語及び英語により標準化された様式で作成する。
- 12 加盟国は、5から11までの規定の遵守を監視することを可能にするため、船員の毎日の労働時間又は休息時間の記録が保持されることを要求する。当該記録は、権限のある機関が利用可能な国際労働機関の指針を考慮して定める標準化された様式又は国際労働機関が作成した標準化された様式とする。当該記録は、11に規定する言語によるものとする。船員は、船長又は船長の委任を受けた者及び自己によって署名された自己に関する当該記録の写しを受け取る。
- 13 5及び6の規定は、加盟国が、定められた限度の例外を認める団体交渉の合意について権限のある機関が承認し、又は登録するための国内法令又は手続を有することを妨げるものではない。そのような例外については、この基準の規定にできる限り従うものとする。ただし、当直を担当する船員又は短航海に従事する船舶において労働する船員に対し一層頻繁な若しくは一層長期の休暇又は代休を与えることを考慮することができる。
- 14 この基準のいかなる規定も、船長が船員に対し、船舶、乗船者若しくは貨物の速やかな安全の確保又は

海上における遭難船舶若しくは遭難者への援助のために必要な労働にその時間の長さのいかんを問わず従事することを要求する権利を害するものと解してはならない。したがって、船長は、労働時間又は休息時間の予定を中止し、及び船員に対し、通常の状態が回復されるまでの間、必要な労働にその時間の長さのいかんを問わず従事することを要求することができる。船長は、通常の状態が回復された後、実行可能な限り速やかに、予定された休息中に労働に従事した船員に対し適当な休息を与えることを確保する。

B 2.3 指針 労働時間及び休息時間

1
B 2.3 指針 年少の船員

1 海上及び港において、全ての十八歳未満の年少の船員について、次の(a)から(c)までの規定を適用すべきである。

(a) 労働時間は、一日当たり八時間及び一週間当たり四十時間を超えないものとすべきである。時間外労働は、安全上の理由から避けることのできない場合に限りべきである。

(b) 全ての食事のために十分な時間を与えるべきである。一日の主要な食事のためには、少なくとも一時間の休息時間を確保すべきである。

- (c) 連続する二時間の労働の後ごとにできる限り速やかに、十五分の休息を与えるべきである。
- 2 1の規定は、例外的に、次の場合には、適用することを要しない。
 - (a) 甲板部、機関部及び司厨部ちゆうぶにおいて当直又は輪番制による職務に従事する年少の船員について、適用することが実際のでない場合
 - (b) 確立した計画及び予定に基づく年少の船員の効果的な訓練が妨げられる場合
- 3 2に規定する例外的な場合については、理由を付して記録し、船長が署名すべきである。
- 4 1の規定は、年少の船員について、A 2.3基準14に定めるところにより緊急時に労働するという全ての船員の一般的義務を免除するものではない。

第2.4 規則 休暇についての権利

目的 船員が適当な休暇を与えられることを確保すること。

- 1 加盟国は、規範の規定に従って、自国を旗国とする船舶において雇用される船員が適当な条件の下で年次有給休暇を与えられることを要求する。
- 2 船員は、自己の健康及び福祉のために、その職務上の要請に合致する上陸許可を与えられる。

A 2.4 基準 休暇についての権利

1 加盟国は、年次休暇に関する船員の特別の必要を適切に考慮して、自国を旗国とする船舶において業務を行う船員の年次休暇に関する最低基準を定める法令を制定する。

2 年次有給休暇に関する船員の特別の必要を考慮した適当な計算方法を定める団体交渉の合意又は法令に従うことを条件として、年次有給休暇についての権利は、一箇月の雇用につき最低二・五日を基礎として計算する。勤務期間を算定する方法は、各国の権限のある機関により又は適当な機構を通じて定められる。正当な欠勤は、年次休暇とはみなさない。

3 この基準に定める最小限の年次有給休暇を放棄する合意は、権限のある機関によって定められる場合を除くほか、禁止する。

B 2.4 指針 休暇についての権利

1 B 2.4 指針 権利のある休暇に係る計算

1 契約外の勤務は、各国の権限のある機関によって又は各国の適当な機構を通じて定められる条件の下で、勤務期間の一部として算入すべきである。

2 承認された海上の職業に係る訓練課程に参加するための欠勤、疾病、負傷等の理由による欠勤又は出産による欠勤については、権限のある機関が定める条件又は適用可能な団体交渉の合意に定める条件の下で、勤務期間の一部として算入すべきである。

3 年次休暇中の給料の水準は、国内法令又は適用される船員の雇用契約に定める船員の通常の報酬の水準とすべきである。船員の雇用された期間が一年に満たない場合又は雇用関係が終了した場合には、当該船員が権利を有する休暇の日数は、当該船員が雇用された期間に比例して計算すべきである。

4 次のものは、年次有給休暇の一部として算入すべきでない。

(a) 年次有給休暇の期間中に当たるか否かを問わず、旗国において認められた公の休日及び慣習上の休日

(b) 疾病若しくは負傷又は出産に起因する労働不能の期間。ただし、各国の権限のある機関によって又は適当な機構を通じて定められる条件の範囲内のものに限る。

(c) 船員が雇用契約の下にある期間中に与えられた一時的な上陸許可

(d) あらゆる種類の代休。ただし、各国の権限のある機関によって又は適当な機構を通じて定められる条件の範囲内のものに限る。

B 2.4.2 指針 年次休暇の取得

1 年次休暇を取得する時期は、規則、団体交渉の合意、仲裁裁定その他国内慣行に合致する方法によって決定する場合を除くほか、船舶所有者が関係する船員又はその代表者と協議した後、できる限りこれらの者の同意を得て、決定すべきである。

2 船員は、原則として、当該船員が実質的な関係を有する場所（通常は当該船員が送還される権利を有する場所と同一の場所）において年次休暇を取得する権利を有すべきである。船員は、船員の雇用契約又は国内法令の規定に基づく場合を除くほか、自己の同意なしに、他の場所において自己に与えられる年次休暇を取得することを要求されるべきでない。

3 船員は、その年次休暇を2の規定によって認められる場所以外の場所で取得することを要求される場合には、雇用され、又は募集された場所のうち当該船員の居住地に近いいずれかの場所まで交通費を負担することなく移動する権利を有すべきである。生活費その他直接関連する費用は、船舶所有者の負担とすべきである。その移動の期間は、当該船員に与えられる年次有給休暇から差し引くべきでない。

4 年次休暇を取得中の船員は、極めて緊急の場合にのみ、かつ、当該船員の同意を得て、呼び戻すべきで

ある。

B 2.4.3 指針 分割及び合算

1 年次有給休暇の分割又は一年につき与えられるべき年次有給休暇と次の年の休暇との合算については、各国の権限のある機関によって又は適当な機構を通じて認められることができる。

2 B 2.4.4 指針で勧告する年次有給休暇は、1の規定に従うことを条件として、関係する船舶所有者及び船員に適用される合意に別段の定めがある場合を除くほか、継続した一の期間とすべきである。

B 2.4.4 指針 年少の船員

1 十八歳未満の年少の船員が外国に航行する船舶において六箇月間又は団体交渉の合意若しくは船員の雇用契約に基づいてそれよりも短い期間、休暇なしで勤務した場合において、当該船舶がその間に当該年少の船員の居住国に戻らず、その後三箇月の航行中当該居住国に戻ることとならないときは、当該年少の船員について特別の措置をとることを考慮すべきである。このような措置として、当該年少の船員が航行中に権利を得た休暇を取得するため、当該居住国内で最初に雇用された場所に費用を負担することなく送還されることとすることができる。

第2.5 規則 送還

目的 船員が帰国することができることを確保すること。

1 船員は、規範に定める場合において、規範に定める条件の下で、自ら費用を負担することなく送還される権利を有する。

2 加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、船員が規範の規定に従って適切に送還されることを確保するための金銭上の保証を提供することを要求する。

A 2.5 基準 送還

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶の船員が次の場合に送還される権利を有することを確保する。

(a) 当該船員が国外にいる間にその雇用契約が終了した場合

(b) 当該船員の雇用契約が次の者によって終了された場合

(i) 船舶所有者

(ii) 正当な理由のある船員

(c) 当該船員がもはや雇用契約に基づく職務を遂行することができない場合又は特定の状況において当該

船員による職務の遂行を期待することができない場合

2 加盟国は、自国の法令若しくは他の措置又は団体交渉の合意に次の事項を定める適当な規定が存在することを確保する。

(a) 1 (b) 及び (c) の規定に従い船員が送還される権利を有する場合

(b) 船員が送還される権利を有することとなるまでの船舶における最長の勤務期間。この期間は、十二箇月未満とする。

(c) 送還のために船舶所有者が与える具体的な権利（送還の目的地、輸送手段、船舶所有者が負担する費用の項目及び船舶所有者がとる他の措置に関係するものを含む。）

3 加盟国は、船舶所有者が雇用の開始時に船員に対し送還に係る費用のための前金を支払うよう要求すること及び国内法令若しくは他の措置又は適用可能な団体交渉の合意に基づき船員に雇用上の義務の重大な不履行があると認められる場合を除くほか、船員の賃金又は他の受けた給付から送還に係る費用を回収することを禁止する。

4 国内法令は、船舶所有者が第三者との契約に基づき送還に係る費用を回収する権利を害するものではな

い。

5 船舶所有者が送還される権利を有する船員の送還のための措置をとらない場合又はその送還に係る費用を負担しない場合には、

(a) 船舶の旗国である加盟国の権限のある機関は、関係する船員の送還のための措置をとる。当該権限のある機関が当該措置をとらないときは、当該船員の送還が開始される国又は当該船員が国籍を有する国は、当該船員の送還のための措置をとり、及び当該旗国である加盟国からその費用を回収することができる。

(b) 船舶の旗国である加盟国は、船員の送還に要した費用を船舶所有者から回収することができる。

(c) 送還に係る費用は、3に規定する場合を除くほか、いかなる場合にも当該船員が負担するものではない。

6 この規範の規定に従い送還に係る費用を支払った加盟国は、適用可能な国際文書（千九百九十九年の船舶の拿捕に関する国際条約を含む。）を考慮して、5の規定に従い当該費用の償還が行われるまで関係する船舶所有者の船舶を抑留し、又は当該船舶所有者の船舶の抑留を要求することができる。

7 加盟国は、自国の港に寄港し、又は自国の領海若しくは内水を通過する船舶において勤務する船員の送還及び船舶内の船員の交代を容易にする。

8 加盟国は、特に、船舶所有者の財政的事情又は船舶所有者が船員を交代させることができないこと若しくはその意思がないことを理由として、船員の送還される権利を拒否してはならない。

9 加盟国は、自国を旗国とする船舶が送還について適用可能な国内法令であつて適当な言語で記載されたものの写しを備え、及び船員の利用に供することを要求する。

B 2.5 指針 送還

B 2.5 指針 権利

1 船員は、次の場合には、送還される権利を有すべきである。

(a) A 2.5 基準 1 (a)に規定する場合において、船員の雇用契約の規定に従つて与えられた予告期間が終了したとき。

(b) A 2.5 基準 1 (b)及び(c)に規定する場合において、

(i) 送還を必要とする疾病、負傷その他の健康状態にあり、医学的に旅行に耐え得ると認められたと

き。

(ii) 難破したとき。

(iii) 船舶所有者が支払不能、船舶の売却、船舶の登録の変更その他これらに類似する理由により当該船員の雇用者としての法律上又は契約上の義務を履行し続けることができないとき。

(iv) 国内法令又は船員の雇用契約に定義する戦争地帯に船舶が向かうことについて当該船員が同意しないとき。

(v) 労働についての裁定若しくは団体交渉の合意に従って雇用が終了し、若しくは中断し、又はこれらに類似する他の理由によって雇用が終了したとき。

2 船員が送還される権利を有することとなるまでの船舶における最長の勤務期間をこの規範の規定に従って決定するに当たり、船員の労働環境に影響を及ぼす要因を考慮に入れるべきである。加盟国は、可能な限り、技術の変化及び進歩に照らして当該期間を短縮するよう努めるべきであり、並びにこの問題について合同海事委員会が行う勧告を指針とすることができる。

3 A 2.5 基準の規定に基づく送還のために船舶所有者が負担すべき費用は、少なくとも次のものを含むべき

である。

- (a) 6の規定に基づいて送還のために選択された目的地までの移動
 - (b) 船員が船舶を離れた時から送還の目的地に到着するまでの宿泊及び食料
 - (c) 国内法令又は団体交渉の合意に規定している場合には、船員が船舶を離れた時から送還の目的地に到着するまでの給料及び諸手当
 - (d) 送還の目的地までの船員の手荷物三十キログラムの輸送
 - (e) 必要な場合には、船員が送還の目的地までの旅行に医学的に耐え得るようになるまでの治療
- 4 送還されるまでの待機及び送還のための旅行に費やす時間は、船員に与えられた有給休暇から差し引かれるべきでない。
- 5 船舶所有者は、関係する船員が、この規範に規定する目的地に到着し、又はこれらの目的地のうち一の目的地に向かう船舶において適当な職務を与えられるまで、送還に係る費用を引き続き負担するよう要求されるべきである。
- 6 加盟国は、船舶所有者が適当かつ迅速な手段によって送還のための措置をとることについて責任を負う

ことを要求すべきである。通常の輸送手段は、航空機とすべきである。加盟国は、船員が送還され得る二以上の目的地について定めるべきである。当該二以上の目的地には、船員が実質的な関係を有すると認められる国であつて次の場所を含むものを含めるべきである。

- (a) 船員が雇用に合意した場所
- (b) 団体交渉の合意に定める場所
- (c) 船員の居住国
- (d) 雇用の時に相互に合意する他の場所

7 船員は、定められた二以上の目的地の中から送還される場所を選択する権利を有すべきである。

8 送還される権利は、関係する船員が国内法令又は団体交渉の合意に定める妥当な期間内に当該権利を主張しない場合には、消滅させることができる。

B 5. 指針 加盟国による履行

1 外国の港において送還されるまで取り残された船員に対しては、できる限りの実際的な援助が与えられるべきである。当該外国の港における権限のある機関は、当該船員の送還が遅延する場合には、旗国及び

当該船員の国籍国又は適当なときは当該船員の居住国の領事官又は現地の代表者に対して直ちにその旨を通報することを確保すべきである。

2 加盟国は、次の事項について適当な措置がとられているか否かについて考慮を払うべきである。

(a) 外国を旗国とする船舶において雇用された船員であつて、当該船員の責に帰することができない理由により外国の港に上陸させられたものが次のいずれかの港へ戻ること。

(i) 当該船員が雇用された港

(ii) 当該船員の国籍国又は適当な場合には当該船員の居住国の港

(iii) 権限のある機関の承認を得て、又は他の適当な保障措置の下で、当該船員と船長又は船舶所有者との間で合意された別の港

(b) 外国を旗国とする船舶において雇用された船員であつて、当該船舶における勤務中に、かつ、当該船員の悪意の不法行為によることなく生じた疾病又は負傷により外国の港に上陸させられたものの医療及び生計

3 十八歳未満の年少の船員は、その最初の外国への航行において少なくとも四箇月間船舶において業務を

行った後、海上における生活に適さないことが明らかになった場合には、当該船舶の旗国又は当該年少の船員の国籍国若しくは居住国の領事機関がある最初の適当な寄港地から費用を負担することなく送還される機会が与えられるべきである。そのような送還の通知は、理由を付して、当該年少の船員の海上における雇用を可能とする文書を発給した機関に送付すべきである。

第2.6 規則 船舶の滅失又は沈没に係る船員への補償

目的 船舶が滅失し、又は沈没した場合には、船員が補償を受けることを確保すること。

1 船員は、船舶の滅失又は沈没により負傷し、損失を被り、又は失業する場合において適当な補償を受ける権利を有する。

A 2.6 基準 船舶の滅失又は沈没に係る船員への補償

1 加盟国は、船舶が滅失し、又は沈没した場合において、船舶所有者が各船員に対し、その船舶の滅失又は沈没により生ずる失業に対する補償金を支払うことを確保する規則を定める。

2 1の規定は、船舶の滅失又は沈没により生ずる損失又は負傷について関係加盟国の国内法令に基づいて船員が有する他の権利を損なうものではない。

B 2.6 指針 船舶の滅失又は沈没に係る船員への補償

B 2.6.1 指針 失業に対する補償金の算定

1 船舶の滅失又は沈没により生ずる失業に対する補償金は、雇用契約に基づいて支払われるべき賃金と同一の割合で、船員の実際の失業日数に応じて支払われるべきである。ただし、一人の船員に対して支払うべき補償金の総額は、二箇月分の賃金の額に制限することができる。

2 加盟国は、船員が1に規定する補償金の請求について、勤務期間に対する賃金の延滞額の請求について有する法的救済手段と同一の法的救済手段を与えられることを確保すべきである。

第2.7 規則 船員の配乗の水準

目的 船舶の安全かつ効率的な運航のために船員が船舶において十分な人数で労働することを確保すること。

1 加盟国は、船員の疲労並びにそれぞれの航行の性格及び条件についての懸念を考慮して、全ての条件下で船舶が安全かつ効率的に及び保安に十分な考慮を払って運航されることを確保するため、自国を旗国とする全ての船舶が船舶内で雇用される十分な数の船員を有することを要求する。

A 2.7 基準 船員の配乗の水準

1 加盟国は、船舶が安全かつ効率的に及び保安に十分な考慮を払って運航されることを確保するため、自国を旗国とする全ての船舶が船舶内に十分な数の船員を有することを要求する。全ての船舶は、権限のある機関が発行する安全のための最少の船員の配乗に関する文書又はこれと同等の文書に従い全ての運航案件の下で船舶及びその乗員の安全及び保安を確保するため、並びにこの条約の基準を遵守するため、人数及び資格の観点から十分な船員を配乗する。

2 権限のある機関は、船員の配乗の水準を決定し、承認し、又は変更する場合には、十分な休息を確保し、及び疲労を少なくするために労働時間の超過を回避し、又は最少にする必要性並びに適用可能な船員の配乗の水準に関する国際文書（特に国際海事機関の文書）に掲げる原則を考慮する。

3 権限のある機関は、船員の配乗の水準を決定する場合には、食料及び料理の提供に関する第3.2規則及びA 3.2基準に定める全ての義務を考慮する。

B 2.7 指針 船員の配乗の水準

B 2.7.1 指針 紛争解決

1 加盟国は、船舶における船員の配乗の水準に関する苦情若しくは紛争について調査し、及び解決するための効果的な制度を維持し、又は当該制度が維持されていることを確認すべきである。

2 船舶所有者団体及び船員団体の代表者は、他の者又は機関と共に参加するか否かを問わず、1に規定する制度の運用に参加すべきである。

第2.8規則 船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会

目的 船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会の提供を促進すること。

1 加盟国は、海事部門における雇用の促進し、並びに自国の領域内に住所を有する船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会の増大を奨励するための国内政策を有する。

A 2.8 基準 船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会

1 加盟国は、海事部門に安定的かつ有能な労働力を供給するため、船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会の提供を奨励する国内政策を有する。

2 1に規定する政策は、船員がその能力を強化し、資格を向上させ、及び雇用の機会を増やすことを支援することを目的とする。

3 加盟国は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、船舶における職務が主として船舶の安全な運航及び航行に係る船員の職業指導、教育及び訓練（勤務期間中継続して行われる訓練を含む。）のための明確な目的を定める。

B 2.8 指針 船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会

1 2.8 指針 船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会を促進するための措置

1 2.8 基準に規定する目的を達成するための措置には、次のものを含めることができる。

(a) 船舶所有者又は船舶所有者団体との合意であつて経歴の向上及び技能の訓練について定めるもの

(b) 資格を有する船員の職種別による登録簿又は名簿を作成し、及び維持することによって雇用を促進するための措置

(c) 適切な労働を確保し、及び維持し、個人の雇用の見通しを改善し、並びに海運業における技術及び労働市場の条件の変化に対応するため、船舶及び陸上において、船員の技能を向上させ、及び他の分野でも活用することのできる能力を船員に習得させるための追加の訓練及び教育の機会を促進すること。

B 2.8 指針 船員の登録

1 船員の雇用が登録簿又は名簿によって管理される場合には、これらの登録簿又は名簿には、国内法令若しくは国内慣行又は団体交渉の合意によって決定される方法により、全ての職種の船員を含めるべきである。

2 1に規定する登録簿又は名簿に記載される船員は、船員としての雇用について優先されるべきである。

3 1に規定する登録簿又は名簿に記載される船員は、国内法令若しくは国内慣行又は団体交渉の合意によって決定される態様で就労することができる状態にあることを要求されるべきである。

4 1に規定する登録簿又は名簿に記載される船員の人数は、国内法令が許容する限りにおいて、海運業の需要に応じた水準に達するように定期的に見直すべきである。

5 1に規定する登録簿又は名簿に記載される船員の人数の削減が必要となる場合には、関係国の経済的及び社会的事情を考慮に入れた上で、船員に対する有害な影響を防止し、又は最小のものとするため、全ての適当な措置がとられるべきである。

第三章 居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供

第3.1規則 居住設備及びレクリエーション用の設備

目的 船員が船舶において適切な居住設備及びレクリエーション用の設備を有することを確保すること。

1 加盟国は、船舶において労働し、若しくは居住し、又はその双方を行う船員のため、自国を旗国とする船舶が当該船員の健康及び福祉の増進に適合する適切な居住設備及びレクリエーション用の設備を提供し、及び維持することを確保する。

2 この規則を実施する規範に定める要件であつて船舶の構造及び設備に関連するものは、関係する加盟国についてこの条約が効力を生ずる日以後に建造された船舶についてのみ適用する。当該日前に建造された船舶については、千九百四十九年の乗組員設備改正条約（第九十二号）及び千九百七十年の乗組員設備（補足規定）条約（第三百三十三号）に定める船舶の構造及び設備に関する要件が、関係する加盟国の法令又は慣行に基づき当該日前に適用されていた限りにおいて、引き続き適用される。船舶は、そのキールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階にある日に建造されたものとみなされる。

3 別段の明文の規定がない限り、船員の居住設備及びレクリエーション用の設備に係る規定に関連する規範の改正に基づくいかなる要件も、関係する加盟国について当該改正が効力を生ずる日以後に建造された船舶についてのみ適用する。

A 3.1 基準 居住設備及びレクリエーション用の設備

- 1 加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し次のことを要求する法令を制定する。
 - (a) 船舶において労働し、若しくは居住し、又はその双方を行う船員のための居住設備が安全かつ適切であり、及びこの基準の関連する規定に適合していることを確保するための最低基準を満たすこと。
 - (b) (a)に規定する最低基準の当初の及び継続的な遵守を確保するために検査を受けること。
- 2 この基準を実施するための法令を制定し、及び適用するに当たり、権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、次のことを行う。
 - (a) 船舶において居住し、かつ、労働する船員の特別の必要に照らして、健康及び安全の保護並びに災害の防止に関する第4.3規則及び関連する規範の規定を考慮に入れること。
 - (b) この規範のB部に含まれる指針に妥当な考慮を払うこと。
- 3 第1.規則の規定に基づいて要求される検査は、次の場合に行う。
 - 5.4 (a) 船舶が登録され、又は再登録される場合
 - (b) 船舶における船員の居住設備が実質的に変更された場合

- 4 権限のある機関は、次の事項に係るこの条約上の義務の履行を確保することに特別の注意を払う。
- (a) 船室その他の居住区域の大きさ
 - (b) 暖房及び通風
 - (c) 騒音、振動その他の環境上の要因
 - (d) 衛生設備
 - (e) 照明
 - (f) 医務室
- 5 加盟国の権限のある機関は、自国を旗国とする船舶が6から17までに規定する船舶における居住設備及びレクリエーション用の設備の最低基準を満たすことを要求する。
- 6 設備についての一般要件に関し、
- (a) 船員の全ての居住設備における天井の高さは、十分なものとする。船員が完全に自由に動くことができることが必要なら、当該居住設備において認められる天井の高さは、二百三センチメートル以上でなければならぬ。権限のある機関は、船員の居住設備の一の区域又はその一部分において天井の高さを一定

の範囲内で低くすることについて、次のことが満たされる場合には、認めることができる。

- (i) 合理的であること。
- (ii) 船員に対して不便をもたらさないこと。
- (b) 居住設備は、十分に防熱を施す。
- (c) 改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）第二規則(e)及び(f)に定義する旅客船以外の船舶においては、寢室の位置は、船舶の中央部又は船尾部の満載喫水線の上方とする。ただし、船舶の大きさ、種類又は予定された用途が寢室を他の場所に設けることを不可能とする例外的な場合には、寢室は、船舶の前部に設けることができる。もつとも、いかなる場合においても衝突隔壁の前方であってはならない。
- (d) 旅客船並びに千九百八十三年の国際海事機関の特殊目的船のための安全に関する規範及びその更新版に従って建造された特殊な船舶（以下「特殊目的船」という。）については、権限のある機関は、照明及び通風のための十分な措置がとられることを条件として、寢室の位置を満載喫水線の下方とすることを認めることができる。ただし、いかなる場合においても、作業用の通路の直下であってはならない。

- (e) 貨物区域、機関区域、調理室、貯蔵品室、乾燥室又は共用の衛生区域から寢室への直接の入口は、設けてはならない。寢室からこれらの場所を隔離する部分の隔壁及び外部の隔壁は、鉄鋼その他の承認された物質で効果的に建造し、並びに水密及びガス密とする。
 - (f) 内部の隔壁の建造、壁面のパネル張り及び被覆、床張り並びに接合のために使用される材料は、その目的に適合し、及び健康的な環境の確保に資するものとする。
 - (g) 適当な照明及び十分な排水設備を設ける。
 - (h) 居住設備、レクリエーション用の設備及び料理の提供のための設備は、船舶において有害な水準の騒音、振動その他の環境上の要因及び化学物質にさらされる危険の防止に関して、並びに船員が容認することができ、職業上の環境及び船舶における生活環境を提供するため、健康及び安全の保護並びに災害の防止に関する第4.3規則及び関連する規範に定める要件を満たすものとする。
- 7 通風及び暖房についての要件に関しては、次のとおりとする。
- (a) 寢室及び食堂は、適切に通風する。
 - (b) 船舶は、エアコンディショナーを必要としない温和な気候条件の下で航行に通常従事するものを除く

ほか、船員の居住設備、独立の無線室及び機関制御室にエアコンディショナーを備える。

(c) 全ての衛生区域は、居住設備の他の部分の通風とは別個に、船舶外に通風する。

(d) 専ら熱帯性気候の下で航行する船舶を除くほか、適当な暖房装置による適切な暖房を提供する。

8 照明についての要件に関し、寝室及び食堂は、旅客船において認められる特別な措置に従うことを条件として、自然の光によって照明し、及び適切な人工の照明を設ける。

9 船舶内に宿泊設備が必要とされる場合には、寝室について次の要件を適用する。

(a) 旅客船以外の船舶においては、各船員に対して個人用の寝室を与える。総トン数三千トン未満の船舶

又は特殊目的船については、権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用除外を認めることができる。

(b) 男性及び女性のために区別された寝室を与える。

(c) 寝室は、妥当な快適さを確保し、及び容易に清潔さを保つことができるようにするため、適切な大きさのものとし、及び適当な設備を備えるものとする。

(d) いかなる状況の下においても、各船員のために個別の寝台を与える。

- (e) 寝台の内側の最小の寸法は、少なくとも、縦百九十八センチメートル、横八十センチメートルとする。
- (f) 船員の一人用の寝室の床面積は、次のとおりとする。
 - (i) 総トン数三千トン未満の船舶については、四・五平方メートル以上
 - (ii) 総トン数三千トン以上一万トン未満の船舶については、五・五平方メートル以上
 - (iii) 総トン数一万トン以上の船舶については、七平方メートル以上
- (g) 権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶並びに旅客船及び特殊目的船において一人用の寝室を与えるため、(f)に規定する面積よりも小さい床面積を認めることができる。
- (h) 旅客船及び特殊目的船以外の総トン数三千トン未満の船舶においては、寝室は、最大二人の船員で使用するができる。このような寝室の床面積は、七平方メートル以上とする。
- (i) 旅客船及び特殊目的船において、船舶の職員としての職務を遂行しない船員の寝室の床面積は、次のとおりとする。
 - (i) 二人用の部屋については、七・五平方メートル以上

- (ii) 三人用の部屋については、十一・五平方メートル以上
- (iii) 四人用の部屋については、十四・五平方メートル以上
- (j) 特殊目的船において、寝室は、四人を超える者を収容することができる。このような寝室の床面積は、一人当たり三・六平方メートル以上とする。
- (k) 旅客船及び特殊目的船以外の船舶において、船舶の職員としての職務を遂行する船員の寝室は、個人用の居室又は執務室が与えられない場合には、一人当たりの床面積が次のとおりとなるものとする。
 - (i) 総トン数三千トン未満の船舶については、七・五平方メートル以上
 - (ii) 総トン数三千トン以上一万トン未満の船舶については、八・五平方メートル以上
 - (iii) 総トン数一万トン以上の船舶については、十平方メートル以上
- (1) 旅客船及び特殊目的船において、船舶の職員としての職務を遂行する船員の寝室の一人当たりの床面積は、個人用の居室又は執務室が与えられない場合には、下級職員については七・五平方メートル以上、上級職員については八・五平方メートル以上とする。下級職員とは運用水準の職にある者をいい、上級職員とは管理の水準の職にある者をいう。

(m) 船長、機関長及び一等航海士は、寢室に加え、寢室に隣接する居室若しくは執務室又はこれと同等の追加的な場所を有する。権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶については、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用を除外することができる。

(n) 寢室の各使用者のための家具は、十分な容量（最小四百七十五リットル）の衣服用ロッカー及び五十リットル以上の引出し又はこれに相当するものを含む。引出しが衣服用ロッカーに組み込まれている場合には、当該衣服用ロッカー全体の最小の容量は、五百リットルとする。衣服用ロッカーは、棚を備え、及びプライバシーを確保するために使用者が施錠することができるものとする。

(o) 各寢室は、テーブル又は机（固定式、折畳み式又は引出し式とする。）及び必要に応じ快適な座席を備える。

10 食堂についての要件に関し、

(a) 食堂の位置は、寢室から離れ、かつ、できる限り調理室に近いものとする。権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶については、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用を除外することができる。

(b) 食堂は、当該食堂を同時に使用する可能性のある船員の数を考慮して、適切な大きさの及び快適なものとし、並びに適当な家具及び備品（常時飲料を飲むことができるための便宜を含む。）を整える。適当な場合には、区別された又は共同の食堂設備を設ける。

11 衛生設備についての要件に関し、

(a) 全ての船員は、船舶において、健康及び衛生に係る最低基準並びに快適さに関する合理的な基準を満たす衛生設備（男性及び女性のために設ける区別された衛生設備を含む。）を容易に利用することができる。

(b) 船橋及び機関区域から容易に利用することのできる範囲内又は機関制御室の近くには、衛生設備がなければならぬ。権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶については、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用を除外することができる。

(c) 全ての船舶において、個人用の設備を有しない者で六人を超えないものごとに、最低限一の便所、一の洗面台及び一の浴槽若しくはシャワー又はその双方を便利な場所に設ける。

(d) 旅客船を除くほか、各寝室には、清水の温水及び冷水の出る洗面台を設ける。ただし、個人用の浴室

にそのような洗面台がある場合は、この限りでない。

(e) 権限のある機関は、通常四時間以内の航行に従事する旅客船においては、要求される設備について特別の措置又はその数の削減を考慮することができる。

(f) 清水の温水及び冷水は、全ての洗い場において利用することができる。

12 医務室についての要件に関し、十五人以上の船員が乗船し、かつ、三日を超える航行に従事する船舶は、専ら医療上の目的に使用される独立の医務室を設ける。権限のある機関は、沿岸の航行に従事する船舶についてこの要件を緩和することができる。権限のある機関は、船舶内の医務室を承認するに当たり、当該医務室がいかなる天候の下においても、容易に利用することができる、患者に快適な場所を提供し、及び患者が迅速かつ適切な治療を受けることに資することを確保する。

13 洗濯設備は、適当な場所に備品とともに設け、及び利用に供する。

14 全ての船舶は、開放された甲板上に船員が労働時間外に利用することのできる区域を設けるものとし、当該区域は、船舶の大きさ及び船舶内の船員の数を考慮し、適切な面積のものとする。

15 全ての船舶は、甲板部及び機関部が使用するための区別された又は共同の事務室を設ける。権限のある

機関は、総トン数三千トン未満の船舶については、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用を除外することができる。

16 蚊が多い港に定期的に航行する船舶は、権限のある機関の要求する適当な装置を備える。

17 船員のための適当なレクリエーションに係る設備、備品及びサービスであつて、船舶内において居住し、及び労働しなければならぬ船員の特別の需要に適応したものは、健康及び安全の保護並びに災害の防止に関する第4.3規則及び関連する規範の規定を考慮して、全ての船員のために船舶において提供される。

18 権限のある機関は、船員の居住設備が清潔であり、相応な居住性があり、及び修理によって良好な状態で維持されることを確保するため、船舶において船長により又はその権限の下で頻繁な検査が行われることを要求する。当該検査の結果については、記録し、及び再検討のために利用可能とする。

19 異なる宗教的及び社会的な慣習を有する船員の利益を差別することなく考慮する必要がある船舶の場合には、権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この基準に関して公平に適用される特例を認めることができる。ただし、そのような特例は、船舶の設備の全体が同基準を適用し

た場合に得られるであろう設備の全体よりも劣るものとならないことを条件とする。

20 加盟国は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、船舶の大きさ及び乗船者の数を考慮し、合理的な場合には、総トン数二百トン未満の船舶について次の規定に定める要件の適用を除外することができるとができる。

(a) 7 (b)、11 (d) 及び 13 の規定

(b) 9 (f) 及び (h) から (1) までの規定（床面積に関する要件に限る。）

21 この基準に定める要件に関するいかなる適用除外も、同基準において明示的に認められている場合において、当該適用除外が説得力のある根拠に基づき明確に正当と認められる特別の事情があるときにのみ、船員の健康及び安全を保護することを条件として行うことができる。

B 3.1 指針 居住設備及びレクリエーション用の設備

B 3.1.1 指針 設計及び構造

1 寝室及び食堂の外部の隔壁は、十分に防熱を施すべきである。全ての機関区域ケーシング、調理室その他の熱を生ずる場所の全ての境界隔壁は、隣接する居住設備又は通路に熱の影響が及ぶ可能性がある場合

には、十分に防熱を施すべきである。蒸気管若しくは温水管又はその双方による熱の影響から保護するための措置もとられるべきである。

2 居住区域内の寢室、食堂、レクリエーション用の部屋及び通路は、結露又は過熱を防ぐために十分に防熱を施すべきである。

3 隔壁の表面及び天井は、表面を清潔に保つことが容易な材料のものとすべきである。害虫が住み着くおそれのある構造の様式は、用いるべきでない。

4 寢室及び食堂内の隔壁の表面及び天井は、容易に清潔に保つことができるものとすべきであり、また、明るい色のもの及び耐久性があり、かつ、毒性がない仕上げのものとすべきである。

5 全ての船員の居住設備内の床は、承認された材料及び構造のものとすべきである。当該床の表面は、滑り止めの加工がされ、湿気を通さず、かつ、清潔に保つことが容易なものとすべきである。

6 床張り材が複合材料のものである場合には、隔壁との接合箇所は、ひびが入ることのないようにすべきである。

B
3.1.1.2 指針 通風

1 寝室及び食堂の通風装置は、いかなる天候及び気候の条件においても、空気を満足すべき状態に維持し、及び十分な空気の動きを確保するように制御すべきである。

2 エアコンデyshoナーは、集中制御による型式であるか個別の機器による型式であるかを問わず、次の条件を満たすように設計すべきである。

(a) 外気の状態と比較して満足すべき温度及び相対湿度で空気を維持し、エアコンデyshoナーがある全ての区域の十分な換気を確保し、海上における運航に係る特徴を考慮し、並びに過度の騒音又は振動を生じさせないこと。

(b) 疾病のまん延を防止し、及び抑制するため、清掃及び消毒が容易なものとする。

3 1及び2の規定によって要求されるエアコンデyshoナーその他通風装置の作動のための電力は、船員が船舶において居住し、又は労働している場合において、状況により必要とされるときは、いつでも利用することができるようにすべきである。ただし、この電力は、非常電源から供給されることを要しない。

B 1. 指針 暖房

1 船員の居住設備の暖房装置は、船員が船舶において居住し、又は労働している場合において、状況によ

り当該暖房装置の使用が必要とされるときは、いつでも作動させておくべきである。

2 暖房は、暖房装置が必要とされる全ての船舶において、温水、温風、電気、蒸気又はこれらと同等のものによるべきである。ただし、居住区域内においては、熱を伝えるための媒体として、蒸気を使用すべきでない。暖房装置は、当該船舶が従事する航行において遭遇する可能性のある通常の天候及び気候の条件下において、船員の居住設備における温度を満足すべき水準で維持することができるものとすべきである。権限のある機関は、設定すべき基準について定めるべきである。

3 放熱器その他の暖房器具は、火災の危険又は居住者に対する危険若しくは不快さを回避するような方法で、設置し、及び必要な場合には遮蔽すべきである。

B 3.1. 指針 照明

1 全ての船舶において、船員の居住設備には、電気照明を設けるべきである。照明用の二の独立した電源がない場合には、非常用の適切な構造の灯火又は照明器具による追加の照明を設けるべきである。

2 寢室には、各寢台の上部に読書用の電灯を設置すべきである。

3 自然の光及び人工の照明の適当な基準は、権限のある機関が定めるべきである。

B 3.1.5
指針 寝室

1 船員及び当該船員に同行することのある者を可能な限り快適にさせるため、船舶内に適切な寝台を配置すべきである。

2 寝室は、船舶の大きさ、当該船舶が従事する活動及び当該船舶の設計に照らして妥当かつ実行可能である場合には、居住者に妥当な快適さを提供し、及び容易に清潔さを保つことができるようにするため、個人用の浴室（便所を含む。）を備えるものとして計画され、そのような浴室を備えるべきである。

3 船員の寝室は、実行可能な限り、当直者が区別され、かつ、昼間労働する船員と当直者とが寝室を共有することのないよう配置すべきである。

4 下級職員としての職務を遂行する船員の場合には、一の寝室当たり二人を超えるべきでない。

5 実行可能な場合には、一等機関士に対しても A 3.1 基準 9 (m) に定める便宜を与えることを考慮すべきである。

6 寝台及びロッカー、引出し並びに座席の占める場所は、床面積の計測に含めるべきである。小さい又は不規則な形の場所であって、自由に動くことのできる場所を効果的に増大させるものでなく、かつ、家具

を設置するために使用することができないものは、当該計測から除外すべきである。

7 寝台は、二段を超えて配置すべきでない。船側に沿って設置する寝台については、舷窓が寝台の上に位置する場合には、一段のみとすべきである。

8 二段の寝台における下方の寝台の高さは、床の上方三十センチメートル以上とすべきである。上方の寝台の高さは、下方の寝台の底部と天井のほりの下部とのほぼ中央とすべきである。

9 寝台に枠及び転落防止板がある場合には、当該枠及び当該転落防止板は、承認された材料の、堅固な、かつ、滑らかなものとすべきであり、また、腐食するおそれ及び害虫が住み着くおそれのないものとすべきである。

10 寝台の構造に管状の枠が用いられる場合には、当該管状の枠は、完全に密閉され、及び害虫が出入りするような穴のないものとすべきである。

11 各寝台には、緩衝作用のある底面を有する快適なマットレス又は緩衝作用のある複合型マットレスであってばね付きの底面若しくはばね入りのマットレスを含むものを備え付けるべきである。使用されるマットレス及び緩衝作用のある材料は、承認された材料で作られたものとすべきである。害虫が住み着く

おそれのある材料の詰物は、使用すべきでない。

12 一の寝台が他の寝台の上方に設置される場合には、上方の寝台の最も下方のマットレス又はばね付きの底面の下方に防じんの底面を備え付けるべきである。

13 家具は、滑らか、かつ、堅固な材料であつてゆがみ及び腐食のおそれのないものを用いたものにすべきである。

14 寝室の舷窓には、カーテン又はそれと同等のものを備え付けるべきである。

15 寝室には、鏡、化粧用品のための小型の戸棚、小型の書棚及び十分な数のコート掛けを備え付けるべきである。

B 3.1.6 指針 食堂

1 食堂の設備は、共同のもの又は区別されたもののいずれかとすることができる。この点に関する決定は、船員及び船舶所有者の代表者と協議した後、権限のある機関の承認を条件として、行われるべきである。船舶の大きさ、船員の異なる文化的、宗教的及び社会的な必要性等の要素を考慮に入れるべきである。

- 2 船員のために区別された食堂の設備を設ける場合には、次の(a)及び(b)の者のために区別された食堂を設けるべきである。
 - (a) 船長及び上級職員
 - (b) 下級職員その他船員
- 3 旅客船以外の船舶において、船員のための食堂の床面積は、予定される座席の定員一人当たり一・五平方メートル以上となるものとすべきである。
- 4 全ての船舶において、食堂には、当該食堂を同時に使用する可能性のある船員の最大の人数を収容するために十分な数のテーブル及び適当な座席（固定式のものか移動することのできるものかを問わない。）を備えるべきである。
- 5 次のものは、船員が船舶内にいる間、いつでも利用することができるようにすべきである。
 - (a) 冷蔵庫（便利な位置にあり、及び食堂を使用する人数に対して十分な容量を有すべきである。）
 - (b) 熱い飲料を飲むことができるための便宜
 - (c) 冷水を飲むことができるための便宜

6 利用可能な配膳室が食堂と直接つながっていない場合には、適切な食器用ロッカー及び食器を洗うための適当な設備を設けるべきである。

7 テーブル及び座席の表面は、湿気に強い材料のものとすべきである。

B 3.1.7 指針 衛生設備

1 洗面台及び浴槽は、適切な大きさのものとすべきであり、また、承認された材料であって、表面が滑らかな、かつ、亀裂、剝れ落ち及び腐食のおそれのないもので造られたものとすべきである。

2 全ての便所は、承認された様式のものとするべきであり、また、十分な流水又は常に使用可能であり、かつ、便所ごとに操作することができる他の適当な手段（例えば空気）で洗浄することのできるものとするべきである。

3 二人以上の者が使用するための衛生設備は、次の条件を満たすべきである。

(a) 床は、承認された材料であって耐久性があり、かつ、湿気を通さないものとするべきであり、また、適切に排水されるべきである。

(b) 隔壁は、鉄鋼その他の承認された材料のものとすべきであり、また、床から少なくとも二十三センチ

メートル上方まで水密にすべきである。

(c) 衛生設備は、十分に照明し、暖房し、及び通風すべきである。

(d) 便所は、寝室及び洗面室から便利に利用することができるが区別された位置に設け、寝室と直接又は便所に行くことのできる唯一の通路によってつながらないようにすべきである。この条件は、合計四人以下の船員を収容する二の寝室の間の区画に便所が位置する場合には、適用しない。

(e) 一の区画に二以上の便所がある場合には、私生活を確保するため、十分に仕切られるべきである。

4 船員の利用に供される洗濯設備には、次のものを含めるべきである。

(a) 洗濯機

(b) 乾燥機又は適切に暖房し、及び通風した乾燥室

(c) アイロン及びアイロン台又はこれらに相当するもの

B 3.1.8 指針 医務室

1 医務室は、診察及び応急医療を容易にし、並びに伝染性疾患のまん延の防止に役立つように設計すべきである。

2 入口、寝台、照明、通風、暖房及び水の供給の配置は、快適さを確保し、及び患者の治療を容易にするように設計すべきである。

3 必要とされる医務室の寝台の数は、権限のある機関が定めるべきである。

4 専ら医務室の患者の利用に供するため、医務室の一部として又はこれに近接して、衛生設備を設けるべきである。当該衛生設備は、少なくとも一の便所、一の洗面台及び一の浴槽又はシャワーから成るべきである。

B 3.1.9 指針 その他の設備

1 機関部の人員が衣服を着替えるための設備が別個に設けられる場合には、当該設備は、次の条件を満たすべきである。

(a) 機関区域外に位置しているが、当該区域への出入りが容易であること。

(b) 個人の衣服用ロッカー、浴槽若しくはシャワー又はその双方並びに清水の温水及び冷水の出る洗面台を備えていること。

B 3.1.10 指針 寝具、食器その他の備品

- 1 加盟国は、次の原則を適用することを考慮すべきである。
 - (a) 清潔な寝具及び食器は、船舶における勤務の間船舶内で使用に供するため、船舶所有者が全ての船員に対して供給すべきである。船員は、船長が指定する時及び船舶における勤務の完了時に、これらを返却する責任を負うべきである。
 - (b) 寝具は、良質のものとするべきであり、また、皿、コップその他の食器は、承認された材料で作られ、かつ、容易に洗浄することができるとすべきである。
 - (c) タオル、石けん及びトレットペーパーは、船舶所有者が全ての船員に提供すべきである。
- B 1. 11(c) 指針 レクリエーション用の設備並びに郵便及び船舶への訪問に関する手配
3. 1 レクリエーションに係る設備及びサービスについては、海運業における技術上、運航上及び他の進歩から生ずる船員の需要の変化に照らして適当なものであることを確保するため、頻繁に検討を行うべきである。
- 2 レクリエーション用の設備のための備品は、少なくとも書棚並びに読書用及び筆記用の設備を含むべきであり、また、実行可能な場合には、遊戯用具を含むべきである。

3 権限のある機関は、レクリエーション用の設備の計画に関連して、酒保を設けることについて考慮を払うべきである。

4 実行可能な場合には、船員に費用を負担させることなく、次の便宜を含めることについても考慮を払うべきである。

- (a) 喫煙室
- (b) テレビジョンの視聴及びラジオ放送の受信
- (c) 映画の上映（航行の期間に応じた十分な本数を備え、及び必要な場合には合理的な期間の間隔で取り替えるべきである。）
- (d) スポーツ用具（体操用具、卓上用の遊戯用具及びデッキ遊戯用具を含む。）
- (e) 可能な場合には、水泳用の設備
- (f) 職業に関連する本その他の本を収める図書室（本は、航行の期間に応じた十分な冊数を備え、及び合理的な期間の間隔で取り替えるべきである。）
- (g) レクリエーションとしての工芸のための設備

- (h) 電子機器、例えば、ラジオ、テレビジョン、ビデオレコーダー、デジタルビデオディスクプレーヤー及びコンパクトディスクプレーヤー、パーソナルコンピュータ及びソフトウェア並びにカセットレコーダー及びカセットプレーヤー
- (i) 適当な場合には、民族的な、宗教上の又は社会的な慣習に反しない限り、船員のための酒場を船舶内に設けること。
- (j) 船舶と陸上との間の電話通信並びに可能な場合には電子メール及びインターネットへの適当な金額の利用料金による合理的なアクセス
- 5 船員の郵便物ができる限り確実に送付されることを確保するため、あらゆる努力を払うべきである。船員の統制の及ばない事情により郵便物を再送しなければならない場合において、当該船員が追加の郵便料金の支払を要求されることを回避するための努力についても、考慮すべきである。
- 6 船員が可能かつ妥当なときはいつでも、港にある船舶においてパートナー、親族及び友人の訪問を受けることについての許可を迅速に与えられることを適用可能な国内法令又は国際法に従って確保するための措置が検討されるべきである。このような措置は、保安上の認可に関する懸念に対処するものとすべきで

ある。

7 実行可能かつ妥当な場合には、船員が航行にパートナーを伴うことを認める可能性について考慮を払うべきである。当該パートナーは、災害及び疾病を対象とする適切な保険に加入しているべきである。船舶

所有者は、船員に対し、そのような保険への加入のためのあらゆる援助を与えるべきである。

B 1. 12 指針 騒音及び振動の防止

1 居住設備、レクリエーション用の設備及び料理の提供のための設備は、機関、操舵機室、甲板のウィンチ、通風装置、暖房装置、エアコンディショナーその他騒音を生ずる機械及び器具からできる限り離れた位置とすべきである。

2 音を発生する区域内の隔壁、天井及び床並びに機関区域のための自己閉鎖型の防音扉の構造及び仕上げには、遮音材その他の適当な音を吸収する材料を使用すべきである。

3 機関室その他の機関区域には、実行可能なきときはいつでも、機関室の人員のための防音の中央制御室を設けるべきである。工作室のような作業区域については、機関室の騒音全般からできる限り遮断すべきであり、また、機械の作動による騒音を軽減するための措置をとるべきである。

4 作業区域及び居住区域の騒音の水準の限度は、曝露ばくの水準に関する国際労働機関の国際的な指針（二千年の作業場における環境上の要因と称する国際労働機関の実施基準に含まれる指針を含む。）及び適用可能な場合には国際海事機関の特定の保護に関する勧告並びにその後これらを改正し、及び補足する文書であつて船舶内で容認することのできる騒音の水準に関するものに適合するものとすべきである。船舶内には、英語又は船舶内の常用語による適用可能な文書の写しを備え置き、及び船員が利用することができるようにすべきである。

5 居住設備、レクリエーション用の設備又は料理の提供のための設備は、過大な振動にさらされるべきでない。

第3.2 規則 食料及び料理の提供

目的 船員が規律された衛生的な条件の下で提供される良質の食料及び飲料水を利用することができることを確保すること。

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶が当該船舶の需要を適切に満たし、かつ、異なる文化的及び宗教的な背景を考慮した適当な品質、栄養価及び量の食料及び飲料水を船舶内に備え、及び提供することを確保す

る。

2 船舶内の船員は、勤務期間中、無料で食料が提供される。

3 調理について責任を負う船舶料理士として雇用される船員は、船舶におけるその職務上の地位のために訓練を受け、及び資格を有していなければならない。

A 3.2 基準 食料及び料理の提供

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶において船員に提供される食事について適用する食料及び飲料水の量及び品質並びに料理の提供に係る基準に関する最低基準を定める法令又は他の措置を採択し、並びに当該最低基準についての啓発及び実施を促進するための教育活動を行う。

2 加盟国は、自国を旗国とする船舶が次の最低基準を満たすことを確保する。

(a) 食料及び飲料水の供給は、船舶内の船員の数、食料に関連する宗教上の要請及び文化的慣行並びに航行の期間及び性質に考慮を払い、量、栄養価、品質及び種類に関して適当なものとする。

(b) 司厨部ちゆうぶの組織及び設備は、衛生的な条件の下で調理され、及び提供される適切な、多様な及び栄養のある食事を船員に対して提供することができるものとする。

- (c) 司厨部ちゆうぶの人員は、その職務上の地位のために適切に訓練され、又は指導されること。
- 3 船舶所有者は、船舶料理士として勤務する船員が関係する加盟国の法令に定める要件に従いその職務上の地位のために訓練され、資格を有し、及び能力を有すると認められることを確保する。
 - 4 3に規定する要件は、権限のある機関が承認し、又は認める訓練課程の修了を含む。当該訓練課程は、実用的な料理方法、食料及び個人の衛生、食料の貯蔵、在庫の調整、環境の保護並びに料理の提供における健康及び安全に関するものとする。
 - 5 十人未満の定められた人数の配乗で運航する船舶であつて、乗組員の数又は航行の態様により、十分な資格を有する料理士を乗船させることを権限のある機関によって要求されないものにおいて、調理室で調理する者は、食料及び個人の衛生並びに船舶における食料の取扱い及び貯蔵を含む分野について訓練され、又は指導される。
 - 6 権限のある機関は、例外的に必要な場合には、十分な資格を有しない料理士に対し、特定の船舶において特定の限られた期間（次の適当な寄港地までの期間又は一箇月以内の期間）業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができる。ただし、当該臨時業務許可書の発給を受ける者が食料及び

個人の衛生並びに船舶における食料の取扱い及び貯蔵を含む分野について訓練され、又は指導されることを条件とする。

7 権限のある機関は、第五章に規定する継続的な遵守のための手続に従い、次の事項について、船舶において船長により又はその権限の下で頻繁な検査が行われ、かつ、当該検査が記録されることを要求する。

(a) 食料及び飲料水の供給

(b) 食料及び飲料水の貯蔵及び取扱いのために使用される全ての場所及び設備

(c) 食事の調理及び提供のための調理室その他の設備

8 十八歳未満の船員は、船舶料理士として雇用され、従業し、又は労働してはならない。

B 3.2 指針 食料及び料理の提供

3.2.1 指針 検査、教育、調査及び公表

1 権限のある機関は、他の関連する機関及び団体と協力して、船舶において料理を提供することに伴う要請を特に考慮して、栄養並びに食料の購入、貯蔵、保存、調理及び配膳の方法について最新の情報を収集すべきである。この情報は、船舶の食料及び船舶の食料に係る設備の製造業者及び販売業者、船長、給仕

及び料理士並びに関係する船舶所有者団体及び船員団体が、無料又は妥当な費用で利用することができるようにすべきである。このため、適当な公表の様式、例えば、手引書、小冊子、ポスター、図表又は業界誌における広告を用いるべきである。

2 権限のある機関は、食料の浪費を避け、適当な衛生基準の維持を促進し、及び食料に係る業務計画ができる限り適切なものであることを確保するため、勧告を行うべきである。

3 権限のある機関は、適切な食料の供給及び料理の提供に係るサービスを確保する方法について教材を作成し、及び船舶内で情報を提供するため、関係する機関及び団体と協力すべきである。

4 権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体並びに食料及び健康の問題を取り扱う国又は地方の機関と緊密に協力すべきであり、また、必要な場合には、そのような機関のサービスを利用することができるとができる。

B 2. 指針 船舶料理士

3. 2 1 船員は、次の場合にのみ船舶料理士としての資格を得るべきである。

(a) 権限のある機関が定める最小限の期間、海上において勤務した場合。当該最小限の期間は、船員が既

に有している関連する資格又は経験に応じて異なるものとすることができる。

(b) 権限のある機関が定める試験に合格した場合又は料理士のための承認された訓練の課程において当該試験と同等の試験に合格した場合

2 所定の試験及び資格証明書は、権限のある機関が直接に、又は承認された料理人訓練学校が権限のある機関の規制の下に、実施し、及び与えることができる。

3 権限のある機関は、適当な場合には、この条約若しくは千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約（第六十九号）を批准した他の加盟国又は他の承認された機関が発給する船舶料理士としての資格証明書を承認するための措置をとるべきである。

第四章 健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護

第4.1 規則 船舶及び陸上における医療

目的 船員の健康を保護し、並びに船員が船舶及び陸上において迅速に医療を受けることができることを確保すること。

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶の全ての船員が健康の保護のための適切な措置の対象となり、かつ、

当該船員が船舶において労働する間に迅速かつ適切な医療を受けることができることを確保する。

- 2 1の規定に基づく保護及び医療は、原則として、船員に費用を負担させることなく提供する。
- 3 加盟国は、自国の領域内の船舶において直ちに医療を必要とする船員が当該加盟国の陸上の医療施設を利用することができることを確保する。

- 4 規範に定める船舶における健康の保護及び医療に関する義務には、陸上の労働者が一般的に受けることのできる健康の保護及び医療と可能な限り同等のものを船員に提供することを目的とする措置の基準を含む。

A 4.1 基準 船舶及び陸上における医療

- 1 加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員の健康の保護及び医療（基本的な歯科診療を含む。）に関し、次のことを内容とする措置をとることを確保する。

- (a) 船員に対して、職業上の健康の保護及び医療に関する一般規定であつて船員の職務に関連するもの並びに船舶における労働に特有の特別規定が適用されることを確保すること。

- (b) 船員に対して、陸上の労働者が一般的に受けることができる健康の保護及び医療と可能な限り同等の

もの（診断及び治療のために必要な医薬品、医療機器及び医療設備並びに医学的な情報及び専門知識を迅速に利用することができることを含む。）が与えられることを確保すること。

(c) 実行可能な場合には、船員に対し、寄港地において遅滞なく資格を有する医師又は歯科医師を訪問する権利を与えること。

(d) 当該加盟国の国内法令及び国内慣行に適合する限りにおいて、船員が船舶内にいる間又は外国の港に上陸している間、当該船員に対し、医療及び健康の保護のサービスが無料で提供されることを確保すること。

(e) 傷病を負った船員の治療に限定せず、健康の増進及び健康に関する教育のためのプログラム等の予防的な性質の措置を含むこと。

2 権限のある機関は、船長並びに関係する陸上及び船舶内の医療要員が使用するための医療に関する報告の標準的な様式を制定する。当該様式への記入が行われた場合には、当該様式及びその内容は、秘密のものとして取り扱い、及び船員の治療を容易にするためにのみ使用する。

3 加盟国は、自国を旗国とする船舶における医療設備、医療機器及び医療上の訓練に関する義務を定める

法令を制定する。

4 少なくとも次の義務については、国内法令において定める。

(a) 全ての船舶は、医療箱、医療機器及び医療手引書を備えるものとし、権限のある機関は、これらの詳細について定め、及び定期的な検査の対象とする。国内的な義務は、船舶の種類、乗船者の数、航行の性質、目的地及び期間並びに国内的及び国際的に勧告された関連する医療上の基準を考慮したものである。

(b) 百人以上の人員を乗船させ、かつ、通常三日間を超える国際航行に従事する船舶は、資格を有し、かつ、医療の提供について責任を負う医師を乗船させる。国内法令においては、特に航行の期間、性質及び条件、船舶内の船員の数等の要素を考慮して、いずれの他の船舶が医師を乗船させることを要求されるかについても特定する。

(c) 医師を乗船させない船舶は、通常の職務の一部として医療及び医薬品の管理を担当する船員を少なくとも一人乗船させ、又は応急医療を行う能力を有する船員を少なくとも一人乗船させることを要求される。船舶において医療を担当する者であつて医師でないものは、S T C W条約の要件を満たす医療上の

訓練を良好に修了した者でなければならない。応急医療を行うために指名される船員は、STCW条約の要件を満たす応急医療の訓練を良好に修了した者でなければならない。国内法令においては、特に航行の期間、性質及び条件、船舶内の船員の数等の要素を考慮して、必要とされる承認された訓練の水準を特定する。

(d) 権限のある機関は、あらかじめ構築されたシステムにより、海上の船舶が無線通信又は衛星通信による医学的助言（専門家による助言を含む。）を一日二十四時間利用することができることを確保する。

医学的助言（船舶と助言を与える陸上の者との間の無線通信又は衛星通信による医学的な伝達事項の送受信を含む。）は、旗国のいかなる問わず、全ての船舶が無料で利用することができるものとする。

B 4.1 指針 船舶及び陸上における医療

B 4.1.1 指針 医療の提供

1 権限のある機関は、医師を乗船させることを要求されない船舶において行われる医療上の訓練の水準を決定する場合には、次のことを要求すべきである。

(a) 通常八時間以内に資格を有する者による医療を受けることができ、及び医療施設に到達することができる

きる船舶は、STCW条約によって要求される承認された応急医療の訓練であつて、船舶において生ずるおそれのある災害及び疾病の場合に迅速かつ効果的な措置をとり、及び無線通信又は衛星通信による医学的助言を利用することを可能とするものを受けた指名された船員を少なくとも一人乗船させるべきであること。

(b) その他の全ての船舶は、STCW条約によって要求される承認された医療上の訓練（実習訓練及び点滴治療等の救命技術についての訓練を含む。）であつて、海上の船舶に対する医療上の援助のための調整された制度に効果的に参加すること及び傷病者に対して当該傷病者が乗船を継続する可能性のある期間満足すべき水準の医療を提供することを可能とするものを受けた指名された船員を少なくとも一人乗船させるべきであること。

2 1に規定する訓練は、国際船舶医療手引書、危険物による事故の際の応急医療の手引書、国際海洋訓練手引書及び国際信号書（医療関係部門）並びに同種の国内の手引書の最新版に基づくものとすべきである。

3 1に規定する船員及び権限のある機関が要求する他の船員は、その知識及び技能を維持し、及び増進

し、並びに新たな進展に応じた最新のものとすることを可能とするため、約五年ごとに、再教育のための課程を受講すべきである。

4 船舶内に備える医療箱及びその内容物並びに医療機器及び医療手引書は、権限のある機関により指名される責任者が適正に維持し、及び十二箇月以内の一定の間隔で検査すべきである。当該責任者は、全ての医薬品のラベル等による表示、有効期間が満了する日、保管の条件及び使用上の指示が点検されていること並びに全ての機器が要求される機能を有していることを確保すべきである。権限のある機関は、国内で使用する船舶の医療手引書を採用し、又は検討し、並びに医療箱の内容物及び医療機器を決定するに当たり、この分野における国際的な勧告（国際船舶医療手引書及び2に規定する他の手引書の最新版を含む。）を考慮に入れるべきである。

5 危険物に分類される貨物が危険物による事故の際の応急医療の手引書の最新版に記載されていない場合には、その物質の性質、関係する危険、必要な個人用保護装置、関係する医療上の措置及び特効のある解毒剤に関する必要な情報は、船員が利用することができるようにすべきである。そのような特効のある解毒剤及び個人用保護装置は、危険物を積載するときはいつでも、船舶内に備えるべきである。この情報

は、第4.3規則及び関係する規範に規定する船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画に組み入れるべきである。

6 全ての船舶は、医学的助言を得ることのできる無線局の完全な、かつ、最新の一覧表を備えるべきであり、また、衛星通信システムを備えている場合には、医学的助言を得ることのできる海岸地球局の最新の、かつ、完全な一覧表を備えるべきである。船舶において医療又は応急医療について責任を負う船員は、助言する医師が必要とする情報の種類及び受けた助言を理解することができるように、国際信号書（医療関係部門）の最新版及び船舶の医療手引書の利用について指導を受けるべきである。

2
B 4.1.1 指針 医療に関する報告の様式

1 A 4.1 基準の規定に基づいて要求される船員のための医療に関する報告の標準的な様式は、疾病又は負傷の場合において船舶と陸上との間で個別の船員に関する医療上の情報その他関連する情報の交換を容易にするものとすべきである。

3
B 4.1.1 指針 陸上における医療

1 船員を治療するための陸上の医療施設は、その目的のために適切なものとすべきである。医師、歯科医

師その他医療要員は、適当な資格を有すべきである。

2 船員が港にいる時に次のものを利用することができることを確保するための措置がとられるべきである。

(a) 疾病及び負傷に関する外来患者のための治療

(b) 必要な場合における入院加療

(c) 歯科治療のための施設（特に緊急の場合）

3 病気にかかっている船員の治療を容易にするため、適当な措置をとるべきである。特に、船員は、困難を伴うことなく、及び国籍又は宗教的信条のいかんを問わず、陸上の診療所及び病院に速やかに収容されるべきである。可能なときはいつでも、当該船員が利用することができた医療施設による治療を補うための治療の継続を必要に応じて確保するための措置がとられるべきである。

B 1. 4. 指針 4. 他の船舶への医療上の援助及び国際協力

1 加盟国は、健康の保護及び医療に関する援助、計画及び調査の分野における国際協力に参加することに
4. 適切な考慮を払うべきである。このような協力は、次のことを対象とすることができる。

- (a) 千九百七十九年の海上における搜索及び救助に関する国際条約（その改正を含む。）及び国際航空機船舶搜索救助便覧（I A M S A R）に従い、搜索及び救助の努力を發展させ、及び調整すること並びに定期的な船位通報制度、救助調整本部、緊急時におけるヘリコプターの派遣に係るサービス等を通じて海上で迅速に船舶内の重病又は重傷の者に対する医療上の援助及びこれらの者の輸送を行う体制を構築すること。
- (b) 医師を乗船させている全ての船舶を最大限活用すること並びに医療設備及び救助のための設備を提供することができる船舶を海上に配置すること。
- (c) 船員に対して緊急の医療を提供するために世界的規模で利用することができる医師及び医療施設の国際的な一覧表を取りまとめ、及び維持すること。
- (d) 緊急の治療のために船員を上陸させること。
- (e) 外国で入院した船員の希望及び必要性を考慮し、当該船員の治療について責任を負う医師の医学的助言に従って当該船員をできる限り速やかに送還すること。
- (f) 送還される船員の希望及び必要性を考慮し、当該船員の治療について責任を負う医師の医学的助言に

従って、送還中、当該船員に対して個人的な援助を手配すること。

(g) 次のことを行うために船員のための保健施設を設置するよう努めること。

(i) 船員の健康状態、治療及び予防的な保健に関して研究を行うこと。

(ii) 医療及び保健サービスの要員に海上の医療に関する訓練を受けさせること。

(h) 船員の職業上の災害、疾病及び死亡に関する統計を収集し、及び評価すること並びに当該統計を他の種類の労働者を対象とする職業上の災害及び疾病に関する既存の国内の統計の体系と統合し、及び調整を図ること。

(i) 技術的情報、訓練用の資料及び訓練要員の国際的な交換及び交流並びに国際的な訓練課程、セミナー及び作業部会を行うこと。

(j) 全ての船員に対し、特別な保健サービス及び医療であって治療及び予防に関するものを港において提供すること又は一般的な保健、医療及びリハビリテーションに係るサービスを利用することができるようにすること。

(k) 近親者の希望に従い、かつ、できる限り速やかに、死亡した船員の遺体又は遺骨の送還のための措置

をとること。

2 船員のための健康の保護及び医療の分野における国際協力は、加盟国間における二国間又は多数国間の協定又は協議に基づくものとすべきである。

B 4.1.5 指針 船員の被扶養者

1 加盟国は、労働者全般及びその被扶養者を対象として含む医療サービスが存在しない場合には、当該サービスを発展させるまでの間、自国の領域内に住所を有する船員の被扶養者のため、適当かつ十分な医療を確保するための措置をとるべきであり、また、この目的のためにとられた措置に関して国際労働事務局に通報すべきである。

第4.2 規則 船舶所有者の責任

目的 船員の雇用に関連して生ずる疾病、負傷又は死亡の金銭上の影響から当該船員が保護されることを確保すること。

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶において、当該船舶で雇用される船員に対し、船員の雇用契約に基づく勤務中に生じ、又は船員の雇用契約に基づく雇用に起因する疾病、負傷又は死亡の金銭上の影響に関し

て船舶所有者から物的援助及び支援を受ける権利を与えるための措置が規範の規定に従ってとられることを確保する。

2 この規則の規定は、船員が求めることができる他のいかなる法的救済にも影響を及ぼすものではない。

A 4.2 基準 船舶所有者の責任

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶の船舶所有者が当該船舶において労働する全ての船員の健康の保護及び医療について次の最低基準に従って責任を負うことを要求する法令を制定する。

(a) 船舶所有者は、自己の船舶において労働する船員について、職務の開始の日と適切に送還されたときなされる日との間に生じ、又はこれらの日の間における雇用に起因する当該船員の疾病及び負傷に関して費用を負担する責任を負う。

(b) 船舶所有者は、職業上の負傷、疾病又は危険に起因する船員の死亡又は長期の障害の場合における補償を確保するため、国内法令、船員の雇用契約又は団体交渉の合意に規定する金銭上の保証を提供する。

(c) 船舶所有者は、傷病を負った船員が回復するまで又は当該船員の疾病若しくは労働不能が恒久的性質

のものと宣言されるまで、医療に係る費用（治療、必要な医薬品及び治療用の器具の供給並びに自宅以外における食事及び宿泊に係る費用を含む。）を負担する責任を負う。

(d) 船舶所有者は、船員が勤務期間中に船舶又は陸上において死亡した場合には、埋葬のための費用を負担する責任を負う。

2 国内法令は、医療、食事及び宿泊に係る費用を負担する船舶所有者の責任を、船員の負傷又は発病の日から十六週間以上の期間に限定することができる。

3 疾病又は負傷の結果として労働不能が生ずる場合には、船舶所有者は、次のことについて責任を負う。

(a) 傷病を負った船員が船舶内にとどまる間又はこの条約に従って送還されるまで、賃金の全額を支払うこと。

(b) 傷病を負った船員が送還され、又は上陸する時から回復するまで又は回復に先立ち関係する加盟国の法令に基づき現金給付を受ける権利を得る場合にはその時まで、国内法令又は団体交渉の合意に定めるところに従って賃金の全額又は一部を支払うこと。

4 国内法令は、下船した船員に関して賃金の全額又は一部を支払う船舶所有者の責任を、当該船員の負傷

又は発病の日から十六週間以上の期間に限定することができる。

5 国内法令は、次の事項に関する責任を船舶所有者に負わせないことができる。

(a) 船舶の業務以外から生じた負傷

(b) 傷病を負い、又は死亡した船員の悪意の不法行為に起因する負傷又は疾病

(c) 船員が勤務を開始した時に故意に隠蔽された疾病又は心身障害

6 国内法令は、医療、食事及び宿泊に係る費用並びに埋葬のための費用を負担する責任について、公の機関が当該責任を負う限りにおいて、船舶所有者に負わせないことができる。

7 船舶所有者又はその代理人は、傷病を負い、又は死亡した船員が船舶内に残した財産を保全し、及び当該船員又はその近親者に返還するための措置をとる。

B 4.2 指針 船舶所有者の責任

1 A 4.2 基準 3 (a) の規定により要求される賃金の全額の支払については、賞与を除くことができる。

2 国内法令は、傷病を負った船員が強制的な疾病保険、強制的な災害保険又は労働者の災害に係る補償の制度に基づく医療給付を請求することができる時から、船舶所有者が当該船員に係る費用を負担する責任

を負わないことを規定することができる。

- 3 国内法令は、死亡した船員に関して社会保険又は労働者の補償に関する法令に基づき葬儀料が支払われる場合において、船舶所有者が支払った埋葬のための費用を保険機関が償還することを規定することができる。

第4.3 規則 健康及び安全の保護並びに災害の防止

目的 船舶における船員の労働環境が職業上の安全及び健康を促進することを確保すること。

- 1 加盟国は、自国を旗国とする船舶の船員が職業上の健康の保護を与えられ、並びに安全かつ衛生的な環境の船舶内で生活し、労働し、及び訓練することを確保する。

- 2 加盟国は、代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、国際機関、国内の行政機関及び海運業団体が勧告する適用可能な規範、指針及び基準を考慮して、自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康の管理についての国内の指針を作成し、及び公表する。

- 3 加盟国は、関連する国際文書を考慮して、規範に定める事項を対象とする法令を制定し、及び当該事項を対象とする他の措置をとり、並びに自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康の保護並びに

災害の防止のための基準を設定する。

A 4.3 基準 健康及び安全の保護並びに災害の防止

1 第4.3規則3の規定に従って制定する法令及び他の措置には、次の事項を含む。

- (a) 加盟国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画（危険性の評価並びに船員の訓練及び指導を含む。）の策定並びに効果的な実施及び促進
- (b) 船舶における職業上の災害、負傷及び疾病を防止するための合理的な予防措置（有害な水準の環境上の要因及び化学物質にさらされる危険並びに船舶内の設備及び機関の使用から生ずる可能性のある負傷又は疾病の危険を減少させ、及び防止する措置を含む。）
- (c) 職業上の災害、負傷及び疾病を防止し、並びに職業上の安全及び健康の保護を不断に改善するための船舶における計画であって、その実施に当たって船員の代表者その他関係する全ての者が参加し、かつ、防止措置（工学的な及び設計の管理、共同及び個人の任務に係る手順及び手続の変更並びに個人用保護具の使用を含む。）を考慮に入れたもの
- (d) 安全でない状態についての検査、報告及び是正並びに船舶における職業上の災害についての調査及び

報告に関する要件

- 2 1の規定は、次のことを満たすものとする。
 - (a) 一般的な職業上の安全及び健康の保護並びに特定の危険を取り扱う関連する国際文書を考慮し、並びに職業上の災害、負傷及び疾病の防止に関する事項であつて、船員の労働について妥当するもの（特に、海上の業務に特有のもの）を取り扱うこと。
 - (b) 十八歳未満の船員の安全及び健康に特別の考慮を払いつつ、船舶所有者、船員その他の関係者が適用される基準並びに船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画を遵守する義務を明確に定めること。
 - (c) 船長若しくは船長が指名する者又はその双方について、船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画の実施及び遵守に関する特別の責任を負うための任務を定めること。
 - (d) 船舶の安全のための委員会の会合に参加するため安全に関する代表として任命され、又は選出される船舶の船員の権限を定めること。当該委員会は、五人以上の船員を有する船舶に設置する。
- 3 第4.3規則3に規定する法令その他の措置は、船舶所有者団体及び船員団体の代表者と協議して定期的に

検討するものとし、必要な場合には、職業上の安全及び健康についての政策及び計画の不断の改善を促進し、並びに加盟国を旗国とする船舶の船員に職業上の安全な環境を提供するため、技術の変化及び研究の進展を考慮して改正する。

4 船舶内の職場における危険にさらされることについての許容される水準並びに船舶の職業上の安全及び健康についての政策及び計画の策定及び実施に関する適用可能な国際文書の要件を満たすことは、この条約上の義務を履行するものとみなす。

5 権限のある機関は、次のことを確保する。

(a) 職業上の災害及び疾病の報告及び記録に関して国際労働機関が作成する指針を考慮して、職業上の災害、負傷及び疾病が適切に報告されること。

(b) 職業上の災害及び疾病に関し、詳細な統計が作成され、分析され、及び公表され、並びに、適当な場合には、更に一般的な傾向及び特定された危険についての研究が行われること。

(c) 職業上の災害が調査されること。

6 職業上の安全及び健康に係る事項に関する報告及び調査は、船員の個人情報保護を確保するようなも

のとし、及びこの問題に関して国際労働機関が作成する指針を考慮に入れたものとする。

7 権限のある機関は、船舶における特定の危険に関する情報を全ての船員に知らせるための措置（例えば、その危険に関する指示を含む公の情報を掲示すること。）をとるために船舶所有者団体及び船員団体と協力する。

8 権限のある機関は、職業上の安全及び健康の管理に関する危険性の評価を行う船舶所有者に対し、自己の船舶から及び当該権限のある機関が作成する一般的な統計から得られる適当な統計上の情報を参照することを要求する。

4.3 指針 健康及び安全の保護並びに災害の防止

1 B 4.3 指針 職業上の災害、負傷及び疾病に関する規定

1 A 4.3 基準の規定により制定することを要求される規定は、千九百九十六年の海上及び港における船舶内の災害の防止と称する国際労働機関の実施基準及びその改定版並びに職業上の安全及び健康の保護に関する他の関連する国際労働機関の基準、指針及び実施基準その他国際的な基準、指針及び実施基準（これらの文書で特定される曝露^{ばく}の水準を含む。）を考慮に入れたものとすべきである。

2 権限のある機関は、職業上の安全及び健康の管理についての国内の指針が特に次の事項を取り扱うことを確保すべきである。

- (a) 一般的及び基本的な規定
- (b) 船舶の構造上の特性（出入設備及び石綿に関連する危険を含む。）
- (c) 機械類
- (d) 船員が接触する可能性のあるあらゆる物の表面の極めて低い又は高い温度による影響
- (e) 作業場及び船舶内の居住設備における騒音による影響
- (f) 作業場及び船舶内の居住設備における振動による影響
- (g) 作業場及び船舶内の居住設備における環境上の要因（たばこの煙を含む。）であって、(e)及び(f)に規定するもの以外のものによる影響
- (h) 甲板上及び甲板下でとるべき特別の安全措置
- (i) 荷役設備
- (j) 防火及び消火

- (k) いかり、鎖及び索
- (l) 危険な貨物及びバラスト
- (m) 船員のための個人用保護具
- (n) 閉囲された場所における作業
- (o) 疲労による身体的及び精神的な影響
- (p) 薬物及びアルコールへの依存による影響
- (q) ヒト免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群に関する保護及び予防
- (r) 緊急事態及び災害への対応

3 2に規定する事項に関する危険性の評価及び曝露^{ばく}を減少させることについては、職業上の健康への身体的な影響（積荷の手動での取扱い、騒音及び振動によるものを含む。）、職業上の健康への化学的及び生物学的な影響、職業上の健康への精神的な影響、疲労による健康への身体的及び精神的な影響並びに職業上の災害を考慮すべきである。必要な措置は、予防の原則、特に、危険性についてその根源において対処すること、労働、特に作業場の設計を個人に適応したものとすること及び危険なものを危険でないもの又

はより危険性の低いものに置き換えることが船員のための個人用保護具に優先することについて、妥当な考慮を払うべきである。

4 権限のある機関は、さらに、健康及び安全への影響が特に次の分野において考慮されることを確保すべきである。

(a) 緊急事態及び災害への対応

(b) 薬物及びアルコールへの依存による影響

(c) ヒト免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群に関する保護及び予防

B 4.3 指針 騒音への曝露

1 権限のある機関は、権限のある国際団体並びに関係する船舶所有者団体及び船員団体の代表者と協力し、騒音への曝露ばくによる悪影響からの船員の保護について可能な限り改善することを目的として、船舶内の騒音の問題を継続的に検討すべきである。

2 1に規定する検討は、過度の騒音への曝露ばくが船員の聴覚、健康及び快適さに及ぼす悪影響並びに船員を保護するために船舶内の騒音を減少させることを目的として定められ、又は勧告される措置を考慮すべき

である。検討される措置は、次のことを含むべきである。

(a) 高水準の騒音への長時間の曝露^{ばく}による聴覚及び健康に対する危険並びに騒音からの保護装置及び保護具の適切な使用について船員を指導すること。

(b) 必要な場合には、承認された聴覚保護具を船員に提供すること。

(c) 危険性を評価すること並びに全ての居住設備、レクリエーション用の設備及び料理の提供のための設備並びに機関室その他の機関区域における騒音への曝露^{ばく}の水準を低下させること。

B 4.3.3 指針 振動への曝露^{ばく}

1 権限のある機関は、権限のある国際団体並びに関係する船舶所有者団体及び船員団体の代表者と協力し、並びに、適当な場合には、関連する国際的な基準を考慮し、振動による悪影響からの船員の保護について可能な限り改善することを目的として、船舶内の振動の問題を継続的に検討すべきである。

2 1に規定する検討は、過度の振動への曝露^{ばく}が船員の健康及び快適さに及ぼす影響並びに船員を保護するために船舶内の振動を減少させることを目的として定められ、又は勧告される措置を対象とすべきである。検討される措置は、次のことを含むべきである。

(a) 振動への長時間の曝露ばくによる健康に対する危険について船員を指導すること。

(b) 必要な場合には、承認された個人用保護具を船員に提供すること。

(c) 危険性を評価すること並びに全ての居住設備、レクリエーション用の設備及び料理の提供のための設備における振動への曝露ばくを、そのような区域における曝露ばくと作業場における曝露ばくとの相違を考慮しつつ、二千一年の作業場における環境上の要因と称する国際労働機関の実施基準及びその改定版によって定められる指針に従って措置をとることにより減少させること。

B 4.3. 指針 船舶所有者の義務

1 保護具その他災害の防止のための安全装置を備えるべき船舶所有者の義務は、原則として、船員がそれらの保護具及び安全装置を使用すべき義務並びにそれらの保護具及び安全装置に関する措置であつて災害の防止及び健康の保護に関するものを遵守すべき義務とともに定めるべきである。

2 千九百六十三年の機械防護条約（第百十九号）第七条及び第十一条の規定並びにこれらの規定に対応する千九百六十三年の機械防護勧告（第百十八号）の規定についても考慮されるべきである。これらの規定においては、使用者に対しては、使用している機械に適当な防護装置を施し、及び適当な防護装置が施さ

れていない機械の使用を防止すべき義務の遵守を確保する義務が課される一方で、労働者に対しては、防護装置が所定の位置にない機械を使用せず、及び防護装置の機能を失わせない義務が課されている。

B 3. 5
4. 3. 6 統計の報告及び収集

1 全ての職業上の災害、負傷及び疾病は、関係する船員の個人情報保護に考慮を払いつつ、それらについて調査し、並びに詳細な統計を作成し、分析し、及び公表することができるよう報告すべきである。報告は、死亡又は船舶に係る災害に限定すべきでない。

2 1に規定する統計には、職業上の災害、負傷及び疾病の件数、性質、原因及び結果を記録し、適当な場合には、それらが生じた船舶内の部、災害の種類及び災害が海上におけるものであるか港におけるものであるかを明確に表示すべきである。

3 加盟国は、船員が被る災害の記録のための国際的な制度又は様式であって国際労働機関が構築し、又は確立するものに妥当な考慮を払うべきである。

B 3. 6
4. 3. 6 指針 調査

1 権限のある機関は、死亡又は重傷をもたらした全ての職業上の災害、負傷及び疾病並びに国内法令に定

める他の事例について、その原因及び状況を調査すべきである。

2 調査の対象として、次のものを含めることに考慮を払うべきである。

- (a) 作業環境（例えば、作業を行っていた場所、機械の配置、出入設備、照明及び作業方法）
- (b) 年齢層別の職業上の災害、負傷及び疾病の発生状況
- (c) 船舶内の環境がもたらす特殊な生理的又は心理的な問題
- (d) 船舶内における、特に作業量の増加の結果としての身体的なストレスから生ずる問題
- (e) 技術の進歩から生ずる問題及び技術の進歩の影響（技術の進歩が乗組員の構成に及ぼす影響を含む。）
- (f) 人的な過失から生ずる問題

B 4.3 指針 保護及び防止に係る各国の計画

1 職業上の安全及び健康の保護並びに海上の業務に特有の危険に起因する災害、負傷及び疾病の防止を促進するための措置の有効な基礎とするため、一般的な傾向及び統計によって明らかにされる危険について研究を行うべきである。

2 職業上の安全及び健康の促進のための保護及び防止に係る計画の実施については、権限のある機関、船

船所有者及び船員又はそれらを代表する者その他適当な団体が積極的な役割を果たすこと（説明会、作業場の潜在的に有害な環境上の要因その他の危険に対する最大限の曝露^{ばく}の水準に関する船舶内の指針、体系的な危険性の評価の作業の結果等の手段を通じて役割を果たすことを含む。）ができるように企画すべきである。特に、職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための全国的若しくは地域的な合同の委員会又は臨時の作業部会及び船舶内の委員会であつて、関係する船舶所有者団体及び船員団体が代表を出すものを設置すべきである。

3 2の規定に基づく活動が会社で行われる場合には、船舶所有者である当該会社の船舶に設置される安全のための委員会に船員の代表者を参加させることを考慮すべきである。

B 4.3.7 指針 保護及び防止に係る計画の内容

1 B 4.3.7 指針 2に規定する委員会その他の機関の任務に次のことを含めることについて考慮を払うべきである。

(a) 職業上の安全及び健康の管理のための制度並びに災害の防止に関する規定、規則及び手引書についての自国の指針及び政策を策定すること。

- (b) 職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための訓練及び計画を企画すること。
 - (c) 職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に関する広報（映画、ポスター、通知及び小冊子を含む。）を企画すること。
 - (d) 職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に関する出版物及び情報を船舶内の船員に届くように配布すること。
- 2 職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に関する措置又は推奨される慣行を起案するに当たっては、適当な国の当局若しくは機関又は国際機関が採択する関連する規定又は勧告を考慮すべきである。
 - 3 加盟国は、職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための計画を作成するに当たり、国際労働機関が公表する船員の安全及び健康に関する実施基準に妥当な考慮を払うべきである。
- 9 B 3. 指針 職業上の安全及び健康の保護並びに職業上の災害の防止に関する指導
 - 4. 3 A 4. 3 1 4. 3 1 (a) 基準 1 (a) に規定する訓練の課程は、定期的に検討し、船舶の種類、大きさ及び設備の推移並びに船舶における配乗の慣行、国籍、言語及び業務の配置の変化に照らして最新のものとするべきである。
 - 2 職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止について継続的な広報が行われるべきである。当該広報

は、次の形式をとることができる。

- (a) 視聴覚教材（例えば、船員のための職業訓練センターにおいて使用され、及び可能な場合には船舶において上映される映画）
 - (b) 船舶におけるポスターの掲示
 - (c) 海上の業務に伴う危険並びに職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に係る措置に関する記事を船員が読む定期刊行物に掲載すること。
 - (d) 種々の媒体を用いた特別な広報活動であって船員を指導するためのもの（安全な作業方法に関する広報活動を含む。）
- 3 2に規定する広報は、船舶内の船員の異なる国籍、言語及び文化を考慮したものとすべきである。
 - 3.10 B 3.指針 年少の船員の安全及び健康に関する教育
 4. 1 安全及び健康に関する規則は、雇用前及び雇用中の健康診断並びに業務における災害の防止及び健康の保護に関する規定であって、船員の労働について適用される一般的なものに言及すべきである。当該規則は、職務を遂行中の年少の船員に生ずる職業上の危険を最小にする措置を明示すべきである。

2 年少の船員が権限のある機関により関連する技能について十分に能力を有すると認められる場合を除くほか、1に規定する規則は、特定の種類の作業であつて、災害に係る特別な危険を与え、健康若しくは身体の発達に対する有害な影響に係る特別な危険を与え、又は一定の熟練、経験若しくは技能を要するものに関し、年少の船員が適当な監督及び指導なしに当該作業に従事することについての制限を明示すべきである。権限のある機関は、当該規則によって制限される作業の種類を決定するに当たり、特に次の作業について考慮することができる。

- (a) 重い積荷又は物の持上げ、移動又は運搬
- (b) ボイラー、タンク及びコフアダムへの立入り
- (c) 有害な水準の騒音及び振動への曝露^{ばく}
- (d) ホイストその他の動力で動かす機械及び道具の操作又はそのような機器を操作する者に対する信号係としての行為
- (e) 係留用若しくはえい航用の索又はびよう泊用の機器の操作
- (f) 索具の操作

- (g) 荒天時における高所の作業又は甲板上の作業
 - (h) 夜間の当直の任務
 - (i) 電気設備の保守
 - (j) 潜在的に有害な物質又は有害な物理的な因子（例えば、危険な又は毒性を有する物質及び電離放射線）への曝露^{ばく}
 - (k) 料理の提供に用いる機械の洗浄
- (1) 端艇の操作又はその責任を引き受けること。
- 3 船舶における災害の防止及び年少の船員の健康の保護に関する情報について年少の船員の注意を喚起するため、権限のある機関によって又は適当な仕組みを通じて、実地的な措置がとられるべきである。そのような措置には、研修課程における適切な指導、年少者向けの災害の防止に関する公式の広報並びに年少の船員に対する職業上の指導及び監督を含めることができる。
- 4 陸上及び船舶における年少の船員の教育及び訓練には、アルコール及び薬物その他潜在的に有害な物質の濫用、ヒト免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群に関する危険及び懸念並びに健康に対する危険

11 に関連する他の活動が年少の船員の健康及び福祉に及ぼす有害な影響に関する指導を含めるべきである。

B 3. 指針 国際協力

4. 1 加盟国は、適当な場合には政府間機関その他国際機関の援助を得て、相互に協力して、職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止を促進するための活動について最大限の統一性を実現するよう努めるべきである。

2 加盟国は、A 4.3 基準の規定に基づく職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止を促進するための計画を作成するに当たり、国際労働機関が公表する関連する実施基準及び国際機関の適当な基準に妥当な考慮を払うべきである。

3 加盟国は、職業上の安全及び健康の保護並びに職業上の災害の防止に関連する活動を継続的に促進する上で国際協力が必要であることを考慮すべきである。当該国際協力は、次の形式をとることができる。

(a) 職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための基準及び保障措置の統一を図るための二国間又は多数国間の取決め

(b) 船員に影響を及ぼす特定の危険並びに職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止を促進する方法

に関する情報の交換

- (c) 旗国の国内法令に基づく検査及び設備の試験に対する援助
- (d) 職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に関する規定、規則及び手引書の作成及び周知に関する協力

- (e) 訓練用の教材の作成及び使用に関する協力

- (f) 職業上の安全及び健康の保護、災害の防止並びに安全な作業方法に関する船員の訓練のための共同の施設又は相互援助

第4.4 規則 陸上の厚生用施設の利用

目的 船舶において労働する船員が自己の健康及び福祉を確保するため陸上の施設及びサービスを利用することができ、陸上の厚生用施設が存在する場合には、当該施設を容易に利用することができることを確保すること。

1 加盟国は、陸上の厚生用施設が存在する場合には、当該施設を容易に利用することができることを確保する。加盟国は、また、自国の港にある船舶の船員が適切な厚生用施設及び厚生に係るサービスを利用することができるようにするため、指定された港において、規範に列記するような厚生用施設の更なる開設

を促進する。

2 厚生、文化、レクリエーション及び情報に係る施設及びサービス等の陸上の施設に関する加盟国の責任は、規範に定める。

A 4.4 基準 陸上の厚生用施設の利用

1 加盟国は、自国の領域内に厚生用施設が存在する場合には、当該施設について、全ての船員がその国籍、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見又は社会的出身のいかんを問わず、及び雇用され、従業し、又は労働する船舶の旗国のいかんを問わず利用することができることを要求する。

2 加盟国は、自国の適当な港における厚生用施設の更なる開設を促進するものとし、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、適当と認められる港を決定する。

3 加盟国は、海運業における技術上、運航上その他の進歩に起因する船員の需要の変化に照らして、厚生用施設及び厚生に係るサービスが適当なものであることを確保するため、当該施設及び当該サービスを定期的に検討する厚生についての委員会の設置を奨励する。

B 4.4 指針 陸上の厚生用施設の利用

B 4. 4. 1 指針 加盟国の責任

1 加盟国は、次のことを行うべきである。

(a) 指定された寄港地において船員のために適切な厚生用施設及び厚生に係るサービスが提供され、並びに船員の職務の遂行に当たり船員に対して適切な保護が提供されることを確保するための措置をとること。

(b) (a)に規定する措置の実施に当たり、船員の安全、健康及び余暇の活動に関する特別の必要性（特に、当該船員が外国にいる場合及び戦争地帯に入る場合の必要性）を考慮すること。

2 厚生用施設及び厚生に係るサービスを監督するための措置には、関係する代表的な船舶所有者団体及び船員団体の参加を含めるべきである。

3 加盟国は、船員が自らの船舶及び陸上の厚生センターで利用する厚生用の物品（例えば、映画、書籍、新聞及びスポーツ用具）について、船舶、中心的な供給機関及び厚生用施設の間で当該物品の自由な流通が迅速に行われるようにするための措置をとるべきである。

4 加盟国は、海上及び港における船員の厚生を促進するため、相互に協力すべきである。そのような協力

は、次のものを含むべきである。

(a) 港及び船舶の双方における船員の厚生用施設及び厚生に係るサービスの提供及び改善を目的とする権限のある機関間の協議

(b) 不必要な重複を避けるため、主要な港において、資源を共同で管理し、及び厚生用施設を共同で提供するに関する取決め

(c) 国際的なスポーツ競技会の開催及びスポーツ活動への船員の参加の奨励

(d) 海上及び港における船員の厚生を主題とする国際的なセミナーの開催

B 4. 4. 2 指針 港の厚生用施設及び厚生に係るサービス

1 加盟国は、自国の適当な港において、必要とされる厚生用施設及び厚生に係るサービスを提供し、又はこれらが提供されることを確保すべきである。

2 厚生用施設及び厚生に係るサービスは、国内事情及び国内慣行に従い、次の一又は二以上の機関又は団体によって提供されるべきである。

(a) 公の機関

- (b) 団体交渉の合意その他合意された取決めに基づく関係する船舶所有者団体及び船員団体
 - (c) ボランティアの団体
- 3 必要な厚生用施設及びレクリエーション用の施設を港に設置し、又は更に開設すべきである。これらの施設には、次のものを含めるべきである。
- (a) 必要な会議室及びレクリエーション用の部屋
 - (b) スポーツ用施設及び屋外の施設（競技用の施設を含む。）
 - (c) 教育施設
 - (d) 適当な場合には、宗教上の儀式及び個人的なカウンセリングのための施設
- 4 3に規定する施設は、一般の利用に供するために設計された施設を船員の需要に応じて利用することができるようにすることによって提供することができる。
- 5 異なる国籍を有する多数の船員が特定の港においてホテル、クラブ、スポーツ用施設等の施設を必要とする場合には、船員の出身国及び旗国の権限のある機関又は団体並びに関係する国際的な団体は、資源を共同で管理し、及び不必要な重複を避けるため、当該港の所在する国の権限のある機関及び団体と並びに

相互に、協議し、及び協力すべきである。

6 船員に適するホテル又はホステルは、船員がそれらを必要とする場所で利用可能とすべきである。当該ホテル又はホステルは、妥当な等級のホテルにおける便宜と同等の便宜を提供すべきであり、また、可能な限り、埠頭ふ頭の近傍から離れた場所に位置し、かつ、良好な環境の下にあるべきである。当該ホテル又はホステルは、適切に監督されるべきであり、その料金は、妥当な金額であるべきである。必要かつ可能な場合には、船員の家族を宿泊させるための措置がとられるべきである。

7 これらの宿泊施設は、国籍、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見又は社会的出身のいかんを問わず、及び船員が雇用され、従業し、又は労働する船舶の旗国のいかんを問わず、全ての船員に対して開放すべきである。いかなる意味においてもこの原則を損なうことなく、一定の港においては、規格においては同等であるが異なる船員の集団の習慣及び需要に応じた複数の種類の施設を提供することが必要となることがある。

8 必要に応じ、船員の厚生用施設及び厚生に係るサービスの運営において、ボランティアの労働者のほかに、技術的能力を有する者が常勤として雇用されることを確保するための措置をとるべきである。

B 4. 4. 3 指針 厚生についての委員会

1 厚生についての委員会は、適当な場合には、港、地域及び国の段階で設置されるべきである。当該委員会の任務には、次のことを含めるべきである。

(a) 既存の厚生用施設の妥当性を常に検討し、及び追加の施設の設置又は十分に活用されていない施設の撤去の必要性を把握すること。

(b) 厚生用施設の提供について責任を負う者を支援し、及び当該者に助言を与え、並びにこれらの者の間の調整を確保すること。

2 厚生についての委員会の構成員には、船舶所有者団体及び船員団体、権限のある機関並びに適当な場合にはボランティアの団体及び社会福祉団体の代表者を含めるべきである。

3 適当な場合には、海運国の領事及び外国の福祉団体の現地における代表者は、国内法令に従い、港、地域及び国の厚生についての委員会と提携すべきである。

B 4. 4. 4 指針 厚生用施設の資金調達

1 港の厚生用施設に対する資金上の支援は、国内事情及び国内慣行に従い、次の一又は二以上のものを通

じて与えられるべきである。

- (a) 公の資金からの補助金
- (b) 海運に対する課徴金その他の特別な賦課金
- (c) 船舶所有者、船員又は船舶所有者団体若しくは船員団体からの任意の拠出金
- (d) その他の財源からの任意の拠出金

2 厚生に関する税、課徴金及び特別な賦課金を課する場合には、これらは、その賦課の目的のためにのみ用いるべきである。

4. B 4. 5 指針 情報の周知及び寄港を円滑にするための措置

1 寄港地において一般公衆に開放されている施設（特に、交通施設、厚生用施設、娯楽施設、教育施設及び礼拝所）及び船員のために特に提供される施設に関して、船員の間には情報の周知を図るべきである。

2 船員が港の便利な場所から市街区域に到達することができるようにするため、妥当な時に、妥当な価格による適切な交通手段を利用することができるようにすべきである。

3 権限のある機関は、船舶所有者及び入港する船員に対し、特別の法規及び慣例であつてその違反により

当該船員の自由が制約されるおそれのあるものを周知するため、全ての適当な措置をとるべきである。

4 港の区域及び連絡道路には、権限のある機関により、適切な照明及び道標が提供され、並びに船員の保護のための定期的な巡視が行われるべきである。

B 4.6 指針 外国の港における船員

1 外国の港における船員の保護のため、次のことを容易にするための措置がとられるべきである。

(a) 当該船員の国籍国又は居住国の領事と面接すること。

(b) 領事と地方又は国の機関との間で効果的に協力すること。

2 外国の港で拘禁された船員は、正当な法の手続に従い、及び領事上の適当な保護を得て、迅速に取り扱われるべきである。

3 加盟国の領域内で船員が何らかの理由で拘禁された場合には、権限のある機関は、当該船員の要請に応じ、船舶の旗国及び当該船員の国籍国に直ちに通報すべきである。権限のある機関は、当該船員に対し、当該要請を行う権利があることを迅速に通知すべきである。当該船員の国籍国は、当該船員の近親者に迅速に通知すべきである。権限のある機関は、これらの国の領事官が当該船員と直ちに面接すること及びそ

の後当該船員が拘禁されている間定期的に訪問することを許可すべきである。

4 加盟国は、必要なときはいつでも、船舶が自国の領水内及び特に港への進入路にある間、襲撃その他の不法行為から船員の安全を確保するための措置をとるべきである。

5 船舶が港に到着した後、港及び船舶の責任者は、船員のできる限り速やかな上陸を促進するため、あらゆる努力を払うべきである。

第4.5 規則 社会保障

目的 船員が社会保障による保護を受けられるようにするための措置がとられることを確保すること。

1 加盟国は、国際労働機関憲章第十九条8に規定する有利な条件を認めることを妨げられることなく、全ての船員及び自国の国内法令に定める限りにおいて船員の被扶養者が規範の規定に基づき社会保障による保護を受けることができることを確保する。

2 加盟国は、自国の事情に応じ、個別に及び国際協力を通じて、船員の社会保障による包括的な保護を漸進的に達成するための措置をとることを約束する。

3 加盟国は、自国の社会保障に関する法令の対象となる船員及び自国の国内法令に定める限りにおいて当

該船員の被扶養者が、陸上の労働者が享受する社会保障による保護よりも不利でない社会保障による保護を享受する権利を有することを確保する。

A 4.5 基準 社会保障

1 第4.5規則の規定に基づき社会保障による包括的な保護を漸進的に達成するために考慮すべき分野は、医療に関する第4.1規則、船舶所有者の責任に関する第4.2規則及びこの条約の他の章に規定する保護を補完する医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付及び遺族給付とする。

2 批准の時に第4.5規則1の規定に従い加盟国が提供する保護には、1に規定する九の分野のうち少なくとも三の分野を含む。

3 加盟国は、自国の事情に応じ、自国の領域内に通常居住する全ての船員に対し1に規定する社会保障による補完的な保護を提供するための措置をとる。この措置をとる責任は、例えば、適当な二国間若しくは多数国間の協定又は保険料の支払に立脚した制度を通じて果たすことができる。その結果として得られる保護は、当該加盟国の領域内に居住する陸上の労働者が享受する保護よりも不利なものであってはならない。

い。

4 3に規定する責任の帰属にかかわらず、加盟国は、二国間及び多数国間の協定により並びに地域的な経済統合のための機関の枠組みにおいて採択された規定により、船員を対象とする社会保障に係る法令に関する他の規則を決定することができる。

5 自国を旗国とする船舶の船員に関する加盟国の責任には、第4.1規則及び第4.2規則に定めるもの、規範の関連する規定によって定めるもの並びに国際法に基づく当該加盟国の一般的義務に内在するものを含む。

6 加盟国は、1に規定する分野の給付の範囲が十分でない場合には、国内法令及び国内慣行に従い、船員に対して同等の給付を行う種々の方法を検討する。

7 第4.5規則1の規定に基づく保護は、適当な場合には、法令、民間の制度若しくは団体交渉の合意又はこれらの組合せに含めることができる。

8 加盟国は、自国の国内法令及び国内慣行に適合する限りにおいて、二国間又は多数国間の協定その他取決めににより、全ての船員（その居住地のいかんを問わない。）が取得した又は取得する過程にある社会保障に係る権利であつて、保険料の支払に立脚した制度又は当該支払に立脚しない制度を通じて付与される

ものが維持されることを確保するために協力する。

9 加盟国は、紛争の解決のための公正かつ効果的な手続を定める。

10 加盟国は、批准の時に、2の規定に従って保護を提供する分野を指定する。その後、当該加盟国が1に規定する一又は二以上の他の分野に関する社会保障による保護を提供する場合には、当該加盟国は、国際労働事務局長にその旨を通報する。同事務局長は、その指定及び通報に係る情報の登録簿を管理し、及び利害関係を有する全ての者が入手することができるようにする。

11 国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく国際労働事務局への報告には、他の分野に保護を拡大するために第4.5規則2の規定に従ってとる措置に関する情報も含める。

B 4.5 指針 社会保障

1 批准の時にA 4.5基準2の規定に従って提供する保護には、少なくとも、医療、傷病給付及び業務災害給付の分野を含めるべきである。

2 A 4.5基準6に規定する場合において、同等の給付は、関連する団体交渉の合意の規定を考慮して、保
険、二国間及び多数国間の協定その他の効果的な方法によって行うことができる。そのような措置がとら

れる場合には、当該措置の対象となる船員は、各種の分野の社会保障による保護がどのような方法によって提供されるかについて助言を与えられるべきである。

3 船員が社会保障に関する二以上の国の法令の適用の対象となる場合には、関係する加盟国は、それぞれの法令に基づく保護のうち当該船員にとって一層有利なものの種類及び水準、当該船員の選好等の要素を考慮して、いずれの法令を適用するかについて相互の合意によって決定するため、協力すべきである。

4 A.5 基準 9 の規定に基づいて定める手続は、その対象を定める方法のいかんを問わず、関係する船員の請求に関連する全ての紛争を対象とするよう定めるべきである。

5 自国を旗国とする船舶において自国民である船員、自国民でない船員又はこれらの双方が業務を行ってゐる加盟国は、この条約が適用される場合には、この条約に基づく社会保障による保護を提供すべきであり、また、A.5 基準 1 に規定する社会保障による保護の分野について、関係する船員にとって追加するところが適当な当該分野を特定するため、定期的に検討すべきである。

6 船員の雇用契約には、船舶所有者が各種の分野の社会保障による保護を船員に提供する方法及び船舶所有者が有している他の関連情報（例えば、関連する国内の社会保障制度に基づく特定の、かつ、権限を与

えられた機関の要請に従って行われる船舶所有者の抛除及び船員の賃金からの法令に基づく控除）を明示すべきである。

7 自国を旗国とする船舶を有する加盟国は、社会上の事項について有効に管轄権を行使するに当たり、社会保障による保護に関する船舶所有者の責任が果たされていること（社会保障制度のために求められる抛除を行うことを含む。）を確認すべきである。

第五章 遵守及び執行

1 この章の規則は、この条約の各条に規定する原則及び権利並びに第一章から第四章までに定める特定の義務を完全に実施し、及び執行する加盟国の責任について定める。

2 実質的に同等な規定を通じて規範A部を実施することを認める第六条3及び4の規定は、この章の規範A部については、適用しない。

3 加盟国は、第六条2の規定に従い、この章の規則に基づく自国の責任を、対応する規範B部の指針に妥当な考慮を払いつつ、対応する規範A部の基準に定める方法で果たす。

4 この章の規定は、船員及び船舶所有者が、他の全ての者と同様に、法律の前に平等であり、及び法律に

よる平等の保護を受ける権利を有すること並びに裁判所の裁判を受け、審判機関に申立てを行い、又はその他の紛争解決のための制度を利用するに当たって差別の対象とならないことに留意して実施する。この章の規定は、裁判管轄権又は裁判地を決定するものではない。

第5.1規則 旗国の責任

目的 加盟国が自国を旗国とする船舶についてこの条約に基づく自国の責任を果たすことを確保すること。

第5.1.1規則 一般原則

- 1 加盟国は、自国を旗国とする船舶についてこの条約に基づく自国の義務の履行を確保する責任を負う。
- 2 加盟国は、自国を旗国とする船舶における船員の労働条件及び生活条件がこの条約の基準を満たすこと及び引き続き満たすことを確保するため、第5.1.1.3規則³及び第5.1.1.4規則⁴の規定に従い、海上の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築する。

- 3 加盟国は、海上の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築するに当たり、適当な場合には、公の機関又は能力を有し、かつ、独立性を有すると認定される他の団体（他の加盟国が同意する場合）には、その加盟国のものを含む。）に対し、検査を行い、若しくは証明書を発給し、又はその双方を

行う権限を与えることができる。当該加盟国は、いかなる場合にも、自国を旗国とする船舶における関係する船員の労働条件及び生活条件に関する検査及び証明について引き続き完全な責任を負う。

4 海上労働遵守措置認定書により補完される海上労働証書は、船舶がその旗国である加盟国による検査を正当に受けており、並びに船員の労働条件及び生活条件に関するこの条約上の義務が当該海上労働証書の証明する限りにおいて履行されているものと推定する証拠となる。

5 2に規定する制度（当該制度の実効性を評価するために用いる方法を含む。）に関する情報は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく加盟国の国際労働事務局に対する報告に含める。

A 1. 基準 一般原則

1 加盟国は、自国の検査及び証明の制度の運用に関する明確な目的及び基準並びに当該目的及び基準がどの程度達成されているかについて評価するための適当な手続を定める。

2 加盟国は、自国を旗国とする全ての船舶に対してこの条約の写しを船舶内で利用することができるように備えることを要求する。

B 1. 指針 一般原則

5. 1. 1

1 権限のある機関は、第1.1.1規則及び第5.1.2規則に規定する他の団体であつて、船員の船舶における労働条件及び生活条件に係るものと公の機関との間における効果的な協力を促進するため、適当な措置をとるべきである。

2 権限のある機関は、検査員と船舶所有者、船員、船舶所有者団体及び船員団体との間の一層緊密な協力を確保し、並びに船員の労働条件及び生活条件を維持し、又は改善するため、これらの目的を達成するための最良の方法について船舶所有者団体及び船員団体の代表者と定期的に協議すべきである。そのような協議の方法については、権限のある機関が、船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定すべきである。

第1.1.1規則 認定された団体の権限

1 第1.1.1規則3に規定する公の機関又は他の団体（以下「認定された団体」という。）は、規範に定める能力及び独立性に関する要件を満たしていると権限のある機関が認定したものとす。認定された団体が行うことを認められる検査又は証明の任務は、権限のある機関又は認定された団体が行うものとして規範に明示的に定める活動の範囲内にあるものとする。

- 2 第1.1.1 規則5に規定する報告には、認定された団体、認定された団体に与えられた権限の範囲及び権限を
5.1.2 与えられた活動が完全かつ効果的に行われることを確保するために加盟国がとる措置に関する情報を含め
る。
- A 1.2 基準 認定された団体の権限
- 5.1.2 1 権限のある機関は、第1.1.2 規則1の規定に基づく認定のため、関係する団体の能力及び独立性を検討し、
5.1.2 並びに当該団体に与えられる権限の対象となる活動を行うために必要な範囲内で、当該団体が次のことを
証明したか否かについて決定する。
- (a) 当該団体がこの条約の関連する側面についての必要な専門知識及び船舶の運航（船舶において労働す
る船員に関する最低限の条件、雇用条件、居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提
供、災害の防止、健康の保護、医療、厚生並びに社会保障による保護を含む。）に関する適当な知識を
有していること。
- (b) 当該団体がその職員の専門知識を維持し、及び最新のものとする能力を有すること。
- (c) 当該団体がこの条約上の義務並びに適用可能な国内法令及び関連する国際文書についての必要な知識

を有すること。

(d) 当該団体が与えられる権限の種類及び程度に相応する適当な規模、構成、経験及び能力を有すること。

2 検査に関して与えられる権限は、少なくとも、認定された団体が船員の労働条件及び生活条件について特定した不備の是正を要求し、並びにこの点に関して寄港国の要請により検査を行う権限を含むものとする。

3 加盟国は、次のことを行う。

(a) 認定された団体が行う業務の妥当性を確保するための制度であつて、全ての適用可能な国内法令及び関連する国際文書に関する情報の提供を含むものを構築すること。

(b) 認定された団体と連絡を取り、及び認定された団体を監督するための手続を定めること。

4 加盟国は、自国のために活動する権限を与えられた認定された団体の現行の一覧表を国際労働事務局に提供し、及びこの一覧表を常時更新する。当該一覧表には、認定された団体が行う権限を与えられた任務を明記する。同事務局は、当該一覧表を公に利用可能なものとする。

B 5.1.2 指針 認定された団体の権限

1 認定を求める団体は、満足すべき質の役務を適時に提供することを確保するための技術上、運営上及び管理上の能力を証明すべきである。

2 権限のある機関は、団体の能力を評価するに当たり、当該団体に関して次のことが認められるか否かを判断すべきである。

(a) 適当な技術職員、管理に係る職員及び補助職員を有していること。

(b) 要求される役務を提供するために十分な資質を有する専門職員を有し、かつ、当該専門職員の構成が適切な地理的範囲を代表するものとなっていること。

(c) 満足すべき質の役務を適時に提供することができることを証明したこと。

(d) 当該団体がその運営について、独立性及び透明性を有していること。

3 権限のある機関は、権限を与えるために認定する全ての団体と書面による合意を締結すべきである。当該合意には、次に掲げる要素を含めるべきである。

(a) 適用範囲

- (b) 目的
 - (c) 一般的な条件
 - (d) 与えられる権限に基づく任務の遂行
 - (e) 与えられる権限に基づく任務の法的根拠
 - (f) 権限のある機関に対する報告
 - (g) 権限のある機関が認定された団体に対して与える権限の詳細
 - (h) 権限のある機関が認定された団体に委任された活動について行う監督
- 4 加盟国は、認定された団体に対し、当該認定された団体が検査員として雇用する職員の知識及び専門性を適時に更新することを確保するため当該職員の資格に係る制度を構築することを要求すべきである。
- 5 加盟国は、認定された団体に対し、当該認定された団体がその役務の対象となる事項について要求される基準を達成したことを証明することができるよう、自らが行った役務の記録を維持することを要求すべきである。
- 6 加盟国は、A.1.基準3(b)に規定する監督するための手続を定めるに当たり、国際海事機関の枠組みにお
5. 2

いて採択された主管庁に代わって活動する団体への権限の付与に関する指針を考慮に入れるべきである。

第 5.1.3 規則 海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書

1 この規則の規定は、次の船舶に適用する。

(a) 国際航行に従事する総トン数五百トン以上の船舶

(b) 加盟国を旗国とし、かつ、他の国の港から又は他の国の国内の諸港間を運航する総トン数五百トン以上の船舶

この規則の規定の適用上、「国際航行」とは、一の国から国外の港に至る航行をいう。

2 この規則の規定は、加盟国に対する船舶所有者の要請により、当該加盟国を旗国とする船舶であつて1の規定の適用を受けないものについても、適用する。

3 加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、当該船舶における船員の労働条件及び生活条件（4に規定する海上労働遵守措置認定書に記載される継続的な遵守のための措置を含む。）について検査を受けたこと及びこの条約を実施するための国内法令その他の措置の要件を満たすことを証明する海上労働証書を備え、及び維持することを要求する。

4 加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、船員の労働条件及び生活条件に関してこの条約を実施するための国内的な要件を明記し、及び当該船舶において当該要件の遵守を確保するために船舶所有者がとる措置を記載した海上労働遵守措置認定書を備え、及び維持することを要求する。

5 海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書は、規範に規定する様式に合致するものとする。

6 加盟国の権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体は、検査を通じて、自国を旗国とする船舶がこの条約の基準を満たし、又は引き続き満たすことを確認した場合には、その旨の海上労働証書を発給し、又は更新し、及び当該海上労働証書の公に利用可能な記録を維持する。

7 検査し、かつ、承認しなければならぬ事項の一覧表を含む海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書に係る詳細な要件は、規範A部に規定する。

A 1. 基準 海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書

1 海上労働証書は、権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体が、五年以下の期間について、船舶に対して発給する。海上労働証書の発給に先立ち、船舶における船員の労働条件及び生活条件に関してこの条約上の義務を履行するための国内法令その他の措置を満たすことを検査し、及び承認しな

なければならない事項の一覧表については、付録A五―Iに掲げる。

2 海上労働証書の効力は、この条約を実施するための国内的な要件の継続的な遵守を確保するために、権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体による中間検査の対象となる。中間検査を一回のみ行う場合において、海上労働証書の有効期間が五年であるときは、当該中間検査は、当該海上労働証書の二回目の検査基準日と三回目の検査基準日との間に行う。検査基準日とは、海上労働証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。中間検査の範囲及び程度は、海上労働証書の更新のための検査と同等のものとする。海上労働証書は、中間検査の結果が満足すべきものであった場合には、裏書する。

3 1の規定にかかわらず、更新のための検査が既存の海上労働証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、新たな海上労働証書は、当該更新のための検査の完了の日から、既存の海上労働証書の有効期間の満了の日から五年以内の日までの期間効力を有する。

4 更新のための検査が既存の海上労働証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前までに完了する場合には、新たな海上労働証書は、当該更新のための検査の完了の日から五年以内の日までの期間効力を有する。

5 海上労働証書は、次の場合には、暫定的に発給することができる。

- (a) 新船を回航する場合
- (b) 船舶が旗国を変更する場合
- (c) 船舶所有者が新たに船舶の運航について責任を引き受ける場合

6 暫定的な海上労働証書は、六箇月以内の期間について、権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体が発給することができる。

7 暫定的な海上労働証書は、次のことを確認した後にのみ発給することができる。

- (a) (b)から(d)までに規定する事項の確認を考慮しつつ、合理的かつ実行可能な限り、船舶が付録A五―Iに掲げる事項について検査を受けたこと。
- (b) 船舶所有者が権限のある機関又は認定された団体に対し、船舶がこの条約を遵守するための適切な手続を有することを証明したこと。
- (c) 船長がこの条約上の義務及び実施に係る責任に精通していること。
- (d) 関連する情報が海上労働遵守措置認定書を作成するために権限のある機関又は認定された団体に提出

されたこと。

8 正式な海上労働証書の発給を可能とするためには、暫定的な海上労働証書の有効期間が満了する前に、1の規定に基づく完全な検査が行われなければならない。6に規定する当初の六箇月の後に、更に暫定的な海上労働証書を発給することはできない。海上労働遵守措置認定書は、暫定的な海上労働証書の有効期間については、発給することを必要としない。

9 海上労働証書、暫定的な海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書は、付録A五―IIに定めるひな形に対応する様式により作成する。

10 海上労働遵守措置認定書は、海上労働証書に添付する。海上労働遵守措置認定書は、次の二部から成る。

(a) 第I部については、権限のある機関が次のとおり作成する。

(i) 1の規定に従って検査する事項の一覧表を明示する。

(ii) 関連する国内法規を引用し、及び必要な範囲内で国内的な要件の主な内容に関する簡潔な情報を提供することにより、この条約の関連する規定を具体化する国内的な要件を明示する。

(iii) 国内法令に基づく船舶の種類に特有の要件に言及する。

(iv) 第六条3の規定に基づいて採用する実質的に同等な規定を明記する。

(v) 第三章の規定に基づき権限のある機関が認める適用除外を明確に示す。

(b) 第Ⅱ部については、船舶所有者が作成するものとし、検査から次の検査までの間において国内的な要件の継続的な遵守を確保するためにとる措置及び不断に改善することを確保するために提案する措置を明示する。

権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体は、第Ⅱ部を確認し、海上労働遵守措置認定書を発給する。

11 関係する船舶について行った全ての検査その他の確認の結果及びこの確認において認められた重大な不備については、当該不備を是正したことが認められた日とともに記録する。この記録は、英語でない場合には英語による訳文を付して、国内法令に従い、海上労働遵守措置認定書に記載し、若しくは添付するものとし、又は他の方法により船員、旗国の検査員、寄港国の権限のある職員並びに船舶所有者及び船員の代表者が利用することができるようにする。

- 12 最新の有効な海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書は、英語でない場合には英語による訳文を付して船舶内に備え、及びそれらの写しは、船員が利用することができるように船舶内の目につきやすい場所に掲示する。当該写しは、国内法令に従い、要請により、船員、旗国の検査員、寄港国の権限のある職員並びに船舶所有者及び船員の代表者が利用することができるようにする。
- 13 11及び12に規定する英語による訳文に係る要請については、国際航行に従事しない船舶の場合には、適用しない。
- 14 1又は5の規定に基づいて発給された海上労働証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。
- (a) 2の規定により要求される期間内に関連する検査が完了しない場合
- (b) 当該海上労働証書が2の規定に従って裏書されない場合
- (c) 船舶がその旗国を変更する場合
- (d) 船舶所有者が船舶の運航について責任を負わなくなる場合
- (e) 第三章に規定する構造又は設備を実質的に変更する場合
- 15 14(c)から(e)までに規定する場合において、新たな海上労働証書は、船舶がこの基準に規定する要件を遵

守していると当該新たな海上労働証書を発給する権限のある機関又は認定された団体が認めるときにのみ発給される。

16 船舶がこの条約上の義務を遵守せず、かつ、要求された是正措置をとっていないという証拠がある場合には、当該船舶に対する海上労働証書は、権限のある機関又は旗国により正当に権限を与えられた認定された団体によって取り消される。

17 権限のある機関又は認定された団体は、16の規定に従い海上労働証書を取り消すべきか否かを検討する場合には、不備の重大性又は頻度を考慮する。

3
5.1. 指針 海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書

1 海上労働遵守措置認定書の第I部における国内的な要件の記述には、付録A五―Iに掲げる各事項に係る船員の労働条件及び生活条件に関する国内法令の規定の引用を含め、又は添付すべきである。国内法令がこの条約上の義務に係る規定を正確に踏襲している場合には、当該国内法令の引用により、必要なことを全て記述したことになることがある。この条約の一の規定を第六条3の規定に基づく実質的に同等な規定によって実施する場合には、当該一の規定を明示し、及び簡潔な説明を記載すべきである。第三章に定

めるところにより権限のある機関が適用除外を認める場合には、関係する特定の規定を明示すべきである。

2 船舶所有者が海上労働遵守措置認定書の第Ⅱ部に記載する措置については、特に、特定の国内的な要件の継続的な遵守を確認する機会、その確認について責任を負う者、作成すべき記録及び遵守されていないことが認められた場合にとる手続を明示すべきである。第Ⅱ部は、複数の様式により作成することができる。第Ⅱ部の作成については、海事分野の他の側面に関する政策及び手続を対象とする他の一層包括的な文書（例えば、国際安全管理（ISM）コードによって要求される文書又は船舶の履歴記録に関するSOLAS条約第十一章第五規則によって要求される情報）を参照することができる。

3 継続的な遵守を確保するための措置には、船舶所有者及び船長が、船員の労働に固有の危険を考慮に入れて作業場の設計に関する最新の技術の進歩及び科学的な調査結果を常に把握し、並びに船員の代表者にこれらに関する情報を提供することにより、船舶における船員の労働条件及び生活条件の保護の水準の改善を保障するという一般的かつ国際的な要請を含めるべきである。

4 海上労働遵守措置認定書は、特に、関係する全ての者（旗国の検査員、寄港国の権限のある職員、船員

等)が適切に要件が実施されていることを確認することに資するよう明確な用語で作成すべきである。

5 海上労働遵守措置認定書に含めることができる情報の種類の例は、付録B五―Iに定める。

6 A.1.基準14(c)に規定する船舶がその旗国を変更する場合において、関係する双方の国がこの条約を批准

5.1.3

しているときは、その変更の前に当該船舶の旗国であった加盟国は、他方の加盟国の権限のある機関に対し、当該船舶が旗国を変更する前に備えていた海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書の写しをできる限り速やかに送付すべきであり、また、旗国の変更後三箇月以内に当該権限のある機関が要請する場合には、関連する検査報告の写しを当該権限のある機関に送付すべきである。

4

第1.規則 検査及び執行

5.1.4

1 加盟国は、定期的な検査、監視その他の管理のための措置の効果的かつ調整の図られた制度を通じて、自国を旗国とする船舶が国内法令により実施されるこの条約上の義務を遵守していることを確認する。

2 1の規定に基づく検査及び執行の制度に関する詳細な要件は、規範A部に定める。

4

A.1.基準 検査及び執行

5.1.4

- 1 加盟国は、自国を旗国とする船舶の船員に係る条件に関する検査（この条約上の義務が履行されていること並びに、必要な場合には、海上労働遵守措置認定書に記載された労働条件及び生活条件に関する措置がとられていることの確認を含む。）の制度を維持する。
- 2 権限のある機関は、1の規定に基づく責任を果たすため、資質を有する十分な数の検査員を任命する。加盟国は、認定された団体が検査を行う権限を与えられている場合には、検査を行う職員がその職務を引き受けるための資質を有することを要求し、及び当該職員に対しその職務を遂行するために必要な法的権限を与える。
- 3 検査員が確認を行い、及び1の規定に基づきこの条約の遵守を確保することができるようにするため、検査員が必要な又は望ましい訓練を受けること並びに必要な又は望ましい能力、付託事項、権限、地位及び独立性を有することを確保するための適当な措置がとられなければならない。
- 4 検査は、必要な場合には、
 5.
 - 3 1. 基準に規定する間隔で行う。この間隔は、いかなる場合にも、三年を超えてはならない。
- 5 加盟国は、自国を旗国とする船舶がこの条約上の義務を遵守していないこと又は海上労働遵守措置認定

書に記載された措置の実施において重大な不備があることについて、明らかに根拠がないとは認められない苦情を受け、又は証拠を得た場合には、その問題を調査し、及び認められた不備を是正するための措置がとられることを確保するために必要な措置をとる。

6 加盟国は、検査員が政府の変更及び不当な外部からの影響と無関係であることを確保するための地位及び勤務条件を享受することを保障するため、適切な規則を定め、効果的に実施する。

7 遂行する任務に関する明確な指針を与えられ、及び正当な証明書を所持する検査員は、次のことを行う権限を有する。

- (a) 加盟国を旗国とする船舶に乗船すること。
- (b) 基準が厳格に遵守されていることを確認するために必要と認める調査、検査又は質問を行うこと。
- (c) 不備を是正することを要求すること並びに、その不備がこの条約上の義務の重大な違反（船員の権利の重大な侵害を含む。）に当たり、又は船員の安全、健康及び保安に対する重大な危険をもたらしていることと信ずるに足りる理由がある場合には、必要な措置がとられるまで船舶の出港を禁止すること。

8 7(c)の規定に基づいてとる措置は、司法当局又は行政当局に対し不服申立てを行う権利の行使の対象と

なる。

9 検査員は、この条約上の義務の明白な違反であつて関係する船員の安全、健康又は保安を脅かすものがなく、かつ、類似の違反の前歴がない場合には、司法上の手続の開始又は勧告に代えて、助言を与える裁量を有する。

10 検査員は、船員の労働条件及び生活条件に関する危険若しくは不備又は法令に対する違反について申し立てられる苦情については、その出所を秘密のものとして取り扱うものとし、そのような苦情の結果として検査を行ったことを船舶所有者、船舶所有者の代表者又は船舶の運航者に知らせてはならない。

11 検査員は、実効的な検査を妨げ、又は船舶所有者、船員その他の利害関係者との関係においてその権威若しくは公平性を害するおそれのある量又は性質の任務を引き受けてはならない。特に、検査員は、

(a) 検査することが求められている運航について直接又は間接に利害関係を有することを禁止される。

(b) 職務上知り得た商業上の秘密、非公開の作業工程又は私的な性質を有する情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。それらの漏えいは、適当な制裁又は懲戒処分の対象となる。

12 検査員は、各検査の報告を権限のある機関に提出する。英語又は船舶内の常用語による当該報告の写し

一通は、船長に提供し、他の写しは、船員の参考のため船舶内の掲示板に掲示し、及び要請に応じて船員の代表者に送付する。

13 加盟国の権限のある機関は、自国を旗国とする船舶の船員に係る条件に関する検査の記録を維持する。

当該権限のある機関は、一の年の終了後、六箇月以内の合理的な期間内に、検査に係る活動に関する年次報告を公表する。

14 重大な事件の発生を受けて調査が行われる場合には、その報告は、実行可能な限り速やかに、遅くとも当該調査の終了後一箇月以内に権限のある機関に提出する。

15 この基準の規定に基づいて検査を行い、又は措置をとる場合には、船舶を不当に抑留し、又はその出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる合理的な努力を払う。

16 検査員の権限の不法な行使の結果として被った損失又は損害に対しては、国内法令に従って賠償が支払われる。個々の事案についての立証責任は、申立てを行った者にあるものとする。

17 加盟国は、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）及び検査員の職務の遂行に対する妨害について適当な罰則その他是正措置を定め、それを実効的に実施する。

B
5.1.4 指針 検査及び執行

- 1 権限のある機関並びに船員の労働条件及び生活条件の検査の全部又は一部に係る他の機関は、その任務を遂行するために必要な手段を有すべきである。特に、
 - (a) 加盟国は、必要に応じて正当な資格を有する技術者及び専門家に検査員の作業の支援を要請することができるような必要な措置をとるべきである。
 - (b) 検査員は、便利な場所にある施設、設備及び交通手段であつて当該検査員の任務の効果的な遂行に適したものを提供されるべきである。
- 2 権限のある機関は、この条約に関連する検査及び執行に係る活動について一貫性を確保し、及び他の方法により指導するため、遵守及び執行に関する方針を作成すべきである。この方針の写しは、全ての検査員及び関係する法執行の職員に提供すべきであり、また、公衆並びに船舶所有者及び船員が利用することができるようにすべきである。
- 3 権限のある機関は、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）の可能性に関し船員が直接又はその代表者を通じて提供する情報を秘密のものとして受領することができるようにするため及び検査

員がそのような事項を迅速に調査することを認めることができるようにするため、次のことを含む簡易な手続を定めるべきである。

(a) 船長、船員又は船員の代表者が必要と認める場合にはこれらの者が検査を要請することができるようにすること。

(b) この条約上の義務を遵守し、及び船員に係る船舶内の条件の継続的な改善をもたらすための最も効果的な方法について、船舶所有者、船員及び関係する団体に技術的な情報及び助言を与えること。

4 検査員については、次の事項に妥当な考慮を払いつつ、その任務の効果的な遂行を確保するため、十分に訓練し、及び十分な数とすべきである。

(a) 検査員が遂行すべき任務の重要性、特に、検査の対象となる船舶の数、種類及び大きさ並びに執行すべき法規の数及び複雑性

(b) 検査員の使用に供される手段

(c) 検査を実効的に行うために必要な実際的な条件

5 検査員は、国内法令に定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資質を有し、

かつ、十分な訓練を受けるべきであり、また、可能な場合には、海事に係る教育を受け、又は船員としての経験を有すべきである。検査員は、船員の労働条件及び生活条件並びに英語に関する十分な知識を有すべきである。

6 検査員の雇用期間中、当該検査員に対して適当な追加の訓練を提供するための措置がとられるべきである。

7 全ての検査員は、検査を行うべき状況、そのような種々の状況において行うべき検査の範囲及び検査の一般的な手法について明確な理解を有すべきである。

8 国内法令に基づき正当な証明書を所持する検査員は、少なくとも、次のことを行う権限を有すべきである。

(a) 自由に、かつ、予告なしに船舶に乗船すること。ただし、検査員は、船舶の検査を開始する場合には、船長又は責任者及び適当な場合には船員又はその代表者に対し、当該検査員が乗船することを通知すべきである。

(b) 船長、船員その他の者（船舶所有者又はその代表者を含む。）に対し、その者が証人の立会いを要求

する場合には証人の立会いの下、法令に基づく要件の適用に関する事項について質問すること。

(c) この条約を実施するための国内法令の遵守を確認するため、検査の対象となる事項に直接関係する帳簿、航海日誌、登録簿、証明書その他の書類又は情報の提出を要求すること。

(d) この条約を実施するための国内法令に基づいて要求される掲示を行わせること。

(e) 使用され、又は取り扱われる物品、貨物、飲料水、食料、材料及び物質の試料を分析のため採取すること。

(f) 検査を行った後、乗船者の健康及び安全に影響を及ぼし得る不備について、直ちに船舶所有者、船舶の運航者又は船長の注意を喚起すること。

(g) 権限のある機関及び適当な場合には認定された団体に対し、現行の法令に明示的な規定のない不備又は弊害について警告し、及び当該法令を改善するための提案を提出すること。

(h) 法令に定める事例に関し、及び法令に定める態様により、権限のある機関に対し船員に影響を及ぼす職業上の負傷又は疾病について通報すること。

9 船舶所有者又はその代表者及び必要に応じて船員は、8(e)に規定する試料が採取される場合には、その

旨の通報を受け、又は当該試料が採取される時に立ち会うべきである。当該試料の量については、検査員が適正に記録すべきである。

10 加盟国の権限のある機関が自国を旗国とする船舶について公表する年次報告には、次のものを含めるべきである。

- (a) 船員の労働条件及び生活条件に関連する現行の法令並びに当該年次報告の対象となる年において効力を生じた改正の一覧表
- (b) 検査制度の組織の詳細
- (c) 検査の対象となる船舶又は他の施設並びに実際に検査が行われた船舶及び他の施設に関する統計
- (d) 国内法令の対象となる全ての船員に関する統計
- (e) 法令に対する違反、処罰及び船舶の抑留の事例に関する統計及び情報
- (f) 報告された職業上の負傷及び疾病であって船員に影響を及ぼすものに関する統計

第5.1.5規則 船舶内における苦情に関する手続

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）につ

いて申し立てる船員の苦情を公正、効果的かつ迅速に取り扱うための船舶内における手続を有することを要求する。

2 加盟国は、苦情を申し立てたことについての船員に対するいかなる種類の迫害も禁止し、及び処罰する。

3 この規則の規定及び規範の関連する部分の規定は、船員が適当と認める法的手段を通じて是正を求める権利を害するものではない。

A 1. 基準 船舶内における苦情に関する手続

1 船舶内における手続は、国内法令又は団体交渉の合意によりその対象に一層広範な事項を含めることを妨げることなく、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）に当たる疑いのある事項に関する苦情の申立てを行うために船員が利用することができる。

2 加盟国は、第1.規則に定める義務を履行するため、その国内法令により適当な船舶内における苦情に関する手続を設けることを確保する。当該手続は、可能な限り低い職業上の地位の段階において苦情を解決することを追求するものとする。ただし、船員は、いかなる場合においても、船長及び、必要と認めると

きは、適当な外部の機関に対して直接に苦情の申立てを行う権利を有する。

3 船舶内における苦情に関する手続には、船員が当該手続の間、補佐人又は代理人を立てる権利及び苦情を申し立てた船員に対する迫害の可能性からの保護を含む。「迫害」とは、明白な濫用又は悪意によるものでない苦情を申し立てた船員についていずれかの者がとる行為であつて、当該船員に不利益となる全てのものをいう。

4 全ての船員は、船員の雇用契約の写しに加えて、船舶内において適用可能な苦情に関する手続の写しを提供される。この写しには、旗国の権限のある機関及び船員の居住国が旗国と異なる場合にはその居住国の権限のある機関の連絡先並びに船員が当該手続を利用するに当たり、当該船員に対しその苦情について内密に公平な助言を与え、及びその他の方法により支援することができる乗船者の氏名を含む。

5 B 1. 指針 船舶内における苦情に関する手続

1 権限のある機関は、適用可能な団体交渉の合意の関連規定に従うことを条件として、船舶所有者団体及び船員団体と緊密な協議の上、自国を旗国とする全ての船舶のため、船舶内における苦情処理の手続であつて、公正な、迅速な、かつ、文書による十分な裏付けに基づくもののひな形を作成すべきである。当

該手続を作成するに当たっては、次のことを考慮すべきである。

(a) 多くの苦情が、苦情の申立てを受理すべき者又は船長にさえも特に関係することがあること。船員は、いかなる場合においても、船長に対して直接及び外部に対しても苦情の申立てを行うことができるべきであること。

(b) 当該手続は、この条約に規定する事項について苦情を申し立てる船員に対する迫害の問題の回避に資するため、当該船員が利用することができる手続について助言することができる乗船者であつて、当該船員の要請がある場合には当該苦情の対象である事項に関する会合又は聴取に出席することもできるものを指名することを奨励すべきであること。

2 1に規定する協議の過程において討議される手続には、少なくとも次のことを含めるべきである。

(a) 苦情の申立ては、苦情を提出する船員の所属する部の長又は当該船員の上司に対して行うべきであること。

(b) (a)に規定する船員の所属する部の長又は上司は、関係する問題の重大性に応じた所定の期間内に苦情を解決するよう努めるべきであること。

- (c) (a)に規定する船員の所属する部の長又は上司が当該船員の満足するように苦情を解決することができない場合には、当該船員は、当該苦情を船長に付託することができること。当該船長は、当該苦情を自ら直接取り扱うべきであること。
- (d) (a)に規定する船員は、いつでも、当該船員が乗船している船舶に乗船している他の船員であつて自ら選択するものを補佐人又は代理人として立てる権利を有すべきであること。
- (e) 全ての苦情及びそれらについての決定は、記録すべきであり、また、その記録の写しを関係する船員に提供すべきであること。
- (f) 船舶において苦情を解決することができない場合には、当該苦情は、陸上の船舶所有者に付託すべきであること。当該船舶所有者は、必要に応じ関係する船員又はその代理として当該船員が指名する者と協議の上当該苦情を解決するため、適当な期限を与えられるべきであること。
- (g) いかなる場合においても、船員は、船長、船舶所有者及び権限のある機関に対して直接苦情を申し立てる権利を有すべきであること。

第 5.1.6 規則 海難

1 加盟国は、負傷又は死亡をもたらした重大な海難であつて自国を旗国とする船舶に係るものについて公式の調査を行う。調査の最終報告は、原則として、公表する。

2 加盟国は、1に規定する重大な海難に関する調査を円滑にするために相互に協力する。

A 1. 基準 海難

5. 1. 6 (規定なし)

B 1. 1. 6 指針 海難

(規定なし)

第5.2規則 寄港国の責任

目的 外国船舶におけるこの条約の基準の実施及び執行についての国際協力に関し、加盟国がこの条約に基づき自国の責任を果たすことができるようにすること。

第5.2規則 1 港における検査

1 予定の航路に従い又は運航上の理由により加盟国の港に寄港する全ての外国船舶は、船舶内における船員の労働条件及び生活条件に関するこの条約上の義務（船員の権利の保障を含む。）の遵守状況を検討す

るため、第五条4の規定に基づく検査の対象となることがある。

2 加盟国は、第1.3³規則に基づき要求される海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書を、この条約上の義務（船員の権利の保障を含む。）が遵守されているものと推定する証拠として認容する。したがって、加盟国の港における検査は、規範に定める場合を除くほか、当該海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書の審査に限る。

3 港における検査は、規範の規定及び加盟国における寄港国による監督のための検査を規律する他の適用可能な国際的な取決めに従い、権限のある職員が行う。この検査は、検査される事項がこの条約の本文及び規則並びに規範A部に規定する関連する要件に適合していることの確認に限る。

4 この規則に従って行う検査は、関係する加盟国の港に入港する船舶における船員の労働条件及び生活条件がこの条約上の義務（船員の権利の保障を含む。）に従ったものであることを確保することに寄与するための実効的な寄港国による検査及び監視のための制度に立脚したものとす。

5 4に規定する制度（当該制度の実効性を評価するために用いる方法を含む。）に関する情報は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に基づく加盟国の報告に含める。

A 2. 基準 港における検査¹

1 検査を行うために乗船し、並びに必要な場合において海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書の提示を要求した権限のある職員が次のことを認める場合には、船舶における労働条件及び生活条件を確認するために一層詳細な検査を行うことができる。

- (a) 要求された文書が作成されず、維持されておらず、若しくは偽って維持されていること又は作成された当該文書がこの条約によって要求される情報を含まず、若しくは他の理由により無効であること。
- (b) 船舶における労働条件及び生活条件がこの条約上の義務に従ったものでないと思はれる十分な理由があること。

- (c) 船舶がこの条約の遵守を回避する目的で旗を変更したと思はれる十分な理由があること。
- (d) 船舶における特定の労働条件又は生活条件がこの条約上の義務に従ったものでないことを申し立てる苦情があること。

この検査は、不備があると認められ、若しくは申し立てられた労働条件若しくは生活条件が船員の安全、健康若しくは保安に対して明白な危険をもたらすとき又ははいずれかの不備がこの条約上の義務の重大

な違反（船員の権利の重大な侵害を含む。）に当たると信ずるに足りる理由があると権限のある職員が認めるときは、いかなる場合にも行う。

2 1 (a) から (c) までに規定する状況において、加盟国の港内の外国船舶において権限のある職員が一層詳細な検査を行う場合には、当該検査は、原則として、付録 A 五―III に掲げる事項を対象とする。

3 1 (d) に規定する苦情の場合には、検査は、原則として、当該苦情の範囲内の事項に限る。もつとも、当該苦情又はその調査により、1 (b) の規定に基づく詳細な検査のための明白な理由が提供されることもあり得る。1 (d) の規定の適用上、「苦情」とは、船員、職業団体、協会、労働組合その他一般に船舶の安全について利害関係（船舶内における船員の安全又は健康に対する危険についての利害関係を含む。）を有する者から提供された情報をいう。

4 一層詳細な検査の後、船舶における労働条件及び生活条件がこの条約上の義務に従ったものでないと認められる場合には、権限のある職員は、直ちに当該検査で認められた不備につき、その是正をすべき期限を付して当該船舶の船長の注意を喚起する。権限のある職員が当該不備を重大であると認めるとき又は当該不備が 3 の規定に基づいて申し立てられた苦情に係るときは、当該権限のある職員は、当該不備に

つき、当該検査が行われた加盟国の適当な船員団体及び船舶所有者団体の注意を喚起するものとし、並びに次のことを行うことができる。

(a) 旗国の代表者に通報すること。

(b) 関連する情報を次の寄港地の権限のある機関に提供すること。

5 検査が行われた加盟国は、検査に関する情報の記録が維持されること及び関連する訴えの手続の利用に関心を有し得る者の注意を喚起することを確保するために適当かつ有益と認められる措置がとられることを目的として、検査を行った権限のある職員の報告の写し（この写しには、旗国の権限のある機関から所定の期間内に回答を受領した場合には、当該回答を添付しなければならない。）を国際労働事務局長に送付する権利を有する。

6 権限のある職員による一層詳細な検査の後、船舶がこの条約上の義務を履行していないと認められる場合において、次の(a)又は(b)に規定するときは、当該権限のある職員は、(a)若しくは(b)の規定に該当する不履行が是正されるまで、又は当該不履行を是正するための行動計画を受理し、当該行動計画が迅速に実施されるであろうことを確認するまで、当該船舶が出航しないことを確保するための措置をとる。

- (a) 船舶内の諸条件が船員の安全、健康又は保安に対する明白な危険をもたらしているとき。
 - (b) その不履行がこの条約上の義務の重大な又は繰り返される違反（船員の権利の重大な又は繰り返される侵害を含む。）に当たるとき。
- 当該権限のある職員は、当該船舶を出航させない場合には、直ちにその旨を旗国に通報し、可能な場合には当該旗国の代表者が立ち会うよう招請して、当該旗国が所定の期間内に回答するよう要請する。当該権限のある職員は、当該検査が行われた寄港国の適当な船舶所有者団体及び船員団体に対しても直ちに通知する。
- 7 加盟国は、6の規定に基づいて船舶を抑留することが正当と認められる場合の類型について、自国の権限のある職員が規範B部に示すような指針を与えられることを確保する。
- 8 加盟国は、この基準に基づく自国の責任を果たす場合には、船舶を不当に抑留し、又はその出航を不当に遅延させることのないようにあらゆる可能な努力を払う。船舶が不当に抑留され、又はその出航を不当に遅延させられたことが認められる場合には、被った損失及び損害に対し賠償が支払われる。個々の事案についての立証責任は、申立てを行った者にあるものとする。

B 2. 1 指針 港における検査

1 権限のある機関は、第2.1規則の規定に基づき検査を行う権限のある職員のために検査に係る方針を作成すべきである。当該方針は、この条約上の義務（船員の権利の保障を含む。）に関する検査及び執行に係る活動について、一貫性を確保し、及び他の方法により指導することを目的とすべきである。当該方針の写しは、全ての権限のある職員に提供すべきであり、また、公衆並びに船舶所有者及び船員が利用することができるようになるべきである。

2 A.2.1基準6の規定に基づき船舶の抑留が正当と認められる場合に関する方針を作成するときは、権限のある機関は、A.2.1基準6(b)に規定する違反に関し、その重大性が関係する不備の性質によるものであり得ることを考慮すべきである。この点は、第三条及び第四条の規定に基づく基本的な権利及び原則又は船員の雇用及び社会的権利の侵害の場合においては、特に重要となる。例えば、最低年齢に達していない者の雇用は、そのような乗船者が一人のみのときであっても、重大な違反とみなすべきである。その他の場合においては、特定の検査中に認められた種々の不備の数を考慮に入れるべきである。例えば、居住設備又は食料及び料理の提供に係る不備であつて安全又は健康を脅かさないものに関しては、重大な違反に当た

るものとみなされる前提として、当該不備の複数の事例の存在が必要とされることがある。

3 加盟国は、検査に係る方針に関する国際的に合意される指針（特に、船舶の抑留が正当と認められる場合に關する指針）を採択するため、可能な限り相互に協力すべきである。

第 5.2. 規則 陸上における船員の苦情の取扱いに係る手続

1 加盟国は、自国の領域内の港に寄港する船舶の船員であつて、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）を主張するものについて、迅速かつ実地的な救済の方法を促進するため、当該違反についての苦情を報告する権利を有することを確保する。

A 5.2. 基準 陸上における船員の苦情の取扱いに係る手続

1 この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）を主張する船員は、その苦情を当該船員が乗り組む船舶が寄港した港における権限のある職員に報告することができる。このような場合には、当該権限のある職員は、予備的な調査を行う。

2 予備的な調査は、適当な場合には、苦情の性質に鑑み、第 5.1. 規則に規定する船舶内における苦情に関する手続が用いられたか否かについての検討を含む。権限のある職員は、A 5.2. 基準の規定に従つて一層詳細

な検査を行うこともできる。

3 権限のある職員は、適当な場合には、船舶内の段階で苦情を解決することを促進するよう努める。

4 この基準に規定する調査又は検査により、A.2.1¹基準6の規定に該当する不履行が明らかにされた場合には、同規定を適用する。

5 4の規定が適用されず、かつ、船舶内の段階で苦情が解決されない場合には、権限のある職員は、直ちに旗国に通報し、所定の期間内に助言及び是正のための行動計画を提示するよう求める。

6 5の規定に従ってとられた措置の後、苦情が解決されない場合には、寄港国は、権限のある職員による報告の写しを国際労働事務局長に送付する。当該報告は、旗国の権限のある機関から所定の期間内に回答を受領した場合には、当該回答を添付しなければならない。寄港国における適当な船舶所有者団体及び船員団体には、同様に通知する。さらに、寄港国は、解決された苦情に関する統計及び情報を定期的に国際労働事務局長に提出する。これらの送付及び提出は、適当かつ有益であると認められる措置に基づき、そのような情報の記録が維持されること及び関連する訴えの手続の利用に関心を有し得る者（船舶所有者団体及び船員団体を含む。）の注意を喚起することを目的として行う。

7 船員の苦情に関する秘密を保護するため、適当な措置がとられなければならない。

B 2. 指針 陸上における船員の苦情の取扱いに係る手続

1 A 2. 基準に規定する苦情を権限のある職員が取り扱う場合には、当該権限のある職員は、当該苦情が船舶内の全ての船員若しくは一部の職種に属する船員に関係する一般的な性質を有するものであるか又は関係する船員の個別の事案のみに関連するものであるかについて、最初に確認すべきである。

2 苦情が一般的な性質を有するものである場合には、A 2. 1 基準の規定に基づいて一層詳細な検査を行うことを考慮すべきである。

3 苦情が個別の事案に関連するものである場合には、当該苦情を解決するための船舶内における苦情に関する手続の結果について審査を行うべきである。当該手続が用いられていない場合には、権限のある職員は、申立てを行った者が当該手続を利用することを勧奨すべきである。船舶内における苦情に関する手続が用いられる前に苦情を検討することについては、十分な理由があるべきである。当該十分な理由には、船舶内の手続が適切でなく、若しくは不当に遅延していること又は申立てを行った者が苦情の提出に関する報復を恐れていることが含まれる。

4 苦情に関する調査において、権限のある職員は、船長、船舶所有者その他当該苦情に関与する者に対し、自己の意見を明らかにする適当な機会を与えるべきである。

5 旗国がA.2.基準5の規定に基づく寄港国からの通報に応じて、当該旗国が苦情を取り扱うこと及びそのための効果的な手続を有し、かつ、受け入れられる行動計画を提示したことを証明する場合には、権限のある職員は、当該苦情についての更なる関与を差し控えることができる。

第5.3 規則 労働力の供給に関する責任

目的 加盟国がこの条約に基づく自国の責任であって、船員の募集及び職業紹介並びに自国の船員の社会的な保護に関するものを果たすことを確保すること。

1 自国を旗国とする船舶における船員の労働条件及び生活条件についての加盟国の責任の原則を害することなく、加盟国は、この条約に規定する限りにおいて、自国の国籍を有し、又は自国の領域内に居住し、若しくは住所を有する船員について、船員の募集及び職業紹介並びに社会保障による保護に関するこの条約上の義務の履行を確保する責任を負う。

2 1の規定の実施に関する詳細な要件は、規範に定める。

3 加盟国は、この条約に基づく自国の労働力の供給に関する責任を果たすための実効的な検査及び監視のための制度を構築する。

4 3に規定する制度（当該制度の実効性を評価するために用いる方法を含む。）に関する情報は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく加盟国の報告に含める。

A 5.3 基準 労働力の供給に関する責任

1 加盟国は、検査及び監視のための制度並びにA 1.4 基準に定める免許その他運営に係る要件についての違反に対する法的手続を通じ、自国の領域に設けられた船員の募集及び職業紹介のための機関の運営及び活動について適用されるこの条約上の義務を履行する。

B 5.3 指針 労働力の供給に関する責任

1 加盟国の領域に設けられた民間の船員の募集及び職業紹介のための機関であって、船舶所有者に対して船員による役務の提供を確保するものは、その所在地のいかんを問わず、船舶所有者が船員との間で締結する雇用契約の条件を当該船舶所有者が適正に履行することを確保する義務を負うことを要求されるべきである。

付録 A 五―I

A 5.1.3 基準 1 の規定に従って船舶に証書を発給する前に旗国が検査し、及び承認しなければならない船員の労働条件及び生活条件は、次に掲げるものとする。

最低年齢

健康証明書

船員の資格

船員の雇用契約

免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用

労働時間及び休息時間

船舶の配乗の水準

居住設備

船舶におけるレクリエーション用の設備

食料及び料理の提供

健康及び安全並びに災害の防止

船舶における医療

船舶内における苦情に関する手続

賃金の支払

海上労働証書

(注 海上労働遵守措置認定書を添付する。)

2006年の海上の労働に関する条約（以下「条約」という。）第5条及び第5章の規定に基づき、

政府の権限の下に、

.....
(船舶の旗国の正式名称)

.....
(権限のある機関又は条約に基づいて正当に権限を与えられた認定された団体の正式名称及び住所)

が発給する。

船舶の要目

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

登録日

総トン数 (注1)

国際海事機関船舶識別番号

船舶の種類

船舶所有者の氏名又は名称及び住所 (注2)

この証書は、次のことを証明する。

- 1 この船舶が条約上の義務及び添付された海上労働遵守措置認定書に掲げる規定を遵守していることを検査し、及び確認したこと。
- 2 条約付録A 5-1に掲げる船員の労働条件及び生活条件が条約を実施するための上記の国の国内的な要件に合致することが認められたこと。これらの国内的な要件については、海上労働遵守措置認定書第I部

にその要約が記載されている。

この証書は、条約A5.1.3基準及びA5.1.4基準の規定に基づき検査が行われることを条件として、
.....まで効力を有する。

この証書は、.....において.....に発給された海上労働遵守措置認定書が添付
されている場合にのみ効力を有する。

この証書の基礎となる検査の完了の日は、.....である。
.....において.....に発給した。

証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

義務的な中間検査及び必要な場合における追加の検査に係る裏書

この裏書は、この船舶について条約A5.1.3基準及びA5.1.4基準の規定に基づき検査が行われたこと並びに

条約付録A 5-1に掲げる船員の労働条件及び生活条件が条約を実施するための上記の国の国内的な要件に合致することが認められたことを証明する。

中間検査

署名

.....
(権限を与えられた職員の名)

(2回目の検査基準日と3回目の

検査基準日との間に完了すること。)

場所

日

.....
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

追加の裏書 (必要な場合)

この裏書は、この船舶が、条約A.3.1基準3の規定(再登録又は居住設備の実質的な変更)が要求するところに従い又は他の理由により、条約を実施するための国内的な要件を継続的に遵守していることを確認するために追加の検査を受けたことを証明する。

追加の検査

(必要な場合)

署名

.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

.....
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

追加の検査

(必要な場合)

署名

.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

.....
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

追加の検査

(必要な場合)

署名.....
(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注 1 国際海事機関によって採択されたトン数の測度に関する暫定的な制度の対象となる船舶については、総トン数は、国際トン数証書 (1969年) の備考欄に記載されるものとする。条約第 2 条 1 (c) 参照

注 2 「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、裸傭船者^{よう}その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であつて、当該所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、条約に従つて船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わな
い。条約第 2 条 1 (j) 参照

2006年の海上の労働に関する条約

海上労働遵守措置認定書 第1部

(注 この船舶の海上労働証書に添付しなければならない。)

.....の権限の下に発給する。
(上記の条約の第2条1(a)に定義する権限のある機関の名称を記入すること。)

2006年の海上の労働に関する条約に関し、次の船舶は、同条約のA5.1.3基準の規定に従って維持されている。

船名	国際海事機関船舶識別番号	総トン数

署名者は、上記の権限のある機関に代わって次のとおり宣言する。

- (a) 2006年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の1から14までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。
- (b) (a)に規定する国内的な要件は、次の1から14までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。
- (c) 第6条3及び4の規定に基づき実質的に同等な規定の詳細は、〈次の1から14までに掲げる国内的な要件の項目のうち、対応するもの〉に〈この目的のために設けた下欄に〉〈〉の記述のうち、該当しないものを抹消すること。) 記載している。
- (d) 第3章の規定に基づき権限のある機関によって認められた適用除外は、この目的のために設けた下欄に明確に記載している。
- (e) 国内法令に基づき船舶の種類に特有の要件についても、関係する国内的な要件の項目において引用している。

1 最低年齢 (第1.1規則)

.....

- 2 健康証明書 (第1.2規則)
- 3 船員の資格 (第1.3規則)
- 4 船員の雇用契約 (第2.1規則)
- 5 免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用 (第1.4規則)
- 6 労働時間及び休息時間 (第2.3規則)
- 7 船舶の配乗の水準 (第2.7規則)
- 8 居住設備 (第3.1規則)
- 9 船舶におけるレクリエーション用の設備 (第3.1規則)
- 10 食料及び料理の提供 (第3.2規則)
- 11 健康及び安全並びに災害の防止 (第4.3規則)
- 12 船舶における医療 (第4.1規則)
- 13 船舶内における苦情に関する手続 (第5.1.5規則)

14 賃金の支払 (第2.2規則)

氏名

肩書

署名

場所

日

(必要に応じて、権限のある機関の印章)

実質的に同等な規定

(注 該当しない記述を抹消すること。)

1 から14までの項目に記載したものを除くほか、2006年の海上の労働に関する条約第6条3及び4に規定する実質的に同等な規定を次に記載する。(適当な場合には説明を挿入すること。)

.....
実質的に同等な規定による実施は、認められなかった。

氏名.....

肩書.....

署名.....

場所.....

日.....

(必要に応じて、権限のある機関の印章)

適用除外

(注 該当しない記述を抹消すること。)

2006年の海上の労働に関する条約第3章の規定に基づいて権限のある機関が認めた適用除外を次に記載する。

適用除外は、認められなかった。

氏名

肩書

署名

場所

日

(必要に応じて、権限のある機関の印章)

海上労働遵守措置認定書 第II部

検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためとする措置

次の措置は、検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するため、この海上労働遵守措置認定書を添付する海上労働証書に氏名又は名称が記載されている船舶所有者がとることとした。

(第I部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の1から14までに記載すること。)

- 1 最低年齢 (第1.1規則)
-
- 2 健康証明書 (第1.2規則)
-
- 3 船員の資格 (第1.3規則)

- 4 船員の雇用契約 (第2.1規則)
-
- 5 免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用 (第1.4規則)
-
- 6 労働時間及び休息时间 (第2.3規則)
-
- 7 船舶の配乗の水準 (第2.7規則)
-
- 8 居住設備 (第3.1規則)
-
- 9 船舶におけるレクリエーション用の設備 (第3.1規則)

- 10 食料及び料理の提供 (第3.2規則)
-
- 11 健康及び安全並びに災害の防止 (第4.3規則)
-
- 12 船舶における医療 (第4.1規則)
-
- 13 船舶内における苦情に関する手続 (第5.1.5規則)
-
- 14 賃金の支払 (第2.2規則)
-

第1部に掲げる要件に関し、検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するため、上記の措

置をとることとしたことをここに証明する。

船舶所有者 (注) の氏名又は名称

会社の住所

権限を与えられた署名者の氏名

肩書

権限を与えられた署名者の署名

日

(船舶所有者 (注) の印章)

上記の措置は、（権限のある機関又は正当に認定された団体の名称を挿入すること。）により検討され、船舶の検査の後、この海上労働遵守措置認定書の第 I 部に掲げる要件の当初の及び継続的な遵守を確保するための措置に関し A5.1.3 基準 10 (b) に定める目的に合致すると判断された。

氏名.....

肩書.....

住所.....

.....

.....

署名.....

場所.....

日.....

(必要に応じて、権限のある機関の印章)

注 「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、^{よう}裸備船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であつて、当該所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、2006年の海上の労働に関する条約に従つて船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。同条約第2条1(j)参照

暫定的な海上労働証書

2006年の海上の労働に関する条約（以下「条約」という。）第5条及び第5章の規定に基づき、

政府の権限の下に、

（船舶の旗国の正式名称）

（権限のある機関又は条約に基づき正当に権限を与えられた認定された団体の正式名称及び住所）

が発給する。

船舶の要目

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

登録日

総トン数 (注1)

国際海事機関船舶識別番号

船舶の種類

船舶所有者の氏名又は名称及び住所 (注2)

この証書は、条約A.5.1.3基準7の規定の適用上、次のことを証明する。

- (a) 条約付録A 5 – Iに掲げる事項について、(b)から(d)までに規定する事項の確認を考慮しつつ、合理的かつ実行可能な限り、この船舶を検査したこと。
- (b) 船舶所有者が権限のある機関又は認定された団体に対し、この船舶が条約を遵守するための適切な手続を有することを証明したこと。
- (c) 船長が条約上の義務及び実施に係る責任に精通していること。
- (d) 関連する情報が海上労働遵守措置認定書を作成するために権限のある機関又は認定された団体に提出されたこと。

この証書は、条約 A.5.1.3 基準及び A.5.1.4 基準の規定に基づき検査が行われることを条件として、.....
.....まで効力を有する。

(a)に規定する検査の完了の日は、.....である。
.....において.....に発給した。

暫定的な証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名.....
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注 1 国際海事機関によって採択されたトン数の測度に関する暫定的な制度の対象となる船舶については、総トン数は、国際トン数証書
(1969年)の備考欄に記載されるものとする。条約第2条1(c)参照

注 2 「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、裸傭^よ船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であって、当該
所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き
継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わな
い。条約第2条1(j)参照

付録 A 五―III

A 5.2.1 基準の規定に基づく寄港国による検査を行う加盟国の港において、権限のある職員による一層詳細な検査の対象となる一般的な分野は、次に掲げるものとする。

最低年齢

健康証明書

船員の資格

船員の雇用契約

免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用
労働時間及び休息時間

船舶の配乗の水準

居住設備

船舶におけるレクリエーション用の設備

食料及び料理の提供

健康及び安全並びに災害の防止

船舶における医療

船舶内における苦情に関する手続

賃金の支払

付録 B 五―I 各国における海上労働遵守措置認定書の記載の例

B
5.1.3 指針 5 を参照すること。

2006年の海上の労働に関する条約
海上労働遵守措置認定書 第 I 部

(注 この船舶の海上労働証書に添付しなければならない。)

×××国海上運送省の権限の下に発給する。

2006年の海上の労働に関する条約に関し、次の船舶は、同条約の A.5.1.3 基準の規定に従って維持されている。

船名	国際海事機関船舶識別番号	総トン数
機船 例丸	12345	1,000

署名者は、上記の権限のある機関に代わって次のとおり宣言する。

- (a) 2006年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の1から14までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。
- (b) (a)に規定する国内的な要件は、1から14までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。
- (c) 第6条3及び4の規定に基づく実質的に同等な規定の詳細は、〈次の1から14までに掲げる国内的な要件の項目のうち、対応するもの〉に〈この目的のために設けた下欄〉に〈〈〉の記述のうち、該当しないものを抹消すること。〉記載している。
- (d) 第3章の規定に基づき権限のある機関によって認められた適用除外は、この目的のために設けた下欄に

明確に記載している。

- (e) 国内法令に基づき船舶の種類に特有の要件についても、関係する国内的な要件の項目において引用している。

1 最低年齢 (第1.1規則)

改正された海運法 (1905年法律第123号) (以下「法律」という。) 第10章、2006年の海運規則 (以下「規則」という。) 第1111号から第1222号まで

最低年齢は、2006年の海上の労働に関する条約に規定する年齢である。

「夜間」とは、海上運送省 (以下「省」という。) が異なる期間を承認する場合を除くほか、午後9時から午前6時までをいう。

18歳以上の者に限定される危険な労働の例は、この海上労働遵守措置認定書の附属書Aに掲げる。貨物船の場合には、18歳未満の者は、船舶の配置図 (この海上労働遵守措置認定書に添付する。) に「危険区域」として記載された区域で働くことができない。

2 健康証明書 (第1.2規則)

法律第 1 1 章、規則第 1 2 2 3 号から第 1 2 3 3 号まで

健康証明書は、適用可能な場合には、改正された 1 9 7 8 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める要件に従うものとする。その他の場合には、当該要件が必要な調整を行った上で適用される。

資格を有する眼鏡技師であつて、省が承認した名簿に記載されたものは、視力に関する証明書を発給することができる。

健康検査は、B.1.2.1指針に規定する国際労働機関及び世界保健機関の指針に従って行われる。

海上労働遵守措置認定書 第II部

検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためとする措置

次の措置は、検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するため、この海上労働遵守措置認定書を添付する海上労働証書に氏名又は名称が記載されている船舶所有者がとることとした。

(第I部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の1から14までに記載すること。)

1 最低年齢 (第1.1規則)



各船員の生年月日は、乗組員名簿上の当該船員の氏名の次に記載する。

乗組員名簿は、各航行の開始時に、船長又はこれに代わって行動する職員 (以下「権限のある職員」という。) が確認し、確認した日を記録する。

18歳未満の船員は、雇用の時に、当該船員が夜間の労働、危険であるとして明示的に掲げる労働 (第

I部1参照) その他の危険な労働を行うことが禁じられること及び疑義がある場合には権限のある職員に相談することを要求されることが記載された書簡を受領する。当該書簡の写しは、「受領し、及び確認した。」という記載の下に当該船員に署名させ、及びその署名の日付を記載させた上で権限のある職員が保管する。

2 健康証明書 (第1.2規則)



健康証明書は、権限のある職員の責任の下で準備され、並びに船舶内の各船員についてその職務、最新の健康証明書の日付及び当該証明書に記載された健康状態を明記した一覧表とともに、権限のある職員が厳格に秘密のものとして保管する。

船員が特定の職務について医学上適しているか否かにつき疑義がある場合には、権限のある職員は、当該船員の医師その他の資格を有する医師に相談し、当該医師の所見の概要、当該医師の氏名及び電話番号並びに相談した日付を記録する。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて二千六年二月二十三日に閉会を宣言されたその第九十四回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、二千六年二月二十三日に署名した。

総会議長

ジャン＝マルク・シンドラー

国際労働事務局長

ホアン・ソマビア

